

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	提案事項コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
土地開発公社の保有している先買い制度に係る先行取得用地の用途の制限緩和(商業・工業用地として民間に譲渡する事業を追加)	1200010	<p>公有地の拡大の推進に関する法律による土地の先買い制度は、都市施設に関する事業、取用適格事業及びこれらに準ずる事業という公共性の高い事業の用に供する土地を計画的に取得するために設けられているものであり、このような観点から、先買権が付与されるとともに、譲渡所得の特別控除が認められているところである。</p> <p>従って、先買権や譲渡所得の特別控除を用いて取得したこれらの土地を、先買い制度で予定している以外の用途で譲渡することは、そもそもこの制度の趣旨を逸脱するものであり、認められない。</p>	<p>自治体からの提案は「土地開発公社の先行取得用地は、民間売却するのみに宅地のみが認められていないため、商業及び工業用地として売却できず、企業等の誘致ができないため「保有地を有効に活用することで、企業等の誘致及び定住人口の増加」を図るという観点から特別を定めるものである。このような観点から特別を設けることができないか、具体的に検討し回答されたい。</p>	<p>公有地の拡大の推進に関する法律では、都市施設に関する事業、取用適格事業及びこれらに準ずる事業(公的主体が行う住宅用地の譲渡に関する事業等)という公共性のある事業の用に供される土地を計画的に取得するため、民間の土地取引に優先して土地を買取ることができる制度を定めている(先買い制度)。また、その公共性の高さから、先買い制度により取得された土地の譲渡所得に対し1500万円の特別控除が認められているところである。</p> <p>従って、提案された観点から特別を設けることは、先買い制度の趣旨を逸脱するものであり、認められない。</p>	C		<p>提案者からの意見では「全国的に中心市街地商店街の沈滞が深刻な状況にあって、中心市街地活性化法等により国を挙げて取り組む現状」や「各自治体の公営企業等において、工業団地の分譲が行われている点等から商業団地用地、工業団地用地にも公共性の高いものがある旨が指摘されている。この点について具体的に検討し、回答されたい。</p>	<p>公有地の拡大の推進に関する法律では、民間の土地取引に優先して土地を買取ることができる制度が定められている(先買い制度)とともに、先買い制度により取得された土地の譲渡所得に対し1500万円の特別控除が認められているところである。</p> <p>このような民間の取引の抑制や税の特例を含む先買い制度により取得された土地の用途については、極めて公共性の高い事業に限定する必要があることから、取用権が付与される都市計画法第4条第5項に規定する都市施設に関する事業及び土地収用法第3条各号に掲げる施設に関する事業並びにこれらに準ずる事業に限定されているところである。</p> <p>要望に係る商業用地や工業団地用地については、このような極めて高い公共性はないと判断できることから、当該要望は認められない。</p>	C - 1		1011010	群馬県	10000	土地開発公社保有地活用特区	公社の保有する土地の売却制限緩和及び建売分譲、定期借地権設定の容認
土地収用法第3条の対象事業の拡大	1200020	<p>土地等の取用をする事業は、公益性のあるものでなければならぬというのが憲法上の要請である(憲法第29条第3項)。これを踏まえて、土地収用法第3条は一定の公益性が認められる事業を限定列挙しているものであるが、「構造改革特区構想に関する事業」といった外延の明確でない括りでは当該事業の公益性の存在が立証できないため対象とすることはできない。</p> <p>土地収用法は、土地等を取用し又は使用するのための法律であって、税法上の特例等の適用を目的に土地収用法の対象事業化を求めるのは本末転倒であり、構造改革特区における事業推進のために税制上の措置等が必要であれば直接に税法等の特例を求めるべきである。</p>	<p>費省からの回答では「外延の明確でない括りでは当該事業の公益性の存在が立証できない」とあるが、公益性の存在をどのように立証すれば特区として実現できるのか、具体的に検討し回答されたい。</p>	<p>自治体からの提案は、「税法その他の特例」を目的としており、土地の取用自体を目的とするものとは見えない。土地収用法は、土地等を取用し又は使用するのための法律であって、税法上の特例等の適用を目的に土地収用法の対象事業にすることを求めるのは本末転倒であり、構造改革特区における事業推進のために税制上の措置等が必要であれば直接に税法等の特例を求めるべきである。なお、当該自治体のいう「土地収用法第3条に掲載された事業しか税法その他の特例が適用されない」というのは、明らかな事実誤認である。例えば、租税特別措置法第33条第1項第1号を見ても、対象として土地収用法以外に13の法律を掲げ、加えて政令で対象を追加できるようになっている。このほかにも土地収用法の取用適格事業と同様の租税特別措置の対象となっているものは数多くある。</p> <p>仮に、要望事項にあるような「取得後の用地の土地利用計画が未確定」のまま国民の財産を取用したとすれば、憲法第29条第3項に規定する「公共のために」という要件を満たすかどうか不明ということにほかならず、憲法違反といわざるを得ない。なお、構造改革特区においては、従来型の財政措置は講じないこととされている。</p> <p>ちなみに、土地収用法第3条は、事業の種類、事業者(主体)、施設の範囲・用途等から対象を詳細に限定して取用適格事業の範囲を定めており、これには政令等への委任もなく、すべて法律(国会の判断)に留保されている。したがって、同条の特例を定めるのならば、対象となる事業について同程度の限定が必要である。しかし、要望事項は「取得後の用地の土地利用計画が未確定であっても」とあるように、事業の種類、事業者(主体)、施設の範囲・用途等の具体的な事項が明らかでないものを前提としているため、取用適格事業への位置付けはできない。</p>	F						1405070	掛川市	22213	スローライフ・ビレッジ掛川特区構想	構造改革特別区域の事業が土地収用法第3条に該当する事業とする。
											1417030	掛川市	22213	旧リゾート施設用地活用特区	構造改革特別区域の事業が土地収用法第3条に該当する事業とする。
水道事業に関する定義の拡大	1200030	<p>土地収用法第3条第18号に位置付けるには、水道事業者が行う事業として水道法上の整理・位置付けが必要である。</p> <p>地方公共団体である水道事業者が整備する水源涵養林については、土地収用法第3条第31号の対象となるという解釈を過去に公文書で回答した例がある。本件事業について、「宮古島上水道企業団」が地方公共団体(一部事務組合その他の特別地方公共団体を含む。)に当たるかなど個別に精査する必要があるが、土地収用法第3条第31号の対象となる可能性がある。</p>	<p>費省からの回答では「土地収用法第3条第31号の対象となる可能性があり、現行制度で対応可能とあるが、提案にある宮古島上水道企業団による水源涵養林造成のための土地取得は対象となるのか。基準を明確化した上で具体的に検討し、回答されたい。</p>	<p>「宮古島上水道企業団」は一部事務組合である水道事業管理者であるので、要望事項の「水源涵養林の整備事業」は、土地収用法第3条第31号の解釈について示した昭和56年3月17日付け建設省計総発第12号建設省計画局総務課長回答に則れば同号に該当すると考えられる。</p> <p>土地を取用しようとする場合には、土地収用法第20条の規定による事業認定を受けなければならない。市町村(その一部事務組合を含む。)の行う事業に対する事業認定は、土地収用法第17条第2項の規定により都道府県知事の権限に属するので、当省において具体的事項にわたる判断はできないから、具体的事業計画をもって沖縄県に相談されたい。</p>	D - 1						1166020	平良市	47206	緑のダム特区	水道事業に関する定義の拡大。

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進からの再検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	提案事項コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
宅地建物取引業法第15条の特例	1200040	取引主任者は宅地建物の取引前に消費者に対する重要事項説明を行うこと等をその業務としており、消費者保護のために設置を義務づけているものである。第3セクター等においては取引主任者を設置することなく取引を行った場合、消費者保護の観点から安全な宅地建物取引が行われる担保がなく、対応は不可能である。	一般の取引業者と異なり、第3セクター等の公共性を有する団体においては、特区において特例を認めることができないか、具体的に検討し、回答されたい。	宅地建物取引業法には主たる目的の1つとして消費者の保護があり、その観点から宅地建物の取引を業として行う者に対して法第15条等によって取引主任者の設置等の規制が課されているものである。 主任者の設置は、宅地建物取引を業として行う者に専門知識を持った主任者の設置を義務付けることにより、取引に関する適切な情報収集や、取引の相手方である消費者に十分な説明を行うこととし、取引に関する誤解やトラブルを避けようとするもの。 従って、当該設置義務に係る特例については、宅地建物の取引上の消費者保護に支障がないかを充分考える必要がある。 仮に第3セクター等について取引主任者の設置を不要とする特例を認めた場合、宅地建物取引の専門家がいないまま反復継続して宅地建物の取引業務が行われることとなり、その場合に当該取引によって消費者が不測の損害を被る危険性は一般の宅地建物取引業者が主任者を置かずして取引を行った場合と何ら変わることはない。 以上のように第3セクター等に土地取引の専門家を置かないこととした場合には、そのしわよせは消費者に対して取引上のリスクを高める形で転嫁させることになり、不適切と考えられるため、御提案の特例措置は認められない。	C						1402060	掛川市	22213	満水プロジェクト特区	宅地建物取引業法関係
公共施設の管理者の同意等の拡大	1200050	都市計画法第32条の公共施設の管理者等には道路、公園、下水道、緑地、広場、河川、運河、水路及び消防の用に供する貯水施設の管理者並びに義務教育施設設置者、水道事業者、一般ガス事業者、鉄道事業者及び軌道経営者が含まれており、ご提案の新たに開発事業者が同意等を求める者を追加することは規制の強化にあたり、開発事業者の何らかの負担増につながりかねないものと考えられ、地域の活性化にはつながらないものと考えられる。	特区において検討されるのは幅広い規制の特例であり、規制の強化であるということのみで、その対象から除外されるものではない。提案自治体に趣旨を確認される等、内容を具体的に検討し、回答されたい。	ご提案の趣旨は、一定の宅地水準の確保を求める開発許可の制度に、地域住民とのトラブルを回避する等のため、長野県が行政指導によって行っている手続を加えることと理解されるが、指導要綱による行政指導は、民間事業者に過度の負担とならないよう、規制改革や経済対策についての数次の閣議決定等においても、その行き過ぎの是正が求められているものであり、ご提案の新たに開発事業者が同意等を求める者を追加することは、開発事業者の何らかの負担増につながりかねないものと考えられ、適切ではないものと考えられる。また、住民等にわがりにくいことであるが、貴県において必要な行政指導についての要綱において、民間事業者に要請する手続を詳細に示し、公開、周知措置を積極的に図られれば解決するものと考えられる。	C		提案者からの意見では「各種個別法による枠組みに替えて、地域に最も適合した総合的な条例を定め、規制・誘導等を行い、県の大きな観光資源として育て、活性化を図る」とするものである」とあり、この点につき具体的に検討し、回答されたい。		C - 1		1429040	長野県	20000	長野ルネッサンス特区	公共施設の管理者の同意等の規定の適用除外
公共施設の管理者の同意等の規定の適用除外	1200060	ご提案の主旨は手続に時間と労力がかかることであるが、貴団体が推進しようとするプロジェクトが地元自治体が推進しようとするプロジェクトとなるのであれば、案件の優先的な処理により負担の軽減及び当該施設の迅速な設置が可能と考えている。	貴省からの回答は、提案の内容に適切に対応していないと懸念されるので、内容を確認し、再度回答されたい。	ご提案によれば「農業団地化を本格的にするとすれば2~4ha以上となるものが多々あり、そうなる間関係行政庁が多くなり協議に多大な労力と時間が必要となってしまふ。地域の特性に応じて地元行政庁の対応で済むようにしてほしい」とのことであるが、開発許可事務については12政令指定都市、30中核市、37特別市、約130の市及び特別区(平成14年4月1日現在)で許可事務が行われているとともに、それ以外の都市計画区域であっても、都道府県の土木事務所等支分部局で行われている場合もあり、都市計画法の開発許可に関しては地元行政庁の対応で済ませられるものと考えられる。	D - 1						2186010	社団法人農村資源開発協会	50060	農村資源開発特区(農業先端技術集積特区)	a.農地転用許可不要面積の拡大及び許可不要面積の引き上げ 農振除外に關しても、a同様、一定範囲まで不要とする c.農業生産法人の事業・構成員・業務執行役員要件を緩和し、種苗・園芸資材・食品・流通企業等が農業参入しやすくする d.前記企業が農地を保有出来る様、農地の権利移動要件を緩和する e.最低経営面積制限等各種取得制限の緩和により新規参入を容易にする f.認定農業者の農業融資制度の審査基準緩和 g.事業上の利用制限の緩和 i.農業用施設のための開発にかかわる場合の
開発許可行為に係る駐車場の設置、建物解体義務の緩和	1200070	都市計画法の開発許可の要件には、住戸数の1/3以上の駐車場の設置、建築確認前の建物解体義務は課されておらず、同法施行令第25条第2号等により道路の幅員についても緩和されている。	提案の内容は「不要な道路の廃道があるだけで開発行為をさせられない。貴通道路の廃道に関して周辺同意とのかかわりが不明確。部分廃道において明らかに影響を受けなくても残道路の接道者の反対だけで計画が頓挫する。公道は普通財産にするための期間も普通財産としての価格も不透明な場合があり、事業を行なう上で計算が立たない」点を問題としているのであり、これについて具体的に検討し、回答されたい。	開発許可では、良好な市街地の形成を図るべく、宅地の一定の水準を確保するため道路、公園等の空地、排水施設、給水施設、擁壁の設置等が適切になされるものを判断することとしているが、建築物の建築を主たる目的として土地の区画形質を変更するに際し、従前存在していた道路を廃止するような場合であっても、当該区域の面積が一定規模未満のもの等は開発許可を要しないこととされている。また、開発許可の基準上は、開発区域外の周辺住民の同意を求めない上、道路が廃止されても上記の点で問題がなければ許可しうるものとなっている。従前の道路の廃止そのものについては、開発許可とは直接関係のないものであり、ご懸念の負担の増加は開発許可制度によるものではないと考えられる。	E						2025010	株式会社フジタ環境創造事業本部 首都圏住宅事業部	50020	細街路開発特区	廃道(または部分廃道)を開発行為の要件から除外し、建築基準法のみで廃道可能とする。 公道であっても道路のまま当該道路の路線価で払い下げられるものとする。
											1119040	蕨蒲町	11446	農産物直売所設置特区	開発許可等の緩和

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	提案事項コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	規制の特例事項(事項名)	
市街化調整区域における開発許可、建築許可の緩和	1200080	市街化調整区域における開発行為は、一定規模以上の計画的開発、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれなく市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為で、あらかじめ開発審査会の議を経たもの又は、条例で区域、目的又は予定建築物の用途を限り定めたものは現行制度上許可でき、地域の实情に応じた運用が可能である。また地方自治法第252条の17の2により、都道府県条例で定めるところにより都道府県知事の権限に属する事務の一部を特段の人口要件の限定なく市町村が処理することができる(平成14年4月段階で本条項により政令指定都市、中核市、特別市以外に全国で約130の市・特別区に開発許可の全部の権限が移譲)こととされている。提案団体が特別に振興したい地区での該当施設の円滑な開発許可が可能となるよう条例制定、事務処理市町村への移行等必要な措置について、提案団体と道県あるいは提案団体内で、ご相談されたい。	費省からの回答では「条例で区域、目的又は予定建築物の用途を限り定めたものは現行制度上許可でき、地域の实情に応じた運用が可能」とあるが「市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる」等の要件により、実際はそのような運用が困難となっているのではないか。これについては、解釈の明確化の観点から、ガイドラインの提示等の対応が必要なのではないか。また、多くの市町村から提案が出ていることから、権限移譲について趣旨の徹底を図るべきではないか。これらの点につき、具体的に検討し、回答されたい。	開発区域の周辺における市街化を促進するおそれなく市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為等に該当すると考えられ、通常原則として許可して差し支えないものと考えられるものとして、市街化調整区域内の農家の通常の分化発展過程で必要とされる住宅、既存集落等に従来から居住する非農家の通常の分化発展過程で必要とされる住宅、研究対象が市街化調整区域に存在する場合の研究施設、都市計画法第34条第1号から第9号、第10号口で許可された事業所等の従業者の住宅等、一体の日常生活圏を構成する市街化区域とはほぼ同等の既存集落内における自己用住宅、準公益的建築物、市街化調整区域における自然的土地利用と調和のとれたレクリエーションのための施設を構成する建築物、独立して一体的な日常生活圏を構成している大規模既存集落内の従前居住者の自己用住宅・分家住宅、小規模工場・事務所・店舗等、許可権者が指定した振興地域での工場等、インターチェンジ周辺の大規模流通業務施設等を例示するとともに、画一的な運用でなく地域の实情等に応じた運用を行うことが望ましいことを示した開発許可制度運用指針を技術的助言として地方公共団体に示すとともに、国土交通省のホームページでも公開しているところである。また、同指針において、地方自治法に基づく事務処理市町村制度の活用も示している。これらに加え、全国開発許可担当課長会議を開催し、特区制度の説明、開発許可に係る第1次提案に対する国土交通省の考え方を、構造改革特区推進本部ホームページに掲載されている内容に沿って説明してきたところであり、今後とも、適宜、情報提供に努めていきたい。開発許可権限の事務処理市町村への円滑な移行について、市町村の規模等の制限を設けない事例等の情報提供と併せて、都道府県に要請する。また、市街化調整区域での開発許可の先行事例、条例等の制定状況等について調査し、情報提供を行うことを通じて、地方公共団体に地域の实情に応じた弾力的な運用が可能であること等を周知する。	D-1 B-1							1402050	掛川市	22213	満水プロジェクト特区	開発行為関係(除外特例)
												1084010	登別市	1230	地場産品創造特区	開発行為における知事許可不要建築物等の拡大
												1085030	熊本県菊陽町	43404	熊本半導体産業特区	都市計画法における開発許可の緩和
												1173020	豊川市	23207	環境保全型農業推進特区	総合有機センターの設置に係る開発許可の規制緩和
												1008010	沼田町	1438	雪氷冷熱エネルギー等活用推進特区	都市計画法に定める開発行為許可不要施設の範囲拡大

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	提案事項コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	規制の特例事項(事項名)	
市街化調整区域における開発許可、建築許可の緩和	1200130	市街化調整区域における開発行為は、一定規模以上の計画的開発、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれなく市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為で、あらかじめ開発審査会の議を経たもの又は、条例で区域、目的又は予定建築物の用途を限り定めたものは現行制度上許可でき、また市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内における建築物の建築は、周辺における市街化を促進するおそれなく市街化区域において建築することは困難又は著しく不適当と認められる建築物で、あらかじめ開発審査会の議を経たものや、条例で区域、目的又は用途を限り定めたものも許可でき、地域の実情に応じた運用が可能である。ご提案の主旨は許可に係る手続、時間、労力の軽減をとることであるが、北海道は許可権者でもあるので、推進されようとするプロジェクト構想に係る案件の優先的な処理により負担の軽減及び該当施設の迅速な設置が可能と考えている。	費省からの回答では「条例で区域、目的又は予定建築物の用途を限り定めたものは現行制度上許可でき、地域の実情に応じた運用が可能」とあるが「市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる」等の要件により、実際はそのような運用が困難となっているのではないかと、これについては、解釈の明確化の観点から、ガイドラインの提示等の対応が必要なのではないかと、この点につき、具体的に検討し、回答された。	開発区域の周辺における市街化を促進するおそれなく市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為等に該当すると考えられ、通常原則として許可して差し支えないものと考えられるものとして、市街化調整区域内の農家の通常の分化発展過程で必要とされる住宅、既存集落等に従来から居住する非農家の通常の分化発展過程で必要とされる住宅、研究対象が市街化調整区域に存在する場合の研究施設、都市計画法第34条第1号から第9号、第10号口で許可された事業所等の従業者の住宅等、一体の日常生活圏を構成する市街化区域とほぼ同等の既存集落内における自己用住宅、準公益的建築物、市街化調整区域における自然的土地利用と調和のとれたレクリエーションのための施設を構成する建築物、独立して一体的な日常生活圏を構成している大規模既存集落内の従前居住者の自己用住宅・分家住宅、小規模工場・事務所・店舗等、許可権者が指定した振興地域での工場等、インターチェンジ周辺の大規模流通業務施設等を例示するとともに、画一的な運用でなく地域の実情に応じた運用を行うことが望ましいことを示した開発許可制度運用指針を技術的助言として地方公共団体に示すとともに、国土交通省のホームページでも公開しているところである。	D - 1						1057080	北海道	1000	農村再生特区	市街化調整区域内における開発許可対象の拡大・許可要件の緩和	
											1057090	北海道	1000	農村再生特区	開発許可を受けた土地以外における建築規制の緩和	
市街化調整区域における開発許可、建築許可の緩和	1200140	市街化調整区域における開発行為は、一定規模以上の計画的開発、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれなく市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為で、あらかじめ開発審査会の議を経たもの又は、条例で区域、目的又は予定建築物の用途を限り定めたものは現行制度上許可でき、地域の実情に応じた運用が可能である。また地方自治法第252条の17の2により、都道府県条例で定めるところにより都道府県知事の権限に属する事務の一部を特段の人口要件の限定なく市町村が処理することができる(平成14年4月段階で本条項により政令指定都市、中核市、特別市以外に全国で約130の市・特別市に開発許可の全部の権限が移譲)こととされている。提案団体が特別に振興したい地区での該当施設の円滑な開発許可が可能となるよう条例制定、事務処理市町村への移行等必要な措置について、提案団体と道府県あるいは提案団体内で、ご相談されたい。 ・1025010の君津市のご提案中、農振農用地の農地転用許可は、農業振興地域の整備に関する法律に係る事項であり、都市計画法の開発許可とは直接の関係はないものである。	費省からの回答では「条例で区域、目的又は予定建築物の用途を限り定めたものは現行制度上許可でき、地域の実情に応じた運用が可能」とあるが「市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる」等の要件により、実際はそのような運用が困難となっているのではないかと、これについては、解釈の明確化の観点から、ガイドラインの提示等の対応が必要なのではないかと、この点につき、具体的に検討し、回答された。	開発区域の周辺における市街化を促進するおそれなく市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為等に該当すると考えられ、通常原則として許可して差し支えないものと考えられるものとして、市街化調整区域内の農家の通常の分化発展過程で必要とされる住宅、既存集落等に従来から居住する非農家の通常の分化発展過程で必要とされる住宅、研究対象が市街化調整区域に存在する場合の研究施設、都市計画法第34条第1号から第9号、第10号口で許可された事業所等の従業者の住宅等、一体の日常生活圏を構成する市街化区域とほぼ同等の既存集落内における自己用住宅、準公益的建築物、市街化調整区域における自然的土地利用と調和のとれたレクリエーションのための施設を構成する建築物、独立して一体的な日常生活圏を構成している大規模既存集落内の従前居住者の自己用住宅・分家住宅、小規模工場・事務所・店舗等、許可権者が指定した振興地域での工場等、インターチェンジ周辺の大規模流通業務施設等を例示するとともに、画一的な運用でなく地域の実情に応じた運用を行うことが望ましいことを示した開発許可制度運用指針を技術的助言として地方公共団体に示すとともに、国土交通省のホームページでも公開しているところである。 また、同指針において、地方自治法に基づく事務処理市町村制度の活用も示している。 これらに加え、全国開発許可担当課長会議を開催し、特区制度の説明、開発許可に係る第1次提案に対する国土交通省の考え方を、構造改革特区推進本部ホームページに掲載されている内容に沿って説明してきたところであり、今後とも、適宜、情報提供に努めていきたい。	D - 1							1025010	千葉県君津市	12225	君津インターチェンジ周辺産業活性化特区	市街化調整区域内優良農地の開発規制の緩和
												1152010	柳津町	21304	岐阜流通・物流関連事業推進特区	市街化調整区域内の開発許可基準の緩和
												1176020	犬山市	23215	都市と農業の共生特区	市街化調整区域における許可要件の特例
												1259030	帯広市	1207	環境・資源リサイクル 振興特区	市街化調整区域内における開発許可対象の拡大・許可要件の緩和
												1308040	神戸市	28100	人と自然との共生ゾーン特区(大都市近郊農業特区)	地縁者のための住宅建設の緩和
												1364010	酒田市	6204	観光農園設置推進特区	観光農園設置推進に関する都市計画法、農振法の緩和
												2055030	エコ村ネットワーク	50110	小舟木エコ村特区	開発行為の許可の緩和
												1276030	秦野市	14211	民間企業による「秦野ふるさと村」の創出	・市街化調整区域内における開発許可対象要件の緩和
												1344010	埼玉県鴻巣市	11217	花の文化・産業経済特区	土地利用の規制緩和
												1104010	山形県天童市	6210	田園集落再生特区	市街化調整区域における専用住宅開発の容認
1074010	亀岡市	26206	緑と共生のまち推進特区	市街化調整区域内における開発許可要件の緩和												

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	提案事項コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
市街化調整区域における開発許可、建築許可の緩和	1200150	<p>市街化調整区域における開発行為は、一定規模以上の計画的開発、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれなく市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為で、あらかじめ開発審査会の議を経たもの又は、条例で区域、目的又は予定建築物の用途を限り定めたものは現行制度上許可でき、また市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内における建築物の建築は、周辺における市街化を促進するおそれなく市街化区域において建築することは困難又は著しく不適当と認められる建築物で、あらかじめ開発審査会の議を経たものや、条例で区域、目的又は用途を限り定めたものも許可でき、地域の実情に応じた運用が可能である。貴団体が推進しようとするプロジェクトが地元自治体が推進しようとするプロジェクトとなるのであれば、該当施設の設置が可能と考えている。</p> <p>・2035010のご提案中、保養地税の新設、保養地医療の質の確保のための資格の義務付けは都市計画法とは直接の関係がないものである。</p>	<p>貴省からの回答では「条例で区域、目的又は予定建築物の用途を限り定めたものは現行制度上許可でき、地域の実情に応じた運用が可能」とあるが「市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる」等の要件により、実際はそのような運用が困難となっているのではないかと、これについては、解釈の明確化の観点から、ガイドラインの提示等の対応が必要なのではないかと。この点につき、具体的に検討し、回答されたい。</p>	<p>開発区域の周辺における市街化を促進するおそれなく市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為等に該当すると考えられ、通常原則として許可して差し支えないものと考えられるものとして、市街化調整区域内の農家の通常の分化発展過程で必要とされる住宅、既存集落等に従来から居住する非農家の通常の分化発展過程で必要とされる住宅、研究対象が市街化調整区域に存在する場合の研究施設、都市計画法第34条第1号から第9号、第10号口で許可された事業所等の従業者の住宅等、一体の日常生活圏を構成する市街化区域とほぼ同等の既存集落内における自己用住宅、準公益的建築物、市街化調整区域における自然的土地利用と調和のとれたレクリエーションのための施設を構成する建築物、独立して一体的な日常生活圏を構成している大規模既存集落内の従前居住者の自己用住宅・分家住宅、小規模工場・事務所・店舗等、許可権者が指定した振興地域での工場等、インターチェンジ周辺の大規模流通業務施設等を例示するとともに、画一的な運用でなく地域の実情に応じた運用を行うことが望ましいことを示した開発許可制度運用指針を技術的助言として地方公共団体に示すとともに、国土交通省のホームページでも公開しているところである。</p> <p>これらに加え、全国開発許可担当課長会議を開催し、特区制度の説明、開発許可に係る第1次提案に対する国土交通省の考え方を、構造改革特区推進本部ホームページに掲載されている内容に沿って説明してきたところであり、今後とも、適宜、情報提供に努めていきたい。</p>	D - 1							2035010	健康特区	調整地域に関する商業施設の設置の緩和。(飲食・宿泊・ショップ)	調整地域に関する商業施設の設置の緩和。(飲食・宿泊・ショップ)
											2009010	21世紀型ふるさと安心健康タウン構想	市街化調整区域の開発行為の許可基準の緩和	21世紀型ふるさと安心健康タウン構想	市街化調整区域の開発行為の許可基準の緩和
											2008020	千産千消(地産地消)推進農協特区	都市計画法第43条建築等の制限 JA千葉みらいが開発許可を受けた土地以外の土地における建物の設置の制限	千産千消(地産地消)推進農協特区	都市計画法第43条建築等の制限 JA千葉みらいが開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限の適用除外
											2008010	千産千消(地産地消)推進農協特区	都市計画法第29条開発行為の許可 JA千葉みらいが市街化調整区域内において行なう開発行為の適用除外	千産千消(地産地消)推進農協特区	都市計画法第29条開発行為の許可 JA千葉みらいが市街化調整区域内において行なう開発行為の適用除外
都市計画法の開発許可の基準に関する制限緩和	1200090	<p>都市計画法第33条第3項及び同法施行令第29条の2第2項により、条例により一定の範囲内で基準の強化・緩和ができることとなっている。</p> <p>・1429060の長野県のご提案中、開発許可の対象となる開発行為に最低敷地規模を都市計画法第33条第4項及び同法施行令第29条の3に基づく300㎡の上限を超えて規制することは規制の強化にあたり、開発事業者の負担増につながるから、地域の活性化にはつながらないものと考えられる。</p> <p>・1030010の東金市のご提案中、地方公共団体が行う公共施設整備費用を開発事業者から拠出させ基金として貯えることは、規制の強化と考えられること、開発事業者及び開発区域に居住することとなる住民等に関係のない公共施設整備の負担を求めることになり負担と受益の均衡が図られないと考えられることから、適切ではないものと考えられる。</p>	<p>特区において検討されるのは幅広い規制の特例であり、規制の強化であるということのみで、その対象から除外されるものではない。この点を踏まえ、提案を実現するためにはどうすればよいか、という観点から、具体的に検討し、回答されたい。</p>	<p>都市計画法第33条第3項及び同法施行令第29条の2第2項により、条例により一定の範囲内で基準の強化・緩和ができることとなっている。</p> <p>・1429060の長野県のご提案については、開発許可における予定される建築物の敷地面積の最低限度に関する制限は、いわゆるミニ開発の防止、良好な市街地環境の形成を図るといった観点から行われているものであり、最低敷地規模300㎡を超えて制限を行うことは、それ以下の敷地規模での建築物の建築が違法となり不可能となることであり、ミニ開発防止の観点からは行き過ぎたものとなるものと考えられ、適切ではないものと考えられる。</p> <p>・1030010の東金市のご提案については、都市計画法施行令第25条第6号では、開発区域の周辺の状況等を勘案して必ずしも公園等の設置が必要ない開発行為には公園等の設置を求めないこととされており、公園等の設置を求める必要のない開発行為であるにもかかわらず、当面、公園等の設置を求め、その代替として、開発行為と関係のない公園整備のため、その費用を開発事業者から拠出させ基金として貯えることは、不当な財産権の制約に当たるものであって、開発事業者及び開発区域に居住することとなる住民等に直接関係のない公園整備の負担を求めることになり負担と受益の均衡が図られないと考えられることから、適切ではないものと考えられる。公園等の設置が不要であるのであれば、その設置を求めること自体に問題があり、その代替として負担金を求めるのは、開発事業者に不適切な要求をしているものと考えられる。</p>	D - 1		<p>提案者の意見では「各種個別法による枠組みに替えて、地域に最も適合した総合的な条例を定め、規制・誘導等を行い、興の大きな観光資源として育て、活性化を図ろうとするものである」とあり、地域の特性によっては最低敷地規模300㎡を超えて制限を行うことが必ずしも行き過ぎとは考えられない場合もあるため、この点につき具体的に検討し、回答されたい。</p>				1429050	長野県	20000	長野ルネッサンス特区	条例による開発許可基準の強化、緩和規定に関する基準の適用除外
											1308050	神戸市	28100	人と自然との共生ゾーン特区(大都市近郊農業特区)	地区計画における公共施設等設置条件の緩和
											1030010	千葉東金市	12213	まちづくり推進特区	都市計画法の開発許可の基準に関する制限緩和

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推定からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各省庁からの回答に対する構造改革特区推定室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	提案事項コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
開発行為に係る公園等の整備	1200100	開発区域の面積が3000㎡～6000㎡の開発行為については、3%の公園、緑地又は広場を整備すれば都市計画法第33条第1項第2号及び同法施行令第25条第6号の基準をみだすものとなるので、ご提案の公園の設置、オープンスペースの確保は可能となるものと考えている。なお、開発行為と関係のない中心市街地の公園整備のため、その費用を開発事業者から拠出させ基金として貯えることは、規制の強化と考えられること、開発事業者及び開発区域に居住することとなる住民等に直接関係のない公園整備の負担を求めることになり負担と受益の均衡が図られないと考えられることから、適切ではないものと考えられる。	自治体からの提案は「開発行為に伴う「公園の設置」と「公園整備協力金(仮称)の納付」との選択権の採用」を要望するものであるが、この点についてはどうか、具体的に検討し、回答されたい。	開発区域の面積が3000㎡～6000㎡の開発行為については、3%の公園、緑地又は広場を整備すれば都市計画法第33条第1項第2号及び同法施行令第25条第6号の基準をみだすものとなるので、ご提案の公園の設置、オープンスペースの確保は可能となるものと考えている。都市計画法施行令第25条第6号では、開発区域の周辺の状況等を勘案して必ずしも公園等の設置が必要ない開発行為には公園等の設置を求めないこととされており、公園等の設置を求めない開発行為であるにもかかわらず、当面、公園等の設置を求め、その代替として、開発行為と関係のない中心市街地の公園整備のため、その費用を開発事業者から拠出させ基金として貯えることは、不当な財産権の制約に当たるものであって、開発事業者及び開発区域に居住することとなる住民等に直接関係のない公園整備の負担を求めることになり負担と受益の均衡が図られないと考えられることから、適切ではないものと考えられる。公園等の設置が不要であるのであれば、その設置を求めると自体に問題があり、その代替として負担金を拠出させるとの選択を認める以前の問題として、開発事業者に不適切な要求をしているものと考えられる。	D - 1						1149010	八王子市	13201	緑化推進特区	開発行為に伴う「公園の設置」と「公園整備協力金(仮称)の納付」との選択権の採用
開発行為に係る調整池の緩和	1200110	都市計画法第33条第1項第3号及び同法施行令第26条第2号に規定される排水施設に関する基準においては、下水を有効に排出するとともに、その排出によって開発区域その周辺の地域に溢水等の被害が生じないような構造及び能力で排水施設が適当に配置されるように設計が定められていることが求められており、放流先の排水能力によりやむを得ないと認められるときに雨水を貯留する施設を設けることとされているに過ぎない。	貴省からの回答では「放流先の排水能力によりやむを得ないと認められるときに雨水を貯留する施設を設けることとされているに過ぎない」とのことであるが、提案にあるように、地域特性を踏まえ、流出量に応じた調整池とすることができると、具体的に検討し、回答されたい。	都市計画法第33条第1項第3号及び同法施行令第26条第2号に規定される排水施設に関する基準は、放流先となる下水道や河川等の公共水域の排水能力上、開発区域内の下水を有効に排出できず、開発区域及びその周辺の地域に溢水等が生じるような場合に、下水道等の排水能力を上回る流出量(開発区域内の土地の地形、地盤の性質等と流出係数から、開発区域内の性質に応じて換算することが可能)の雨水を貯留する施設を求めているものであり、区域の面積に応じ画一的に調整池の設置を求めているものではないものである。	E						1420010	掛川市	22213	ねむの木・花と緑の福祉村特区	開発行為に係る調整池の緩和(都市計画法)
市街化調整区域における開発許可の緩和	1200120	都市計画法第29条第1項第11号及び同法施行令第22条第1号により、ご提案のような仮設の建築物であれば、都市計画法の開発許可は不要とされている。									1397020	小田原市	14206	フィルムコミッション特区	ロケ用仮設建築物の建築規制緩和
市街化調整区域における開発許可の緩和(高圧線下)	1200160	ご提案の「高圧電線下の安全性」を求める条件は、都市計画法の市街化調整区域における開発許可の要件にはなっていません。									2120010	個人	50010	万博特区	市街化調整区域制限の緩和
工業団地の用途指定が工業専用地域を義務付けていることへの緩和	1200170	工業団地造成事業は、近畿圏の人口や産業の適正な配置を図るため、近郊整備区域及び都市開発区域において工業団地を造成する都市計画事業として、収用権が付与されるとともに、税制の特例措置等が講じられている。この公共性を担保する観点から工業団地造成事業の区域を工業専用地域とする制限を課しているものであり、その制限を撤廃することは法の趣旨及び目的に反し適切でない。 なお、工業団地を造成するための事業としては、都市計画事業として、土地区画整理事業あるいは開発許可を取って行う一般の宅地造成が都市計画体系上既に用意されている。 また、本法は、工業団地一般について、規制を設けているものではなく、本法において、「工業専用地域」であることは、規制の内容ではなく、当該事業の一要件に過ぎない。したがって、本法は、工業団地一般について、工業専用地域から他の用途に都市計画の用途を変更することを妨げるものではない。	貴省からの回答では「公共性を担保する観点から工業団地造成事業の区域を工業専用地域とする」が、自治体の提案は工業地域や準工業地域でも同様の取扱いを要望するものである。工業地域等では、なぜ公共性が担保されないのか、具体的に検討し、回答されたい。	当該提案の趣旨は、工業団地造成事業について、その造成敷地の譲受人の資格要件の緩和を求めるとの趣旨であり、かつ、工業専用地域にかかる建築物の用途等の制限の緩和を求めようというものである。 本件提案に係る事業については、すでに用地買収は完了して、事業がなされているので、新たに工業団地造成事業を行うために、工業団地造成事業が施行できる用途地域を拡げることが必要の趣旨ではなく、造成工場敷地の譲受人の対象を拡大することがその趣旨である。 本件提案による特区に立地を予定している建築物については、工業専用地域の用途を工業地域又は準工業地域に変更することなく、現行制度で建築することが可能である。 なお、「工業専用地域」とすることは、中核的工業団地の整備開発に当たり、建築物の用途の混合による弊害の発生を防止するものであり、製造工場等の経営者が安心して当該工場を営むことができる環境に資するものとして、必要なものである。	D - 1		提案者からの意見では「なぜ工業専用地域でなければならぬのか。なぜ工業地域や準工業地域に緩和することが法の趣旨及び目的に反するのか。工業の多様化、製造業のサービス業化、ソフト産業化等産業構造の転換や変革が急速に進められている中、工業団地の概念も変容し、工業や製造業のサービス業化に対応する時代に合った解釈が必要ではないか」とあり、この点について具体的に検討し、回答されたい。		D - 1		1348020	敦賀市	18202	環日本海加工物流特区(拡充)	工業団地の用途指定が工業専用地域を義務付けていることへの緩和

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各省庁からの回答に対する構造改革特区推室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	提案事項コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
F A Z 制度の改正による F T Z 制度の導入	1200180	本提案内容の中心は、関税や法人税等の減免を求めているものであることから対応不可。なお、加工交易を行う場合は現行の総合保税地域を活用して関税をかけずに加工等を行うことは可能。									2014010	大阪貿易会	50110	特別自由貿易地域(F T Z)の拡大	
貨物運送取扱事業法第23条適用の撤廃	1200190	「鉄道事業法等の一部を改正する法律」(平成14年法律第77号、平成14年6月19日公布)により、運送取扱事業の参入規制を廃止した。(平成15年4月1日施行予定)									1294020	上勝町	36302	過疎による公共交通機関空白地域における新交通システム確立事業	貨物自動車運送事業法第23条適用の撤廃
「国際会議観光都市」の認定要件の緩和	1200300	「国際会議観光都市」の認定がなくとも国際会議を誘致することは可能であるため、特段の措置をとる必要はない。									2048030	堺商工会議所	50060	国際楽市楽座特区	国際会議等の誘致にかかる規制緩和
											1394030	堺市	2713	国際楽市楽座特区	国際会議の誘致に関する規制緩和
農林漁家民宿が主宰するツアーに係る旅行業法の適用除外	1200310	農家民宿が運送、宿泊サービスを自ら提供して農業体験ツアーを行う場合は、旅行業法の適用対象外である。このことを明確化するため、平成14年度中に発出する通達により、「グリーン・ツーリズム推進のため、農家民宿が運送、宿泊サービスを自ら提供して、これに農業・農林体験への参加を付加して販売する場合は、旅行業法の対象とならないことにつき、解釈を明確化し、関係団体・関係者に対し、その趣旨の徹底を図る。」こととしている。 なお、農業・農林体験への参加を付加せず販売する場合も、農林漁家民宿が運送、宿泊サービスを自ら提供する場合、旅行業法の適用対象外となる。									1096040	石川県	17000	グリーン・ツーリズム促進特区	農業体験ツアーを行う場合の、旅行業法における大臣登録の緩和
農林漁家民宿が主宰するツアーに係る旅行業法の適用除外	1200320	構造改革特区プログラム別表2に基づいて平成14年度中に発出する通達の趣旨は、「運送、宿泊サービスを自ら提供する場合、旅行業法の対象とならない」という解釈を明確化することであり、「農業・農林体験への参加を付加して販売することを条件として」とはしない。したがって、農業・農林体験への参加を付加せず販売する場合も、農林漁家民宿が運送、宿泊サービスを自ら提供する場合、旅行業法の適用対象外となる。したがって、「神話・伝承の地や周辺景観地の案内」、「神話・伝承、伝統・文化の語り」等を付加して農林漁家民宿が主催する神話・伝承の地等のツアーについても、当然、旅行業法の適用対象外である。									1262020	宮崎県	45000	神話・伝説のふるさと特区	農林漁家民宿が主催するツアーに係る旅行業法の適用除外
業務核都市制度に係る中核的施設の範囲の拡大	1201010	P									1055030	千葉市	12100	中心市街地活性化特区	業務核都市制度における中核的施設の要件緩和
											1148010	八王子市	13201	活き活き業務核賑わい特区	中核的施設の範囲の拡大
											1396070	東京都多摩市	13224	多摩センター地区経済活性化特区	業務核都市における中核的民間施設の拡大
											1396080	東京都多摩市	13224	多摩センター地区経済活性化特区	業務核都市における中核的民間施設の拡大
特区全域における集団和解に準じた方法による地籍調査の実施	1202010	地図混乱地域においては、集団和解と併せて行うことにより、現行制度の地籍調査で対応することができ、国土調査法上特段の問題はないと考えており、過去にも同様な例がある。									1422010	掛川市	22213	地図混乱是正特区	特区全域での集団和解に準じた方法による地籍調査事業の実施
都市計画に基づく街路(駅前広場)整備にかかる国庫補助採択基準の緩和	1203010	構造改革特区においては、従来型の財政措置は講じないこととされている。									1073010	板橋区	13119	東武東上線東武練馬駅前地区整備	都市計画に基づく街路(駅前広場)整備にかかる国庫補助採択基準の緩和

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推定からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	提案事項コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
街路整備事業の補助採択基準の緩和。	1203020	構造改革特区においては、従来型の財政措置は講じないこととされている。									1332010	熱海市	22205	都市計画街路特区	街路事業の採択基準
駐車場出入口規制の特例	1203030	当該規定については、駐車場を利用する自動車の安全及び道路交通との調整を図るために定められたものであり、全国的なものと考えられる。なお、平成15年度中に結論を得ることを目的に、見直しの必要性を含めて検討を進めているところ。	費省からの回答では「平成15年度中に結論を得ることを目的に、見直しの必要性を含めて検討を進めているところ」とあるが、特区において先行的に実施できないか。具体的に検討し、回答されたい。	当該規定については、先の回答のとおり、その見直しの必要性も含め、急ぎ調査、検討を進めているところであり、検討工程については、既にできる限り前倒ししたものとしている。事項が移動の安全性など社会生活に大きな影響を与えるものであることなどにより、検討に時間を要するものであるが、できるだけ早期に結論を得るべく取り組んでいるところ。	C					1399010	小田原市	14206	広域交流拠点特区	定期借地権方式による権利変換制度及び駐車場出入口規制の特例	
路外駐車場の区画を指定して使用することの容認	1203040	当該駐車場の一部を月極利用することは、路外駐車場の届け出である事項を変更することにより対応可能である。なお、都市計画駐車場等公共の用に供する駐車場の利活用は、その設置目的に適合した範囲において、管理者が自ら判断すべきものである。									1410010	掛川市	22213	美観・活力駐車場特区	路外駐車場の区画を指定して利用することへの容認
路外駐車場における長期間置き去りにされた車両の処分に関する管理者の負担を緩和	1203050	本条が、路外駐車場の管理者に善良な管理者の注意を怠らなかつたことを証明する場合を除いて、損害賠償を課すことが、路外駐車場への長期間放置車両の処分を困難にしているとの事実はないと認識している。 なお、次のような手続等によって、対応が図れるものと思料される。 ・所有者は確認できたが所在不明のとき 簡易裁判所に所在不明者に対する「意思表示の公示送達申立て」をした後、「土地明渡訴訟(賃貸借契約の解除)」及び「滞納資料請求訴訟」を提起し、判決執行申立てに基づく強制執行手続きをとることによって、当該車両を排除。 ・所有者がいないとき 駐車場管理者が当該車両を取得し(民法239条)、撤去等処分。	自治体の提案は「路外駐車場に長期間置き去りにされた車両への対応については、現在の法的な裏付けがないため、駐車場管理者は移動や撤去処理などが容易にできず大変苦慮しており、経済的にも受ける損失は大きい」とことから円滑な処理を要望するものである。この点につき、どうすれば要望を実現できるか、という観点から具体的に検討し、回答されたい。	処分を行うに当たっては、路外駐車場に長期間放置された車両といえどもその所有権等を侵害おそれがあるため、所要の手続き等により処分を行うことが必要となるが、前回の回答に記載したとおり、次の手続等によって処分を行うことができると考える。 ・所有者は確認できたが所在不明のとき 簡易裁判所に所在不明者に対する「意思表示の公示送達申立て」をした後、「土地明渡訴訟(賃貸借契約の解除)」及び「滞納資料請求訴訟」を提起し、判決執行申立てに基づく強制執行手続きをとることによって、当該車両を排除。 ・所有者がいないとき 駐車場管理者が当該車両を取得し(民法239条)、撤去等処分。	D - 1					1410020	掛川市	22213	美観・活力駐車場特区	路外駐車場における管理者の負う責務の緩和	
駐車場附置義務の緩和	1203060	駐車場附置義務条例は地方公共団体が必要に応じて定めているものであり、地方公共団体の判断で附置義務基準は変更可能。									2125010	(株)大林組	50020	都市再生推進特区	駐車場附置義務の緩和
下水道処理区域内における便所方式制限の緩和	1203070	公的主体が公園等にバイオトイレを設置する場合にあっては、土地利用の形態が将来的にも限定され、かつ、発生汚水量が少ないと想定されることから、当該地区を下水道処理区域から除外することにより対応が可能である。	自治体の提案は、下水道処理区域から除外することではなく、「下水道処理区域内における便所方式制限の緩和」である。バイオトイレの性能を評価し、地域の実情に応じて水洗便所と同様の取扱いをすることができないか、具体的に検討し、回答されたい。	下水道法においては、下水道処理区域内における建築物の所有者に水洗便所への改造義務を課すことで、悪臭・ハエ・蚊の発生等を防止し、周辺環境の改善及び保全の実効性を担保しているところであるとともに、下水道事業と清掃事業への二重投資の防止をも目的としている。ご提案の下水道処理区域内における既存便所のバイオトイレへの改造は、バイオトイレの定義自体が明確でなく、現時点では十分な性能評価手法がないこと、設置場所や管理状況によっては周辺環境に悪影響を与える可能性が否定できないこと、下水道事業と清掃事業への二重投資を招くことから、認めることはできない。なお、当初回答したように公園等土地利用が将来的に限定され、かつ、発生汚水量が少ないなど公衆衛生上も支障がない場合には、処理区域から除外することは可能である。 公園等土地利用が将来的に限定され、かつ、発生汚水量が少ないなど公衆衛生上も支障がない場合には、処理区域から除外することにより対応が可能である。下水道法に定める下水道処理区域は、区域内における建築物の所有者に一律に水洗便所への改造義務を課すことで、悪臭・ハエ・蚊の発生等を防止し、周辺環境の改善及び保全の実効性を担保するために公共下水道管理者である地方公共団体が自ら設定するものであり、下水道事業と清掃事業への二重投資の防止をも目的としている。ご提案の下水道処理区域内における既存便所のバイオトイレへの改造は、バイオトイレの定義自体が明確でなく、現時点では十分な性能評価手法がないこと、設置場所や管理状況によっては周辺環境に悪影響を与える可能性が否定できないこと、下水道事業と清掃事業への二重投資を招くことから、認めることはできない。	D - 1		提案者からの意見では、下水道処理区域から除外することは、処理計画等に影響を及ぼし、補助金返還等の問題が生じる恐れがある旨の意見が出されており、これについて確認されたい。		D - 1		1083020	旭川市	1204	積雪寒冷地バイオトイレ特区	「下水道処理区域内における便所方式制限の緩和」

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進からの再検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	提案事項コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
造成工場敷地の譲受人について、SPC(特別目的会社)を対象としたい	1203090	みずから製造工場等を経営しようとする者が財務上の理由で設立する特定目的会社(SPC)が造成工場敷地の譲受人である場合等、実質の譲受人が製造工場等の経営者であると見なせる場合には譲渡は可能。	自治体の提案は事業を円滑に実施するため、分譲先の対象を拡大しようとするものである。このような提案に対して、どうすれば実現できるか、という観点から、具体的に検討し、回答されたい。	譲受人の資格は形式上ではなく、実質上の譲受人の実態によって判断されることから、実質の譲受人が製造工場等の経営者であると見なせる場合には、SPCへの譲渡は可能である。	D - 1						1246090	茨城県	8000	国際物流特区	工業団地造成事業で造成された敷地の賃貸の可能化
工業団地造成事業で造成された敷地の譲受人の資格の柔軟化。賃貸の可能化	1203100	工業団地造成事業は、近畿圏の人口や産業の適正な配置を図るため、近郊整備区域及び都市開発区域において工業団地を造成する都市計画事業として、収用権が付与されるとともに、税制の特例措置等が講じられている。この公共性を担保する観点から造成工場敷地の譲受人の資格を限定する等の制限を課しているものであり、その制限を撤廃することは法の趣旨及び目的に反し適切でない。 なお、工業団地を造成するための事業としては、都市計画事業として、土地区画整理事業あるいは開発許可を取って行う一般の宅地造成が都市計画体系上既に用意されている。 また、本法は、工業団地一般について、規制を設けているものではなく、本法において、譲受人の資格を製造業者に限定していることは、規制の内容ではなく、当該事業の一要件に過ぎない。したがって、本法は、工業団地一般について、製造業者以外に譲渡することを規制しているものではない。	自治体の提案は企業誘致が進まない、という現状から、分譲先の対象を拡大しようとするものである。このような提案に対して、どうすれば実現できるか、という観点から、具体的に検討し、回答されたい。	当事業はあくまで工業団地の整備を促進するための事業であるので、その敷地の譲受人のみならずから製造工場等を経営しようとする者としている。 現状における計画内容・事業内容が必ずしも工業市街地としての整備を目的としないのであれば、当該地区における将来の土地利用計画に即した都市計画の変更を行うことが適当である。 なお、工業団地等の造成は、工業団地造成事業によらずとも、土地区画整理事業や開発許可を取って行う一般の宅地造成に比べても可能であり、こちらの制度を活用しての工業団地等の造成であれば、工業団地造成事業のような敷地の処分に関する制限はない。 さらに、工業団地造成事業による造成工場敷地については、既に、製造工場等を経営していく上で付随的に行われる梱包、運送、保管、情報処理、開発試作等の業務(以下、「付随業務」という。)を行う施設のための用地として造成工場敷地を譲渡できること、及び、製造工場事業者以外の者が付随業務を行おうとする場合には、当該事業者に対して造成工場敷地の譲渡が可能である旨を関係地方公共団体等に通知しているところである。 また、公正な方法による選考等一定の条件が満たされれば、譲渡処分されるまでの間の暫定利用として、造成工場敷地について、製造工場事業者に限らず賃貸等を行うことが可能である旨を周知する。	C D - 1 B - 1		提案者からの意見では「提案の趣旨は、近畿圏近郊整備の整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律の工業団地造成事業そのものにおいて『当該事業の一要件』である『製造業者以外に譲渡することを制限している』措置を緩和していただきたいという趣旨」とあり、この点について具体的に検討し、回答された。		B - 1 C - 1		1348010	敦賀市	18202	環日本海加工物流特区(拡充)	工業団地の売り渡し先は、製造業者とすることについての緩和
工業団地造成事業で造成された敷地の譲受人の資格の柔軟化。賃貸の可能化	1203080	工業団地造成事業は、首都圏の人口や産業の適正な配置を図るため、近郊整備地帯及び都市開発区域において工業団地を造成する都市計画事業として、収用権が付与されるとともに、税制の特例措置等が講じられている。この公共性を担保する観点から造成工場敷地の譲受人の資格を限定する等の制限を課しているものであり、施行者が製造工場等経営者以外の者へ分譲又は賃貸を行う方式は適切ではなく、直接製造工場等経営者へ分譲又は賃貸を行うべきである。	自治体の提案は事業を円滑に実施するため、分譲先の対象を拡大しようとするものである。このような提案に対して、どうすれば実現できるか、という観点から、具体的に検討し、回答されたい。	工業団地造成事業は、都市計画事業として、収用権が付与されるとともに、税制の特例措置等が講じられており、この公共性を担保する観点から造成工場敷地の譲受人の資格を限定する等の制限を課しているものである。 ただし、形式上の譲受人のみならずから製造業を営もうとする者ではなくても、実質の譲受人のみならずから製造業を営もうとする者であれば譲渡は可能であり、SPC等を活用することは可能である。 また、製造工場等の建設義務や工事完了公告後10年未満の敷地に係る権利処分の制限等分譲する場合と同等の措置が担保されれば、施行者であった者が、みずから製造業を営もうとする者に賃貸することは可能。 さらに、工業団地造成事業による造成工場敷地については、既に、製造工場等を経営していく上で付随的に行われる梱包、運送、保管、情報処理、開発試作等の業務(以下、「付随業務」という。)を行う施設のための用地として造成工場敷地を譲渡できること、及び、製造工場事業者以外の者が付随業務を行おうとする場合には、当該事業者に対して造成工場敷地の譲渡が可能である旨を関係地方公共団体等に通知しているところである。 また、公正な方法による選考等一定の条件が満たされれば、譲渡処分されるまでの間の暫定利用として、造成工場敷地について、製造工場事業者に限らず賃貸等を行うことが可能である旨を周知する。	C						1246090	茨城県	8000	国際物流特区	工業団地造成事業で造成された敷地の賃貸の可能化
ごみ収集車等の車体広告を認める。	1203110	条例において、地域の特性を踏まえた制限を行うことにより、対応可能									1146010	八王子市	13201	コマーシャル特区	
民間施設の管理者による違反広告物の簡易除却の容認	1203120	違反広告物の除却は公権力の行使に該当するものであり、知事の委任なく私人が違反広告物の除却をすることは困難と考える。	貴省からの回答では、「違反広告物の除却は公権力の行使」にあたり、「知事の委任なく私人が違反広告物の除却をすることは困難」とあるが、市町村又はその委任を受けた者が実施する場合はどうか。具体的に検討し、回答されたい。	都道府県、政令市及び中核市にあっては、知事等は違反広告物を自ら除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させることができる。また、政令市、中核市以外の市町村にあっては、都道府県から地方自治法第153条に基づく委任を受けることにより、政令市、中核市と同様に、市長は自ら除却し、又はその命じた者若しくは委任した者に除却させることができる。	D - 1						1019010	岡山県倉敷市	33202	広告景観特区	違反広告物の簡易除却措置に関する適用範囲の拡大

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	提案事項コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
違反広告物の簡易除却措置に関する対象範囲の拡大	1203130	民間の事業活動に対して行政に即時強制の権限を付与する内容であるため、その要件、範囲等について慎重な検討が必要。当該措置については今後の検討課題としたい。	費省からの回答では「当該措置については今後の検討課題としたい」とあるが、特区において先行的に実施することはできないか。また、検討にあたり、提案にあるような、のぼり旗等に対象を拡大することについて、どのような懸念があるのか。具体的に検討し、回答されたい。	のぼり旗等についても簡易除却の対象となるよう措置することとする。良好な都市景観の形成のためには簡易除却の対象範囲の拡大が必要であるが、財産権の保護や法定の手続きの保障の必要性を踏まえつつ、財産的価値が比較的低く、除却も容易な物件について、命令等の手続きを要しないものとされている簡易除却制度について、全国的な制度として、どのような対象に対して簡易除却の拡大が必要であり、どのような要件の下で制度化することが可能であるかについて、平成15年度中に検討し、結論を得る。	B-1 A						1019020	岡山県倉敷市	33202	広告景観特区	違反広告物の簡易除却措置に関する対象範囲の拡大
屋外広告物の簡易除却要件の緩和	1203140	簡易除却は講学上の即時強制であり不服の申し立てはできないと解されるため、財産権保護の観点から、はり札及び立看板の簡易除却については相当期間経過及び管理されずに放置の要件が設けられているものであり、当該要件を緩和することは困難。	提案は効果的な簡易除却事業の実施のため、特定の地域において対象範囲を拡大しようとするものである。対象範囲の拡大という要望を実現するためにはどうすればいいか、という観点から、具体的に検討し、回答されたい。	「表示されてから相当の期間を経過し」の要件を緩和することとする。はり札及び立看板については、通常一定の財産的価値があることから、財産権の保護を考慮し、「表示されてから相当の期間を経過し、かつ、管理されずに放置されていることが明らかなもの」との要件を課しているものである。一定の財産的価値があるはり札や立看板について、表示後直ちに、設置者が管理しているにもかかわらず行政が強制的に除却することは、財産権の保護の観点から適当でないと考える。	C A C-1						1189010	岐阜市	21201	屋外広告物の簡易除却要件の緩和特区	屋外広告物法第7条第4項
生産緑地地区内における行為に対する許可の特例	1203210	生産緑地地区は、市街化区域内において現に農業の用に供されている農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資することを目的とする都市計画の地域地区であり、この中において、農業の継続を不可能とさせ、保全すべき緑地機能を喪失させることにつながる建築行為等に対する制限を緩和することについては、制度の趣旨に反するものであって認められない。なお、建築行為等により当該土地が農地でなくなった場合には、固定資産税の宅地並み課税の適用除外及び相続税の納税猶予の特例の対象から外れることとなる。	生産緑地地区は、市街化区域内において現に農業の用に供されている農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資することを目的とする都市計画の地域地区である。このため、農地である生産緑地を当該運動場に転用し農地でなくする行為は、当該都市計画を定めた趣旨に反するものであって、認められない。なお、生産緑地法第7条により、生産緑地の権利者には生産緑地を農地等として管理することが義務付けられ、固定資産税・相続税の特例措置も設けられているところであるが、生産緑地地区内においても、当該土地が農地でなくなった場合には、固定資産税・相続税の特例措置は適用されないこととなる。								2165010	西松建設株式会社	50020	生産緑地特区	生産緑地特区内における建築行為制限の緩和
	1203220	提案は、NPO法人教育施設が首都圏において適切な広さの運動場を確保するという公共性、必要性が高い目的のために、放置されている生産緑地を活用しようとするものである。このような提案の趣旨を踏まえて、具体的に検討し、回答されたい。	提案の趣旨は、生産緑地としての性状、用途、機能に影響を与えない範囲で、これを運動場としても活用しようとするものである。このような生産緑地の利活用は認められるか、具体的に検討し、回答されたい。				運動場と農地は土地利用の仕方として両立するものではなく、生産緑地としての性状、用途、機能に影響を与えずに運動場として利用しながら「農地」として管理することは不可能と考えている。		C-1		2175010	NPO法人東京シュタイナーシュール	50080	生産緑地利用緩和特区	生産緑地地区内における行為の制限事項の緩和
都市公園における民間施設設置の拡充	1203230	従来限定列挙されていた公園施設及び占用物件について、公園のオープンスペース機能を保持に留意の上、条例により追加できるようにする。									1281020	大阪市	27100	新産業創造(知的ビジネス創成・集客)特区	都市公園における民間施設設置の拡充
都市公園における民間施設設置の拡充	1203240	従来限定列挙されていた占用物件について、公園のオープンスペース機能を保持に留意の上、条例により追加できるようにする。									1373010	埼玉県春日部市	11214	安全で親しまれる都市公園管理運営特区	都市公園法及び同法施行令において占用許可を与える物の制限の緩和

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各省庁からの回答に対する構造改革特区推室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	提案事項コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
都市公園における民間施設設置の拡充	1203250	従来限定列举されていた公園施設について、公園のオープンスペース機能を保持に留意の上、条例により追加できるようにする。									1402020	掛川市	22213	満水プロジェクト特区	都市公園内への福祉施設設置
土地区画整理法の技術基準に関する制限緩和	1203260	(技術基準について) ・現行の制度であっても、特別な事情がある場合においては区画道路の幅員・公園の面積について特例を適用できることとなっている。 (基金について) ・構造改革特区においては、従来型の財政措置は講じないこととされている。									1030020	千葉県東金市	12213	まちづくり推進特区	土地区画整理法の技術基準に関する制限緩和
定期借地権方式による権利変換制度の特例	1203270	関係権利者の同意なく、宅地の所有権を強制的に定期借地権に変換することは、当該宅地の所有者や担保権者等の関係権利者の権利を著しく害することとなり、憲法上保障されている財産権を侵害することとなることから、対応することはできない。 (つまり、宅地の所有権を定期借地権に変換するということは、存続期間の限定のない土地所有権を存続期間の限定のある借地権に変換し、かつ期間終了後には権利を消滅させてしまうものであり、著しく国民の権利保護に欠けるものである。)					提案者からの意見では「今回の提案では、宅地の所有権を強制的に定期借地権に変換するのではなく、従前の底地権や借地権を土地土地権利変換により底地権に変換(分筆分有)し、その上に定期借地権を設定するものであり、期間終了後に宅地の所有権が消滅するものではない。従前の建物については、新しい再開発ビルに変換する。又は、金銭給付により対応する」とあり、この点について具体的に検討し、回答されたい。	ご提案の権利変換の内容は、施行地区内の宅地の所有者の同意なく、権利変換により宅地の所有権を有していない者に対して宅地を与えるものであり、同意もなく強制的に従前の土地所有者の宅地の面積の一部を減らすこととなることから、権利の著しい侵害となるものである。 また、ご提案の権利変換の内容は、従前の建物所有権を、金銭給付又は強制的に定期借地権と建物の区分所有権に変換するものであり、定期借地権の存続期間が終了した場合には、当該定期借地権は自動的に消滅し、土地所有者から建物取去・土地明渡し請求を受けても何ら対抗できなくなる。このように、関係権利者の同意もなく、これらの従前の権利を存続期間の限定のある定期借地権に変換し、かつ期間終了後には権利を消滅させてしまうことは、建物所有者、借家人のいずれの権利も従前と比較して極めて不安定なものとしてしまうものであり、著しく国民の権利保護に欠けるものである。 以上のように、ご提案の権利変換の内容は、関係権利者の権利を著しく害するものであり、憲法上保障されている財産権を侵害することとなることから、対応することができない。	C - 1	1399010	小田原市	14206	広域交流拠点特区	定期借地権方式による権利変換制度及び駐車場出入口規制の特例	
土地譲渡による償還についての規制の廃止と、有利子借入金の償還の優先	1203280	構造改革特区においては、従来型の財政措置は講じないこととされている。									1415010	掛川市	22213	保留地販売促進特区	土地譲渡による償還についての規制の廃止と、有利子借入金の償還の優先

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	提案事項コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
市街地再開発事業の補助対象の緩和	1203290	構造改革特区においては、従来型の財政措置は講じないこととされている。 (なお、市街地再開発事業の国庫補助対象は、2号施設の他、調査設計計画費、補償費、共同施設整備費(空地等整備費、供給処理施設整備費等)等についても補助の対象としているところである。)									2126010	(株)大林組	50020	市街地再開発事業推進特区	市街地再開発事業の補助対象の緩和
「流通業務地区」内における施設建設規制の緩和	1203300	流通業務地区内において、立地を希望する施設が流通業務地区の機能を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認められる場合は、都道府県知事が許可することにより、対応することができる。 また、流通業務団地内において、立地を希望する施設が流通業務団地の都市計画に適合しない場合は立地することができないが、流通業務団地の都市計画(流通業務団地の対象区域)を変更することにより、対応することができる。									1246120	茨城県	8000	国際物流特区	「流通業務地区」内における施設建設規制の緩和
「流通業務地区」内における施設建設規制の緩和	1203320	流通業務地区内において、立地を希望する施設が流通業務地区の機能を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認められる場合は、都道府県知事が許可することにより、対応することができる。									2019010	熊本流通団地協同組合	50070	多角的事業促進特区	都市計画法の見直しによる「市街化調整区域」の指定の緩和。および「準工業地域」から「商業地域」への変更規制の緩和。 流市法に定める建築可能な施設の緩和
「流通業務団地」の分譲方法の緩和	1203310	現行制度上、造成敷地を公募して譲渡しようとしたにもかかわらず譲渡することができなかった場合は、施行者が流通業務施設経営者に造成敷地を直接賃貸することが可能である。 また、流通業務施設を建設し、当該施設を賃貸し、又は譲渡する事業を営むことを主たる目的とする法人で、当該事業の経営に必要な資力、信用を有するものに対して、施行者が造成敷地を譲渡することは、当該敷地の用途、位置及び規模が流通業務団地に関する都市計画において定められることにより可能である。									1246130	茨城県	8000	国際物流特区	「流通業務団地」の分譲方法の緩和

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	提案事項コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
民間都市開発推進機構による無利子・低利子融資制度の創設及び拡充	1203330	構造改革特区においては、従来型の財政措置は講じないこととされている。									1378030	東京都	13000	東京湾岸地域における経済特区	民間都市開発推進機構による無利子・低利子融資制度の創設及び拡充
建築物の容積率等の特例	1203500	高度利用地区、総合設計、特定街区、都市再生特別地区(都市再生緊急整備地域の指定を前提とする)、再開発等促進区を定める地区計画等の制度を適用することにより、現行法令においても容積率の特例措置を講ずることが可能である。さらに、建築基準法等の一部を改正する法律(平成14年法律第85号)によって、都市計画で定める容積率の選択肢の拡充等が行われたところ。なお、地域の実情に応じて適切な容積率を地方公共団体の判断において選択することが都市計画の制度上可能となっている。									1220060	兵庫県	2801	国際経済特区	建築物の容積率の特例
											1224020	兵庫県	2801	産業集積特区	建築物の容積率の特例
建築物の容積率等の特例	1203510	特定街区制度を適用することにより、現行法令においても容積率及び高さの特例措置を講ずることが可能である。なお、建築基準法等の一部を改正する法律(平成14年法律第85号)により、まちづくりに関する都市計画の提案制度を創設したところであり、当該制度に基づき特定街区に関する都市計画の変更を提案することが可能である。									2041010	NTT都市開発株式会社中国支店	50020	広島基町街区	広島センタービル北側の斜線制限の緩和
											2041020	NTT都市開発株式会社中国支店	50020	広島基町街区	NTTクレド基町ビル敷地容積率の緩和
建築物の容積率等の特例	1203520	高度利用地区、総合設計、特定街区、都市再生特別地区(都市再生緊急整備地域の指定を前提とする)、再開発等促進区を定める地区計画等の制度を適用することにより、現行法令においても容積率及び高さの特例措置を講ずることが可能である。さらに、建築基準法等の一部を改正する法律(平成14年法律第85号)によって、都市計画で定める容積率の選択肢の拡充等が行われるとともに、斜線制限と同程度以上の採光等を確保する建築物について、斜線制限を適用しないこととする制度等が設けられたところである。なお、地域の実情に応じて適切な容積率等を地方公共団体の判断において選択することが都市計画の制度上可能となっている。									2093010	三井住友海上火災保険株式会社	50020	高度土地利用特区	容積率の緩和 建物高さの緩和
都市計画法における用途地域制度の緩和	1203530	御指摘の要望に関しては、各市町村・都道府県において用途地域を商業系用途及び工業系用途の建築物の建築を認めている準工業地域に変更することで、現行法令においても可能である。									1120010	高蒲町	11446	複合用途地域指定特区	都市計画法における用途地域制度の緩和

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推定からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各省庁からの回答に対する構造改革特区推定からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	提案事項コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
「歴史都市再生地区」制度の創設による建築基準(形態、防火)の適用除外	1203540	市町村において、防火地域、準防火地域及び地区計画の決定、変更あるいは廃止を行うことにより、現行法令においても地域の実情に応じた形態、防火制限とすることが可能である。 建築基準法等の一部を改正する法律(平成14年法律第85号)において、地域ごとのまちづくりの多様な課題に適切に対応できるようにするため、容積率制限、建ぺい率制限等の選択肢の拡充、地区の特性に応じて用途制限、容積率制限等を緩和・強化できることとする地区計画制度の見直し等を行ったところである。 建築物を新築する場合については、防火上の要求であれば、平成12年から使用する材料の制限によらない新しい建築基準が施行されており、木造の風合いを保ちながら所要の性能を確保することは可能であると考えられる。さらに、防火上の要求性能は、地方公共団体が都市計画で定める防火地域や準防火地域といった地域区分に応じて決まっていることから、地方公共団体においてこれらの地域区分を見直すことにより関連する規定を適用除外とし、必要に応じて、建築基準法第40条に基づく条例により代替措置を講ずることも可能である。また、文化財保護法に基づく伝統的建造物群保存地区内においては、市町村は、国土交通大臣の承認を得て、条例で一定の条項に限って適用除外又は制限緩和をすることができる。こうした現行制度を活用することにより、提案内容は実現可能である。									1179010	京都市	2606	国際文化観光特区	「歴史都市再生地区」制度の創設による建築基準(形態、防火)の適用除外
都市計画法・建築基準法における地域地区等の適用除外と新たな地域地区の制定	1203550	地域の特性を活かしたまちづくりの推進は地区計画の活用で対応が可能である。当該地区計画を決定することについては、各市町村が判断するものであるため、各市町村において地区計画を変更し、あるいは廃止することは、現行法令においても可能である。					都市計画法及び建築基準法に基づく地区計画制度は、要望事項にあるような、用途について詳細に制限を定めること、容積率数値を用途地域の容積率以外で定めること、建ぺい率数値を用途地域の建ぺい率以外で定めること、新たな絶対高さ制限等を定めることにより、道路斜線制限・隣地斜線制限を適用除外とすること、以上全てを1の都市計画で可能にする制度であり、すなわち、地域に最も適合した総合的な規制・誘導を行うことができる制度である。なお、県に限らず公共団体において都市計画法及び建築基準法の目的・趣旨に反しない範囲で、かつ合理的なものであれば、まちづくりについて自主条例を定めることは、特に問題はないと考える。		D - 1		1429010	長野県	20000	長野ルネッサンス特区	都市計画法・建築基準法における地域地区等の適用除外と新たな地域地区の制定
「市街化調整区域」の指定の解除。「準工業地域」から「商業地域」への変更。	1203560	- 1. 区域区分を決定又は変更することについては、各都道府県が判断するものであり、各都道府県において区域区分を変更することは、現行法令においても可能である。 - 2. 用途地域を決定又は変更することについては、各市町村(三大都市圏等においては都道府県)が判断するものであり、各市町村・都道府県において用途地域を変更することは、現行法令においても可能である。									2019010	熊本流通団地協同組合	50070	多角的事業促進特区	都市計画法の見直しによる「市街化調整区域」の指定の緩和。および「準工業地域」から「商業地域」への変更規制の緩和。流市法に定める建築可能な施設の緩和
市街化区域設定の規模要件の緩和	1203570	区域区分の都市計画は都道府県が決定するものであり、法令あるいは国が定めた通達等において、市街化調整区域を市街化区域に編入するにあたっての要件は、定められていない。 なお、地方自治法に基づく技術的助言である「都市計画運用指針」(2011年B-1-(3)4) dに、「20ha以上を目途として飛地の市街化区域を設定」する場合として「人口減少、産業停滞等により活性化が特に必要な地域で計画的市街地整備(既存集落を中心とするものを除く。)が確実に行われる区域」を掲げているところ。 また、「都市計画運用指針」において、「地域の実情等によっては、本指針で示した原則的な考え方によらない運用が必要となる場合もあり得るが、当該地域の実情等に即して合理的なものであれば、その運用が尊重されるべきである」としているところ。	自治体の提案は、パーキングエリアやサービスエリアも、インターチェンジ等と同様の扱いを求めるものであるが、このような取扱いも地域の実情に応じて対応可能と解してよいか。		D - 1						1095010	豊田町(静岡県)	22484	高速道路を生かした地域経済再生特区	市街化区域設定の規模要件の緩和

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	提案事項コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
都市計画法の用途地域の決定、変更に関する手続の緩和	1203580	市町村の都市計画決定についての都道府県の同意は、都道府県と市町村が役割分担の上、都市計画決定権者として同一の区域について都市計画を定めることとなるため、それぞれが定める都市計画相互に矛盾を生じることを避け、また都市計画が一体のものとして有効に機能することから必要とされているものである。また、都市計画は、国民の財産権に対する制約を課すことから、その決定手続については、権利保護のための共通の特組みを全国を通じて設ける必要がある。住民参加の手続等は、法令で定められるべきであり、権利保護の観点から最低限の措置を定めたものと解されることから、条例によって簡素化することは認められない。	費省からの回答では「都市計画が一体のものとして有効に機能するものとするため両者の調整を図る必要があることから必要」とあるが、都道府県が定める都市計画を市町村に周知することにより、一体性は図られるのではないかと、また、都市計画の決定権限を委譲することについてはどうか、具体的に検討し、回答されたい。	用途地域は、市街地の土地利用の基本的枠組みを決定するものであることから、すでに、原則として地域の事情に通じた市町村が決定・変更することとされており、東金市においても、用途地域は同市が決定・変更することが可能である。市町村が都市計画の決定・変更するに当たっては、市町村の区域を越える広域の見地からの調整を図る観点又は都道府県が定め、若しくは定めようとする都市計画との適合を図る観点から、都道府県知事の同意が必要とされているが、これは、都道府県と市町村との間や他の市町村との間の都市計画の整合性を確保するために必要とされているものである。ご指摘では、都道府県が定める都市計画を市町村に周知することにより都市計画の一体性が確保されるのではないかとのごとであるが、現行の都市計画法においても、市町村の定める都市計画は、都道府県が定めた都市計画に適合することが求められており、これに加えて、市町村が都市計画を定めるに当たって都道府県知事の同意を要することとしているのは、都道府県が定める都市計画と市町村の定める都市計画の間の整合性を確保するのみならず、都道府県知事が広域の見地からの調整を図ることによって、周辺の市町村が定める都市計画との整合性を確保するという観点から限定的に関与する必要があるためである。	C						1030030	千葉県東金市	12213	まちづくり推進特区	都市計画法の用途地域の決定、変更に関する手続の緩和
リサイクル施設の設置に関する建築基準法上の手続の簡素化(市への権限委譲)	1203590	産業廃棄物処理施設は、都市の中になくはならない重要な施設であると同時に、周辺の環境に大きな影響を及ぼすおそれがあるものであるため、当該産業廃棄物処理施設の都市における処理計画等都市計画上の観点から十分に検討されることが必要である。そのため、建築基準法第51条においては産業廃棄物処理施設に関して原則として都市計画の関与が必要であり、産業廃棄物処理施設の許可に際しては、産業廃棄物処理施設の敷地の位置を都市計画に定める権限を有する都道府県の都市計画審議会の議を経ることとしている。なお、産業廃棄物処理施設の都市計画決定は、都道府県産業廃棄物処理計画を策定し、その中で産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項を定めるなど、産業廃棄物処理行政において都道府県が権限を持っていることと合わせ、広域調整の観点から都道府県が行うこととなっており、その権限を市町村に委譲することはできない。	自治体の提案は産業廃棄物処理施設一般ではなく、それがリサイクル施設である場合、リサイクル推進の観点から代替措置を講ずることによって手続を簡素化しようとするものである。このような要望については、特区において実施することはできないか、具体的に検討し、回答されたい。	産業廃棄物処理施設は、都市計画区域内においては、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ新築等してはならない。これは、都市における供給処理計画の面及び周辺地域の環境保全の面から施設の配置については都市計画上の観点から十分検討されたものでなくてはならないためである。ただし、都市計画に定める場合と同等と評価できる例外的な代替措置として、特定行政庁が、都道府県都市計画審議会又は市町村都市計画審議会の議を経て敷地の位置が都市計画に支障がないと認め許可した場合には新築等できることとされている。したがって、このような例外的な取扱いのさらなる代替措置としてこれらの手続を省略することは困難である。また、産業廃棄物処理施設の都市計画決定は環境への影響が広域にわたるため広域調整の観点から都道府県となっているが、これは、地方公共団体の要望も踏まえ、廃棄物処理行政における都道府県の権限の強化に合わせ適切な処理の実現のために平成13年の都市計画法施行令改正により市町村から移管したものである。さらに、リサイクルされるものであっても産業廃棄物とされるなら上記の考え方に則るものであることから、リサイクル施設であることをもって市町村に権限委譲できるものではない。なお、手続の迅速化の観点からは関係部局間で緊密に連携し円滑かつ効率的な処理を行うことにより対応が可能である。	D - 1		提案者からの意見では「産業廃棄物行政に係る許認可権を有するとともに、都市計画行政の中で広域調整を行ってきた本市については『廃棄物行政・都市計画行政に関して都道府県と同等の能力を有する市』として『措置の概要』で述べられている。十分な審議が担保できることと産業廃棄物処理行政の権限と合わせ広域調整が可能であることについても十分に対応可能である」とあり、これについて具体的に検討し、回答されたい。		D - 1		1099010	福島県いわき市	7204	リサイクル産業を中心とした産業再生特区	リサイクル施設の設置に関する建築基準法上の手続の簡素化
三大都市圏における用途地域の決定、変更権限の市への委譲	1203600	三大都市圏の区域は、実質的な都市が市町村の行政区域を越えて展開している典型的な区域であり、また、首都圏整備法等の法律に位置付けられた国土政策上重要な区域であることから、用途地域等に関する都市計画については、こうした「都市の実態」を踏まえ、都道府県が決定することとしている。また、平成12年の都市計画法の改正において、市町村は、都道府県に対し、都道府県が定める都市計画の案の内容となるべき事項を申し出ることができるよう措置したところであり、当該制度を活用することにより、市町村は、三大都市圏内の用途地域について、都市計画の案の内容となるべき事項を都道府県に申し出ることが可能である。	費省からの回答では「三大都市圏の区域は、実質的な都市が市町村の行政区域を越えて展開している典型的な区域」である等の理由から、都道府県による都市計画決定が必要とすることだが、提案自治体のように、東京都との境界に位置するような特殊な地域等、市町村が用途地域を定めるのが適切な場合もあり得るのではないかと、このような観点から特区として実現できないか、具体的に検討し、回答されたい。	三大都市圏の区域は、市街地が市町村の行政区域を越えて広がっている典型的な区域であり、都市計画法では、このような三大都市圏の地域の実情を踏まえ、当該地域における用途地域の決定は都道府県が行うこととしているものである。三鷹市や東京都との境界に位置している新座市等の三大都市圏においては、市町村の行政区域を越えて市街地が広がっている地域であることから、広域の見地からの調整を図る観点が必要であり、用途地域の決定は都道府県が行うこととしているものである。また、「措置の概要(対応策)」でも示しているとおり、市町村は、都道府県に対し、都道府県が定める都市計画の案の内容となるべき事項を申し出ることができることとされており、都道府県はできる限りその内容を尊重しなければならないこととされていることから、当該制度が活用されることにより、都道府県が定める都市計画に市町村の地域の実情は反映される。さらに、用途地域は市街地の土地利用の基本的枠組みを決定するものであるが、市町村は、三大都市圏の区域においても、地区計画、特別用途地区の都市計画を定めることにより、きめこまかな土地利用の誘導を図ることが可能である。	C		費省からの再回答では「三大都市圏の区域は、市街地が市町村の行政区域を越えて広がっている典型的な区域であり、都市計画法では、このような三大都市圏の地域の実情を踏まえ、当該地域における用途地域の決定は都道府県が行うこととしている」とあるが、三大都市圏の中でも政令市は自ら用途地域を決定する権限を有していることから、広域的な観点から都市計画を決定する能力を有する市町村であれば、用途地域の決定権限を委譲してもよいのではないかと、この点について具体的に検討し、回答されたい。		C - 1		1358010	新座市	11230	首都圏近郊都市活性化特区	首都圏近郊整備地帯に適用されている県の有する用途地域の都市計画決定権限の市への付与
	1203610										1371020	三鷹市	1323	まちづくり・環境共生特区	都道府県の有する都市計画権限の市町村への移譲

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	提案事項コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
臨港地区内の容積率及び建ぺい率の特例	1203690	用途地域の容積率及び建ぺい率は都市計画法に基づく都市計画決定権者たる地方公共団体が定めるものであり、港湾法に基づく港湾管理者たる地方公共団体が定めるものではないため。	自治体の提案は、「人工島という限られた臨港地区内」で分区指定と用途指定を一体的に行おうとするものであり、このように地域特性に応じた特例を特区として実現できないが、具体的に検討し、回答されたい。	臨港地区も都市計画に定める内容の一つとして位置付けられていることから、その決定・変更は、都市計画全体との整合性を図る観点から、都市計画決定権者が一元的に定めることが必要である。 また、人工島であっても、橋等で一般の市街地と接続している以上、当該市街地の一部であり、一般の市街地において定められている都市計画との調和を確保する必要がある。	C						1213020	岡山県	3304	水島港国際物流・産業特区	臨港地区内の容積率及び建ぺい率の特例
県条例で指定した地域の基準に適合する様条例制定者である県が都市計画も同様定める	1203620	都市計画の決定に当たっては、市町村が中心となるべきであり、都道府県の都市計画決定については、市町村の区域を超える特に広域的・根幹的な都市計画に限定することが地方分権の趣旨に合致するものである。 なお、都市計画法第6条の2第3項により、都道府県は、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めるものとされており、都市計画区域内において市町村が定める都市計画は、地域地区に係る都市計画を含め、当該方針に即したものでなければならないこととされている。また、同法第24条第6項により、都道府県は、市町村に対し、都市計画の決定又は変更のため必要な措置をとるべきことを求めることができることとされている。これらの制度により、都道府県は、市町村が定める都市計画について関与することが可能である。					提案者からの意見では「各種個別法による枠組みに替えて、地域に最も適合した総合的な条例を定め、規制・誘導等を行い、県の大きな観光資源として育て、活性化を図ろうとするものである」とあり、この点につき具体的に検討し、回答されたい。		C-1		1429020	長野県	20000	長野ルネッサンス特区	都市計画法における都市計画を定める者
建築基準法の用途地域の制限の緩和	1203630	特別用途地区又は地区計画の制度を適用することにより、現行法令においても用途地域の制限の緩和措置を講ずることが可能である。 また、個別の建築物について当該用途地域の環境を害する恐れがないもの等として特定行政庁が認めて許可する場合には、当該用途地域において建築できることとされている。									1030040	千葉県東金市	12213	まちづくり推進特区	建築基準法の用途地域の制限の緩和
都市計画手続における大臣同意等の同意事務の簡素化 市街化区域編入時に要する大臣同意までの事務手続の簡素化 都市計画手続における大臣又は知事の同意の簡素化	1203640	都市計画区域の区域区分については、都市計画区域を指定する主体である都道府県が、都市計画区域の無秩序な市街化を防止する必要があるか否かを、地域の実情に応じて判断することが適切であるという観点から都道府県決定としている。そのうえで、区域区分は、適切なコントロールによって、都市的土地利用と農業的土地利用の必要な調整を図ることにより、国土の均衡ある発展を確保するための最も根幹的な都市計画であり、国との調整を必要としている。	費省からの回答では「区域区分は、適切なコントロールによって、都市的土地利用と農業的土地利用の必要な調整を図ることにより、国土の均衡ある発展を確保するための最も根幹的な都市計画であり、国との調整を必要」とあるが、区域区分についても地域特性はあり得るのであり、地域の特性に応じて手続を簡素化することはできないか、この観点から、具体的に検討し、回答されたい。	区域区分に関する都市計画は、人口及び産業の将来の見通し等を助長しつつ、市街化を促進すべき地域と市街化を抑制すべき地域を区分する根幹的な都市計画であることから、都道府県が定めることとされている。 区域区分に関する都市計画を定める際には、国土交通大臣の同意や農林水産大臣への協議等の手続が必要とされるが、これらの手続は、区域区分について、国の利害との調整を図る観点や行政の各分野にわたる事項を総合的に調整する観点から必要とされるものである。 例えば、農林水産大臣への協議については、農林漁業に重大な影響を与え、また、市街化区域では農地転用許可等の制限が適用除外される等の観点から協議を要するものであり、その関与は限定的なものであり、都道府県が地域の特性に応じた区域区分を定めることを阻害するものではない。 都道府県は、このような制度の趣旨を踏まえ、地域の特性に応じて区域区分に関する都市計画を定めているものである。 また、三大都市圏の区域は、首都圏整備法等の各種整備法が適用され国土政策上の特別的位置付けを与えられていることや、人口及び諸機能の集積状況の観点から、当該区域の整備は国土政策等の国の実施する施策に重大な影響を及ぼすという地域特性を有している。 三大都市圏においては、このような地域特性を踏まえて、当該地域における一定の都市計画の決定に際しては、上記の国の利害との調整を図る観点から、大臣への協議、同意を必要としているが、その関与はこれらの観点を踏まえた限定的なものであり、三大都市圏の区域においても、都市計画の決定・変更自体は、地方公共団体が地域の特性を踏まえて行っている。 三大都市圏の区域は、首都圏整備法等の各種整備法が適用され国土政策上の特別的位置付けを与えられていることや、人口及び諸機能の集積状況の観点から、当該区域の整備は国土政策等の国の実施する施策に重大な影響を及ぼすという地域特性を有している。 三大都市圏においては、このような地域特性を踏まえて、当該地域における一定の都市計画の決定に際しては、上記の国の利害との調整を図る観点から、大臣への協議、同意を必要としているが、その関与はこれらの観点を踏まえた限定的なものであり、三大都市圏の区域においても、都市計画の決定・変更自体は、地方公共団体が地域の特性を踏まえて行っている。	C		費省からの再回答では「区域区分に関する都市計画を定める際には、国土交通大臣の同意や農林水産大臣への協議等の手続が必要とされるが、これらの手続は、区域区分について、国の利害との調整を図る観点や行政の各分野にわたる事項を総合的に調整する観点から必要とされるものである。」 また、国の同意の範囲については、個別の都市計画に関し、国の利害に該当しない類型化が可能な軽微なものを都市計画法施行令や施行規則において同意を不要と措置し、協議を要する対象を限定した上で、法律上「国の利害との調整を図る観点から」と協議の観点も限定している。 これらは、地方分権推進委員会の勧告等に基づき、平成12年に制度改正したところである。 今後については、都市計画に関する制度的安定性の要請もあり、まずはこれらの制度改正の定着状況等についてフォローアップを行うこととし、その結果に応じて必要な見直しを検討することとする。		C-1		1124010	前橋市	10201	都市計画決定手続き特例特区	市街化区域編入時に要する大臣同意までの事務手続の簡素化
	1203670	三大都市圏等の区域における都市計画については、国土政策上の位置付け、人口及び諸機能の集積状況の観点から、当該区域の整備は国土政策等の国の実施する施策に重大な影響を及ぼすものであり、国との調整を必要としている。	費省からの回答では「三大都市圏等の区域における都市計画については、国土政策上の位置付け、人口及び諸機能の集積状況の観点から、当該区域の整備は国土政策等の国の実施する施策に重大な影響を及ぼすものであり、国との調整を必要」との理由から実現困難とあるが、大都市圏においても、個々の地域特性を有しており、その特性に応じて手続を簡素化することはできないか、この観点から、具体的に検討し、回答されたい。								1220090	兵庫県	2801	国際経済特区	都市計画手続における大臣又は知事の同意の簡素化



特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	提案事項コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
河川の占用許可・工作物設置許可の柔軟化	1204080	地形特性・設置形態・構造等によっては、現状でも堤防への工作物の縦断占用等が可能な場合もあり得るものである。	費省からの回答では「地形特性・設置形態・構造等によっては、現状でも堤防への工作物の縦断占用等が可能な場合もあり得る」とあるが、基準を明確化した上で、自治体の提案を実現するためにはどうすればよいか、という観点から検討し、回答されたい。	今回提案の美観と防災空間特区において設置する工作物が「地中埋設の電線」に限られるものであれば、治水上重要な施設である堤防の弱体化につながらない様、計画土堤防断面内に入れない措置を講ずるなど安全性を確保していただいた上で、当該特区対象区域を所管する河川管理者と協議していただきたい。なお、河川の工作物設置に係る許認可手続きについては、手続きの円滑化に資するよう申請者の参考となる事例集を作成し、これを広く紹介していくこととする。	D-1 B-1						1414010	掛川市	22213	美観と防災空間特区(緑の精神回廊)	堤防へ工作物の縦断専用堤防へ樹木の植栽
河川の占用許可・工作物設置許可の柔軟化	1204090	調節池内であっても、工作物の設置等の許可は、治水、利水上の観点から位置・構造等についての個別の審査が必要であり、工作物の位置・構造等によっては、現状でも設置可能な場合があり得る。	費省からの回答では「工作物の位置・構造等によっては、現状でも設置可能な場合があり得る」とあるが、基準を明確化した上で、自治体の提案を実現するためにはどうすればよいか、という観点から検討し、回答されたい。	今回提案の都市型農業活性化促進特区において、設置を予定している建築物の詳細な構造は確定したのではなく、一該に基準の緩和について述べることは困難であるが、たとえば、移動式や高床式の構造にするなどの配慮を行ったうえで、個別に当該特区対象区域を所管する河川管理者と協議していただきたい。なお、河川の工作物設置に係る許認可手続きについては、手続きの円滑化に資するよう申請者の参考となる事例集を作成し、これを広く紹介していくこととする。	D-1 B-1						1375040	千葉県柏市	1208	都市型農業活性化促進特区	河川区域内における工作物の設置に関する許可基準の緩和
河川浚渫工事に関する許可等の緩和	1204100	工事規模や期間(工期・時期)による治水・利水・環境への影響もあることから、河川法に基づく許認可が必要かどうか、軽易な行為にあたるかどうかについては、個別の審査が必要であり、許可等を緩和することはできない。	費省からの回答では「河川法に基づく許認可が必要かどうか、軽易な行為にあたるかどうかについては、個別の審査が必要」とあるが、基準を明確化した上で、自治体の提案を実現するためにはどうすればよいか、という観点から検討し、回答されたい。	今回提案の伝統文化ふれあい観光特区において要望されている箇所での浚渫工事については、今までも規模・工期によって「軽易な行為」として判断され、作業届出のみとして対応しており、既に対応済みと認識している。	E						1187020	岐阜市	21201	伝統文化ふれあい観光特区	河川浚渫工事に関する規定の緩和
廃川敷地等の手続き期間の短縮および部分的廃川敷地等の処分	1204020	1. 政令で定める管理期間は、国有財産法の特例である第92条の規定に基づく土地の交換のための法的手続き、従前の占有者等の権利関係の整理、および財務大臣に引き継ぐ財産内容の調査等所要の処理を完了させるために最低限必要な期間であるので、この期間を短縮させることは困難である。 2. 河川法施行法第18条の規定は、旧河川法時代に私権を抹消された土地の権利者が下付を受けるための条件である。したがって、権利者が不利となるような申請期間の短縮は困難である。 3. 提案主体からの法令上に「部分的廃川告示」に関する事項は書かれていない。	費省からの回答では「最低限必要な期間」とあるが、手続の簡素化により、自治体の要望に応じられないが、また回答3によれば、「部分廃止の告示」は可能と解してよいか。	管理期間内に行わなければならない手続きは前回の回答のとおりであるが、それらの作業の中には、占有者への失効の通知、土地評価額、登記簿、公図の作成等が含まれる。これらの作業を抜きにして適正な土地交換のための法的手続き、財務大臣への引継ぎを行い、手続の簡素化を行うことは困難である。また、「部分的廃止の告示」は可能である。	C E						1351020	長野県上田市	20203	「上田 道と川の駅」特区	廃川手続き期間の短縮
廃川敷地等の譲与相手先の緩和	1204030	本条が設けられた理由は、二級河川は原則として都道府県が河川管理に要する費用を負担することとされており、一級河川と比較しても国の負担も低いことに鑑み、廃川敷地等を当該都道府県に譲与することができることとして、国と都道府県との間の経済的平衡を図ろうとすることにある。したがって、河川管理を行っていない地方公共団体が直接国有財産を受けることはできないと考える。なお、長野県上田市には二級河川は存在していない。	費省からの回答では、「国と都道府県の経済的平衡」の観点から譲与対象としていることとあるが、とすれば、都道府県が了解し、適切な管理能力を有する市町村であれば、対象にすることができないか、具体的に検討し、回答されたい。	河川管理を行っていない地方公共団体が直接国有財産を受けることについては、前回回答の趣旨により認められないが、都道府県に譲与された当該廃川敷地等を都道府県の判断で市町村へ譲与することは可能であるので、譲与を受けた都道府県と譲与を希望する市町村との間で協議されるべき問題であると考ええる。	C E						1351010	長野県上田市	20203	「上田 道と川の駅」特区	廃川敷地の譲与相手先の緩和
河川区域内の土地の占用許可期間の延伸(10年)と申請書類の簡素化	1204160	占用許可期間については、親水空間の創出のために占用施設として想定される広場、緑地あるいは運動場等については、現状においても10年の許可期間が設定できるものである。 河川法24条の許可申請における河川法施行規則第12条第2項第6項に係る添付図書については、例えば、個別の事案においては、出水時の撤去計画等を提出させることが必要な場合があり、この項目を省くことはできない。 河川法26条及び27条の許可申請における河川法施行規則第15条第2項第1・2・3号及び第6・7号並びに、第16条第2項第5・8号に係る添付書類については、既に、省令第40条「許可申請書の添付図書の省略等」により、同時申請、変更許可、又は軽易な行為等による許可申請にあたっては添付書類について一部省略可としているところである。	費省からの回答では「親水空間の創出のために占用施設として想定される広場、緑地あるいは運動場等については、現状においても10年の許可期間が設定できる」とあるが、基準を明確化した上で、自治体の提案を実現するためにはどうすればよいか、という観点から検討し、回答されたい。	占用期間については、河川敷地占用許可準則第12において、同準則第7第1項第1号イに掲げる公園、緑地又は広場については、10年の許可期間としているところであり、市が設置を要する親水広場等については、10年で占用許可可することとする。	C D-1						1392010	山梨市	19205	ウォーター(リバー)フロントまちづくり特区	河川法を遵守しつつ、占用許可の簡素化と占用期間の延長の特例措置を講じること。

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の 分類」の 見直し	「措置の 内容」の 見直し	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進 室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分 類」の見 直し	「措置の内 容」の見 直し	提案事項 コード	提案主体名	提案主体 コード	特区構想名	規制の特例事項（事項 名）
非常時の河川・湖沼水の採取に対する河川法上の規制緩和	1204040	非常災害時において、河川の流水から飲料水の確保のための取水を行うことは、それが排他的・継続的な使用でなければ許可を要しないが、排他的・継続的な使用であれば許可を不要とすることはできない。また、例えば、地震等により許可に係る取水に必要な施設が破損した場合、ポンプ等の代替施設による取水を行うことは、緊急対応として可能と考えられる。これらについては、個別具体の事案ごとに判断すべきものであるため、個別に相談されたい。									2167010	(有)板倉工業	50020	自然水源の水質浄化及び飲用精製装置の整備	水質浄化と非常時の飲料水確保における関係諸法令の緩和
河川流水の占有許可の柔軟化	1204050	発電水利使用は、あくまで許可の対象とすべき流水の占有に当たるため、すでに農業用水の目的で許可されていたとしても、当該流水を発電のために使用する場合には、発電水利使用の目的・事業計画の妥当性及び公益性等、例えば、農業用水の私的な流用となっていないか等についても審査した上で許可されるべきものであり、届出だけではこれらが担保されないことから、届出だけではこれらが担保されないこと、提案は受け入れられない。なお、現行の規定により対応する場合でも、同様の前例は多数存在し、審査内容に問題がない限り、許可審査手続の迅速化を図ることで、迅速な対応が可能である。	費省からの回答では「同様の前例は多数存在している」とあるが、とすれば、典型的に地域要件を定めること等により、地域の特性に応じた手続の簡素化を特区において実現することはできないか。具体的に検討し、回答されたい。								1005020	富山市	16201	農業用水ミニ水力発電特区	発電水利権取得に係る規制の緩和
河川流水の占有許可の柔軟化	1204060	流水占有を許可制とする理由は、下流への影響だけでなく、災害の発生防止・河川の適正な利用等を目的として、水利使用の目的・事業計画の妥当性及び公益性等について審査すべく許可に係らしているものであり、届出だけではこれらが担保されないことから、届出だけではこれらが担保されないこと、提案は受け入れられない。特に、同時に、河川法第26条の許可の審査基準について個別に安全性等を満たしているかも審査する必要があり、届出制とすることは認められない。なお、現行の規定により対応する場合でも、審査内容に問題がない限り、許可審査手続の迅速化を図ることで迅速な対応が可能である。また、申請から許可までに約1年の待機が必要で、事業展開の大きな障害となっているとされているが、これは、北海道の条例で定める標準処理期間に対する懸念であると思われるため、この点については、当該河川の河川管理者である北海道と調整されたい。	費省からの回答では「迅速化を図ることで迅速な対応が可能」とあるが、提案は、管理上は河川であるが実質海面であるため、規制が意味をもたないような場合に取扱いの見直しを求めるものである。この観点から、具体的に検討し、回答されたい。								1101120	湧別町	1559	サロマ湖地域循環型社会特区	河川流水の占有に関する許可制度の緩和
河川流水の占有許可の柔軟化	1204070	豊水水利使用については、不安定な豊水条件を前提とした権利設定の是非、取水時期の限定・取水制限・詳細な取水量報告義務の賦課、安定水利権に対する劣後性、河川の流況や計画の変化に対する受忍義務等のリスク、不安定取水の下での事業目的の実現可能性、他の水利権者との紛争回避等多くの複雑かつ困難な論点の検討が必要で、更に水循環への配慮、供給面・需要面での施策等関連する政策課題をも併せて考慮しなければならないため、これらの総合的検討の上での判断が必要である。具体的には関係機関に協議願いたい。	費省からの回答では「総合的検討の上での判断が必要」とあるが、提案の趣旨を踏まえた上で、どのような場合であれば要望が実現できるのか、具体的に検討し、回答されたい。	D-1 C B-1							1462010	長野県	20000	水利権調整特区	河川法第23条（流水の占有の許可）（水利権調整事業）

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	提案事項コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
河川流水の占用許可の柔軟化	1204110	公共用物である河川は、国民の共同の利益となるよう管理されなければならない。河川の構成要素たる流水を私権の目的とすることはできない。水利使用については、こうした国民の共同の利益となるべき観点から許可がなされるべきものであり、少なくとも、その目的及び事業内容が国民経済上、国民生活上有効なものであって、公共の福祉の増進に資するものでなければならない。離島の二級河川であっても、その流水は国民全体にとっての貴重な資産である。また、その流水は、豊かな自然環境を有する屋久島の重要な構成要素でもあり、これに対する配慮も必要である。特定の者が売水を目的として取水し、利潤を得ることは、流水の有効利用に対する社会的要請が益々増大している中で、公共性・公益性等の観点から妥当かどうか十分慎重な検討を有する。具体的には関係機関に個別に相談されたい。	費省からの回答では「公共性・公益性等の観点から妥当かどうか十分慎重な検討を有する」とあるが、屋久島における流水の利用状況等の地域特性を踏まえ、具体的に検討し、回答されたい。	具体的案件が申請された場合、許可権者において「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分審査基準について」に掲げる審査基準を満たすものと判断されれば、法定の手続を経た上で、許可できる。なお、民間の営利事業者であることのみをもって許可の対象とならないという扱いは行われていない。具体的にまず、屋久島の二級河川における流水占有の許可権者であり提案主体でもある鹿児島県において、屋久島の河川における地域特性も踏まえつつ、個別案件の審査として検討していただきたい。国土交通省においては、許可手続の円滑化に資するよう、申請者等の参考となるような事例を収集し、これを紹介していくこととする。							1253010	鹿児島県	46000	屋久島水源活用特区	河川の流水に関する使用目的の緩和
河川管理に関する指定区間制度の改正	1204120	平成11年8月に河川審議会の答申「河川管理に関する国と地方の役割分担について」がなされ、国が管理すべき一級水系及び直轄管理区間の考え方及び基準が示されたところである。上記答申では、河川管理における国と地方の役割分担について、国は国土保全上又は国民経済上特に重要なものに限って、管理するという原則のもとで、河川管理を行うものと示されており、単純に本川、支川で区別されるものではない。また、国の直接管理を要しない区間については、既に法定受託事務として国土交通大臣が指定し、県管理となっているところである。よって、特区として対応することは不適切である。なお、平成14年12月24日に政府方針として閣議において配布された「国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針」では、「河川及び道路についての直轄管理区間の指定基準については、平成15年度を初年度とする国土交通社会資本整備重点化計画(仮称)の策定過程において必要な作業を行い、策定する。」とあり、現在鋭意検討中である。	費省からの回答では「現在鋭意検討中」とあるが、自治体の提案を特区として先行的に実現することはできないか、具体的に検討し、回答されたい。	提案は、「一級河川の本川は全て国管理とする。支川のうち、下流に著しい負荷を与える恐れのあるものを除き県管理とする。」とされている。一方、現在鋭意検討中の「直轄管理区間の指定基準の見直し」については、平成11年8月に河川審議会の答申「河川管理に関する国と地方の役割分担について」に基づき、直轄管理区間については、「一級河川のうち特に重要な区間に限定して直轄管理を行うことを基本方針」として、見直しを行っているところである。具体的には、国の役割の重点化を図る観点から、国の事務事業のうち地方公共団体にゆだねることが可能なものは出来る限りゆだねることを基本としており、提案のように「一級河川の本川は全て国管理とする」ことは、国の関与が結果的に広がることとなり、地方分権推進の基本理念から逸脱することと考える現在の指定基準見直しとの整合性が確保されないこととなる。また、基準策定に当たっては、広域的観点や国家的見地からの対応という視点から、公平かつ客観的な基準になるべく検討を進めているところであり、特区として対応することは不適切である適切ではないと考えている。	C					1461010	長野県	20000	一級河川管理特区	・河川管理に関する指定区間制度の改正 ・河川管理に関する国の認可を無くす	
河川管理に関する国の認可の不要化	1204130	一級河川は、国土保全上又は国民経済上、特に重要であり国において管理する必要があるため、国土交通大臣が指定したものである。直轄管理区間は、河川の形状及び流況、流域の地形及び土地利用の状況等から、特に国が直接管理する必要のある区間である。指定区間においても一級河川の一部であり、管理は法定受託事務として当該一級河川の部分の存する都道府県知事が行っているが、河川法第七十九条第一項、政令第四十五条に定められる国の認可が必要な事項は、例えば、水利権や洪水時における水利使用の調整、上下流や左右岸のバランスを踏まえた河川整備等、河川管理上、水系全体で調整が必要不可欠な事項のみであり、特区として対応することは不適切である。なお、その他(特記事項)に書かれている点については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」に基づき、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を三位一体で検討し、それらの望ましい姿とそこに至る具体的な改革工程を含む改革案を取りまとめることとされているところであり、この場で議論されるべき事項ではないと考える。	費省からの回答では「国の認可が必要な事項は、例えば、水利権や洪水時における水利使用の調整、上下流や左右岸のバランスを踏まえた河川整備等、河川管理上、水系全体で調整が必要不可欠な事項」とあるが、提案にあるように下流に著しい負荷を与える恐れがないもの等は、地域の自主性を担保する観点から、認可不要とすることができないか、具体的に検討し、回答されたい。	提案は、「下流に著しい負荷を与える恐れがないもの等について国の認可を不要とする」とあるが、提案主体である長野県に具体的な提案内容を確認したところ、「河川整備計画を定める場合や事業の実施にあたっての国の認可を不要とし、」との返答を得ているところである。例えば、一級河川における河川整備計画は、国土交通大臣が定める河川整備基本方針に即し、当該河川の総合的な管理が確保できるように定めなければならないものである。具体的には、例えば河川改修等の事業を実施する場合、河川の疎通能力を上げること(下流により多くの水が流れる)になるのが一般的である。河川整備計画を定めて河川改修等を行うにあたり、その河川整備計画や河川改修等が下流の直轄管理区間等に著しい負荷を与える恐れがあるかどうかは、一級河川の指定区間のみを管理している都道府県ではなく判断できないものであり、下流を含めた一級河川全体を管理している国土交通大臣が判断すべき事項であり、国の認可は必要不可欠である。このように、現在国土交通大臣の認可が必要な事項は、水系全体で調整が必要な事項であり、下流に対しても著しい影響を与えるものであることから、当該認可を不要とすることは不適切である適切ではないと考えている。	C					1461010	長野県	20000	一級河川管理特区	・河川管理に関する指定区間制度の改正 ・河川管理に関する国の認可を無くす	
準用河川等に係る業務の県への委譲	1204140	事業計画を市町村長が地方整備局長等に協議することとしているのは、国庫補助事業である準用河川改修費補助の採択基準との適合性等についてあらかじめ確認し、事業の円滑な実施を期するために行うものであり、当該協議を不要とする特区を設置することは補助金の適正な執行を図る上で不適切である。	補助金の協議と、日常の河川管理に関する行為の認可とは、必ずしも合致させる必要はないのではないかと、提案の趣旨を踏まえて検討し、回答されたい。	回答作成にあたり、要望提出主体に提案の趣旨を確認したところ、特例の具体的な要望事項(内容)欄に記載されている「準用河川に関する業務」とは、国庫補助事業である準用河川改修補助に係る業務を指している。また、「国が行っていた認可業務」とは、「準用河川改修補助制度について(平成13年3月30日付け国土交通省河治発第53号河川局長通知)」に基づき、準用河川改修事業の事業計画を市町村長が地方整備局長等に協議することを指している、という理解でよい旨回答を得ている。従って、左記の回答をしたものである。	C						1461010	長野県	20000	一級河川管理特区	・河川管理に関する指定区間制度の改正 ・河川管理に関する国の認可を無くす

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各省庁からの回答に対する構造改革特区推室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	提案事項コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
橋の建設基準の緩和及び許認可手続きの簡略化(個人の占用許可)	1204150	橋の建設基準については、治水・利水・環境の観点から、従来どおり統一の基準により、所定の安全性を確保するものとする。 また、許認可手続きについても、安全性及び河川等への影響を検討する上で河川法に基づく許認可申請は必要不可欠である。 なお、個人の占用については、特区内に限り、占用許可準則の改定を行い、関係者間の合意形成、管理形態の整理等を前提に認めることも可能であると思慮される。									2083010	(株)間組	50020	水路上橋建設緩和特区	公共水面上部の利用権の開放
河川の流水に支障を及ぼす行為及び河川上空における工作物設置に係る基準の緩和	1204170	河川は流水を安全に流下させるとともに、都市の中の貴重なオープンスペースであり、安易に河川上空に工作物を設置するべきではないことから、基準の緩和をすることはできない。	河川上空を有効利用するという観点から、流水の安全とオープンスペースが確保される場合、地域の合意形成がある場合等であれば、実現は可能ではないか。また、提案では「近年のハード技術では十分に可能で、法と現実のギャップも認められる」とあるので、基準の緩和について具体的に検討し、回答されたい。	河川空間は、貴重な自然環境であり地域住民や河川を利用する人及びそこに生息する動植物にとってもオアシスであり、近年は水辺再生等都市部において河川空間の再生が広く望まれている状況である。従って、河川の上空に施設を設置する計画は慎重に検討すべきである。また、今回提案の河川上空利用フリー特区については、具体的な場所や整備のイメージがあるものではなく、地域の合意形成等まったく架空の状況においては、基準の緩和について述べることはできない。ただし、河川の工作物設置に係る許認可手続きについては、申請手続きの円滑化に資するよう、申請者の参考となる事例集を作成し、これを紹介していくこととする。	C	B - 1				2180010	大成建設株式会社	50020	河川上空利用フリー特区	河川の上空に自由に建築物を構築可能とする特区の創設	
海岸法による占用許可等に係る権限移譲	1204210	海岸法第5条第2項における「市町村長が管理することが適当であると認められる海岸保全区域で都道府県知事が指定したのものについては、当該海岸保全区域の存する市町村の長がその管理を行うものとする」との規定に基づき、都道府県知事より権限を委譲されたい。									1384010	石川県羽咋市	17207	自然共生特区	海岸法による占用許可等に係る権限移譲
海岸法による占用許可等に係る権限移譲	1204230	海岸法第5条第2項における「市町村長が管理することが適当であると認められる海岸保全区域で都道府県知事が指定したのものについては、当該海岸保全区域の存する市町村の長がその管理を行うものとする」との規定に基づき、都道府県知事より権限を委譲されたい。									1384020	石川県羽咋市	17207	自然共生特区	海岸法による占用を受けた区域内に車輻通行帯を設置した場合、道路交通法を適用させ、規制の権限を移譲。
民間事業者等が海岸保全区域等を使用収益する際の条件の緩和	1204220	海岸法第5条第2項における「市町村長が管理することが適当であると認められる海岸保全区域で都道府県知事が指定したのものについては、当該海岸保全区域の存する市町村の長がその管理を行うものとする」との規定に基づき、都道府県知事より権限を委譲の上、海岸管理者として当該規制の緩和を図られたい。					提案者からの意見では「仮設等でなく、ある程度堅固な(20年程度以上継続的に)交流施設(収益性高い)を海岸保全区域に民間資本で整備・運営するというもので、PFI事業が公共施設の整備を目的としているのに対し、経済活性化に主眼をおいたもの」とあり、これについて具体的に検討し、回答されたい。	そもそも海岸保全区域内において海岸保全施設以外の施設又は工作物を設けて占用しようとする場合は、海岸管理者の許可が必要であり、国有財産法第18条に基づく判断がなされるものではない。また当該事務は自治事務であり、法令等でも許可を受ける主体、期間等についての具体的な規制を設けておらず、「仮設等でなく、ある程度堅固な(20年程度以上継続的に)交流施設(収益性高い)を海岸保全区域に民間資本で整備・運営する」ことの許可の是非についても、個別具体の事例に応じて、当該海岸管理者の判断によることとなる。	D - 1		1158010	館山市	12205	海辺活用特区	民間事業者等が海岸保全区域等を使用収益する際の条件の緩和

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	提案事項コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
イベント等における道路占用の許可の可能な範囲の明確化	1205010	<p>占用許可物件を定めた道路法第32条第1項各号は、限定列挙の趣旨であり、各号にそれぞれ記された「その他これに類する工作物」等についても、この趣旨を踏まえて解すべきである。しかしながら、各号に掲げられる物件との形状、使用目的等に関する共通性、公共性等を踏まえて、「その他」に該当するものとしての占用許可を行うことは、前記趣旨の逸脱しないものである限り、個別の案件に対する道路管理者の判断として、可能であるものと考えられるところであり、例えば、提案にある休憩施設等については、バス停留所に設けるベンチ等が「ベンチ及び上屋の道路占用の取扱いについて(平成6年6月30日道政発第32号)」により道路占用物件と位置付けられていることを踏まえつつ、個別の物件に応じて道路管理者の判断に委ねられているものと考えられる。</p> <p>また、営利目的での活動に供される占用物件としては、道路法第32条第1項第6号「露店」、「その他類する施設」が掲げられているところ、これは恒常的な施設を直ちに想定しているものではないが、提案にいう「定着」の程度等も踏まえて、占用の可否について道路管理者により判断されるものである。(なお、その物件の様態によっては、建築物に該当するものとして、建築基準法等の他の法令の規制に服することも考えられる。)</p>	<p>費省からの回答では「趣旨の逸脱しないものである限り、個別の案件に対する道路管理者の判断として、可能」とあるが、運用改善、解釈の明確化の観点から、ガイドラインの提示等の対応が必要ではないか。この観点から、具体的に検討し、回答されたい。</p>								1396010	東京都多摩市	13224	多摩センター地区経済活性化特区	歩行者専用道路上への施設設置に係る関係法令の許可基準の緩和
イベント等における道路占用の許可の可能な範囲の明確化	1205020	<p>占用許可物件を定めた道路法第32条第1項各号は、限定列挙の趣旨であり、各号にそれぞれ記された「その他これに類する工作物」等についても、この趣旨を踏まえて解すべきである。しかしながら、各号に掲げられる物件との形状、使用目的等に関する共通性、公共性等を踏まえて、「その他」に該当するものとしての占用許可を行うことは、前記趣旨の逸脱しないものである限り、個別の案件に対する道路管理者の判断として、可能であるものと考えられるところであり、例えば、提案にある休憩施設等については、バス停留所に設けるベンチ等が「ベンチ及び上屋の道路占用の取扱いについて(平成6年6月30日道政発第32号)」により道路占用物件と位置付けられていることを踏まえつつ、個別の物件に応じて道路管理者の判断に委ねられているものと考えられる。</p> <p>また、営利目的での活動に供される占用物件としては、道路法第32条第1項第6号「露店」、「その他類する施設」が掲げられているところ、これは恒常的な施設を直ちに想定しているものではないが、提案にいう「定着」の程度等も踏まえて、占用の可否について道路管理者により判断されるものである。(なお、その物件の様態によっては、建築物に該当するものとして、建築基準法等の他の法令の規制に服することも考えられる。)</p>	<p>費省からの回答では「趣旨の逸脱しないものである限り、個別の案件に対する道路管理者の判断として、可能」とあるが、運用改善、解釈の明確化の観点から、ガイドラインの提示等の対応が必要ではないか。この観点から、具体的に検討し、回答されたい。</p>								1396020	東京都多摩市	13224	多摩センター地区経済活性化特区	歩行者専用道路上への施設設置に係る関係法令の許可基準の緩和
イベント等における道路占用の許可の可能な範囲の明確化	1205040	<p>道路占用許可は、イベントの開催自体を許可制度の対象としているものではなく、これに伴って道路に設けられる露店、看板、旗ざお、アーチ等は、道路占用許可の対象とされているところ、個別の案件に対する道路占用許可の可否に関しては、実施予定場所である道路の環境、当該イベントにおいて設置が予定される個別の物件の内容等を踏まえながら、道路の構造又は交通の円滑に支障を及ぼすおそれを勘案して、道路管理者により個別に判断されるべきものであり、占用許可の際に附される許可条件の内容や、手続における書類内容等についても、法令に違反しない限り、個別の案件に対する道路管理者に委ねられている。</p> <p>なお、繰り返し開催されるイベントに関して、将来開催されるものを含めて、手続を事前にまとめて行うということであれば、法令上妨げられてはいないところ。(ただし、そのような許可を行うかどうかは、当該道路を管理する各道路管理者の判断であり、また、道路管理者が道路の占用の可否を判断するに当たっては、占用の期間、占用の場所、占用物件の数量、構造等がその重要な判断材料となることから、これらの諸要素は確定していなければ、申請及び許可を行うことはできない。さらに、仮にこれら諸条件が確定したのもとして許可したとしても、その後イベントの企画内容が変更することが十分考えられ、それに伴い、諸要素が変更された場合には、その都度、道路占用許可の変更手続を要するなど、申請者にとっては負担が増える可能性が高いものと思慮される。)</p>	<p>道路占用許可は、イベント等それ自体でなく設置される物件をその対象とするものであるところ、当該占用許可の運用については、実施予定場所により個々に異なる道路環境や、イベント等の企画内容により個々に異なる具体的な設置予定物件やその設置期間等に応じて、各道路管理者が個別に判断することとなるが、企画者サイドにおける創意工夫や、これを受けた各道路管理者の個別の判断により、地域の実情に応じた多様な道路利用の形態が現れ、それぞれの地域の活性化につながるものと認識している。</p> <p>イベント等の実施は、実施予定場所の道路環境やイベントの内容・性格、個々の設置予定物件・期間等により多種多様であるから、占用許可について国から一律のガイドラインを提示することは困難であり、また、必ずしも適切でないと考えられるが、個別のイベントにおける物件の設置には、各道路管理者において十分に相談に応じるものと考えている。</p> <p>さらに、今後、民意の創意工夫を活かした道路空間の有効活用により、地域の活性化を図るため、イベントの実施に伴う道路占用の円滑化に資するよう、各地の路上イベント事例に関する全国調査を進めるとともに、当該事例の紹介と併せて、通達を発出する予定である。</p>	B - 1 D - 1							2033010	北見商工会議所、北見市商店街振興組合連合会	50070	中心市街地活性化特区	道路法、道路交通法、食品衛生法

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推定からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	提案事項コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
イベント等における道路占用の許可の可能な範囲の明確化	1205070	道路占用許可は、イベントの開催自体を許可制度の対象としているものではなく、これに伴って道路に設けられる露店、看板、旗ざお、アーチ等は、道路占用許可の対象とされているところ、個別の案件に対する道路占用許可の可否に関しては、実施予定場所である道路の環境、当該イベントにおいて設置が予定される個別の物件の内容等を踏まえながら、道路の構造又は交通の円滑に支障を及ぼすおそれを勘案して、道路管理者により個別に判断されるものとする。	費省からの回答では「実施予定場所である道路の環境、当該イベントにおいて設置が予定される個別の物件の内容等を踏まえながら、道路の構造又は交通の円滑に支障を及ぼすおそれを勘案して、道路管理者により個別に判断される」とあるが、運用改善、解釈の明確化の観点から、ガイドラインの提示等の対応が必要ではないか。この観点から、具体的に検討し、回答されたい。								1325010	横浜市	14100	交流特区	道路使用に関する許可の一部不要化
イベント等における道路占用の許可の可能な範囲の明確化	1205060	道路占用許可は、イベントの開催自体を許可制度の対象としているものではなく、これに伴って道路に設けられる露店、看板、旗ざお、アーチ等は、道路占用許可の対象とされているところ、個別の案件に対する道路占用許可の可否に関しては、実施予定場所である道路の環境、当該イベントにおいて設置が予定される個別の物件の内容等を踏まえながら、道路の構造又は交通の円滑に支障を及ぼすおそれを勘案して、道路管理者により個別に判断されるものである。	費省からの回答では「実施予定場所である道路の環境、当該イベントにおいて設置が予定される個別の物件の内容等を踏まえながら、道路の構造又は交通の円滑に支障を及ぼすおそれを勘案して、道路管理者により個別に判断される」とあるが、運用改善、解釈の明確化の観点から、ガイドラインの提示等の対応が必要ではないか。この観点から、具体的に検討し、回答されたい。								1186010	岐阜市	21201	まちなかにぎわい特区	イベント開催時等の道路使用簡素化
イベント等における道路占用の許可の可能な範囲の明確化	1205080	道路の本来の目的は一般の自由な通行であり、道路上に物件等を設置するに当たっては、こうした道路の本来の効用の発揮を確保するための調整の必要があるところ、届出ではこの調整が十分にできず、道路の構造保全や交通の円滑の確保に支障を生ずるおそれがあることや、道路管理者が権限を有する敷地について、私権的な側面からも適切な管理を行う必要があること等にかんがみ、許可を届出にすることは適当ではないが、個別の道路占用許可の可否については、実施予定場所である道路の環境、当該イベントにおいて設置が予定される個別の物件の内容等を踏まえながら、道路の構造又は交通の円滑に支障を及ぼすおそれを勘案して、道路管理者により個別に判断されるものであり、占用許可の際に附される許可条件の内容や、手続における書類内容等についても、法令に違反しない限り、個別の案件に対する道路管理者に委ねられている。	費省からの回答では「実施予定場所である道路の環境、当該イベントにおいて設置が予定される個別の物件の内容等を踏まえながら、道路の構造又は交通の円滑に支障を及ぼすおそれを勘案して、道路管理者により個別に判断される」とあるが、運用改善、解釈の明確化の観点から、ガイドラインの提示等の対応が必要ではないか。この観点から、具体的に検討し、回答されたい。								1283010	立川市	13202	「たちかわ都市輪にぎわい」特区(仮称)	道路使用・占用に関する許可の届出制への変更、もしくは許可条件の緩和と手続の簡素化
イベント等における道路占用の許可物件の拡大及び許可基準の緩和	1205050	道路占用許可は、イベントの開催自体を許可制度の対象としているものではなく、個別の物件をその対象とするものであるところ、道路法第32条における「各号の一に掲げる工作物、物件又は施設」は限定列挙の趣旨であり、各号にそれぞれ記された「その他これに類する工作物」等についても、この趣旨を踏まえて解すべきである。しかしながら、各号に掲げられる物件との形状、使用目的等に関する共通性、公共性を踏まえて、「その他」に該当するものとしての占用許可を行うことは、前記趣旨の逸脱しないものである限り、個別の案件に対する道路管理者の判断として、可能であるものと考えられるところであり、例えば、提案にあるベンチ、灰皿等については、バス停留所に設けるベンチ及びくずかご等が「ベンチ及び上屋の道路占用の取扱いについて(平成6年6月30日道政発第32号)」により道路占用物件と位置付けられていることを踏まえつつ、個別の物件に応じて道路管理者の判断に委ねられているものと考えられる。 なお、道路法施行令第10条第1項においては、歩道内の占用物件を車道寄りとするべきことが掲げられているところ、これを民地寄りとすることについては、歩行者等の通行を車道側に誘導することになり、交通上の危険を生ずるおそれがあること、沿道の建物等の利用者による円滑な出入りや災害時の避難、消防活動等により大きな支障を及ぼすおそれがあること等にかんがみ、現行規定を維持すべきものと考えられる。	費省からの回答では「これを民地寄りとする」ということについては、歩行者等の通行を車道側に誘導することになり、交通上の危険を生ずるおそれがあること、沿道の建物等の利用者による円滑な出入りや災害時の避難、消防活動等により大きな支障を及ぼすおそれがあること等」から困難とされているところであるが、歩道に十分に空間が確保されているような場合等においても困難が、具体的に検討し、回答されたい。		B-1 D C		提案者からの意見では、占用物件を民地寄りにすることについて、自動車の通行規制をしている道路であれば、歩行者と自動車との通行上の危険は生じないこと、イベント等においては事業者と沿道建物利用者との協議の上で計画を作成しており、出入りや避難路についても配慮していること等が指摘されているので、これについて具体的に検討し、回答されたい。		B-1	1151010	一宮市	23203	中心市街地にぎわい特区	イベント等における道路占用の許可物件の拡大及び許可基準の緩和	

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	提案事項コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
高架道路下における占用許可の緩和	1205090	高架道路下の占用については、当該物件等が道路法施行令第7条第6号に規定するものに該当するものであり、道路法第33条第1項及び同項で定める政令で定める基準に適合していれば、道路管理者が占用許可を与えることができることとされているところ、高架下の店舗は、占用許可対象物件に含まれている。首都高速道路においては、首都高速道路公団が地方公共団体の権限を代行して道路管理を行っているところであるが、当該占用許可の考え方は同様である。 また、高架下の占用に係る運用については、「高架道路の路面下の占用許可について（昭和40年8月25日付け道路局長通達）」が発出されており、その利用は公共的ないし公益的な利用が望ましいこと、原則として道路管理者と同等の管理能力を有する者が占有することが望ましい等が定められているところであるが、個別の案件に対する占有の可否については、提案にあるような地元自治体及び地元住民等と協議しての利用等もひとつの要素として、どの程度の公益性、管理能力等が認められるかを踏まえつつ、道路管理者における個別の判断に委ねられるものである。									2022010	特定非営利法人トリアル	50080	新しい商業スタイルのゾーニング作りのための特区	首都高速道路高架下の占用許可要件の緩和
高架道路下における占用許可の緩和	1205100	高架道路下の占用については、当該物件等が道路法施行令第7条第6号に規定するものに該当するものであり、道路法第33条第1項及び同項で定める政令で定める基準に適合していれば、道路管理者が占用許可を与えることができることとされているところ、高架下の公園は、占用許可対象物件に含まれている。なお、高速自動車国道は、日本道路公団が国土交通大臣の権限を代行して道路管理を行っているところであるが、当該占用許可の考え方は同様である。 また、高架下の占用に係る運用については、「高架道路の路面下の占用許可について（昭和40年8月25日付け道路局長通達）」が発出されており、その利用は公共的ないし公益的な利用が望ましいこと、原則として道路管理者と同等の管理能力を有する者が占有することが望ましい等が定められているところ、提案に係る掛川市を主体とした高架下公園の整備のための道路占有の可否は、個別の道路管理者の判断に委ねられることとなるが、一般的には、自治体の管理能力や公園事業の公共性等にかんがみて、十分に可能であると考えられ、これまでも実施された事例があるところ。									1413020	掛川市	22213	東西大動脈結節特区	高架道路下占有に関する許可基準の緩和
・市町村道における路線廃止要件である議会承認を不要とすること。 ・市町村道における供用廃止後一定期間の不要物件管理期間を不要とすること。	1205110	・市町村道は、地方公共団体の営造物であり、その費用は地方公共団体が負担することになるので、十分に地方公共団体の総意としての意思が反映されるように措置しているものであり、議会の議決を不要とすることは困難。 ・不用物件の管理期間は、従来の利用者である沿道住民にとって一定期間の機能存置が必要であることや、道路法の道路を普通財産として処分するための準備期間（占有物件の除去等）が必要であること等のために設けられているものであり、これを道路法において不要とすることは困難。	提案では「制限を受け、事業に多くの負担を強いられる。これにより、私道の廃道を含まない開発計画へ移行したり、開発を断念するケースがある。」「公道に至っては、廃道の議会承認や公告期間を入れると半年以上のロスがある上、普通資産にしたうえで払い下げる事情からか価格を事前に決定（想定）したくない自治体がある。そのため、民間では事業意欲が湧かなかったり、事業を行っても価格決定に際してトラブルとなる」との問題点が指摘されている。これらを踏まえた上で、要望を実現するにはどうすればいいか、という観点から、再度具体的に検討し、回答されたい。	・市町村道は、地域にとって最も基礎的な社会基盤施設であり、廃道が地域社会や住民の生活に与える影響にかんがみ、廃道に当たっては地方公共団体の議会を含めて十分な検討が必要と認識。議会の議決を不要とすることは、地方分権の流れにも逆行するものであり、困難。 ・不用物件の管理期間は、従来の利用者である沿道住民にとって一定期間の機能存置が必要であることや、道路法の道路を普通財産として処分するための準備期間（占有物件の除去等）が必要であること等のために原則を設けているものであり、道路法において特定の事業の推進のために特例を設けることは困難。 ・市町村道数は当該市町村の公有財産であり、その払い下げ価格を法的に規制することは地方公共団体の財産処分に制限を加えるものであり、公物管理法である道路法の問題ではない。	C						2025010	株式会社フジタ環境創造事業本部 首都圏住宅事業部	50020	細街路開発特区	廃道（または部分廃道）を開発行為の要件から除外し、建築基準法のみで廃道可能とする。 公道であっても道路のまま当該道路の路線価で払い下げられるものとする。
海岸線の地下100mに高速地下鉄を建設するための道路への敷設の許可	1205120	地下鉄の道路法による道路への敷設については、道路管理上支障を及ぼさない等の一定の要件を満たせば認めているところ。									2005070	NPO法人申請中 I・H・H・Sグループ	50080	1. 3億人の雇用と、100兆円/年の売り上げを実現する「プロジェクト名：tammy」	珠洲市内の海岸線の地下：100mに、高速地下鉄を建設出来るように、地下空間利用の緩和を実施してほしい

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	提案事項コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
車両の高さ制限の緩和(完成車積載トレーラー、9.6ftコンテナなど)及び特殊車両許可手続の緩和	1205130	平成14年12月、総合規制改革会議から「物流事業者のニーズ、道路構造、交通事故等の実態を踏まえながら、安全性を確保しつつ物流を効率化するための車高規制のあり方について検討すべきである」との答申がなされ、この答申を最大限尊重する旨の閣議決定がなされたところであり、今後、警察庁や関連事業者と連携し、閣議決定の趣旨に沿った検討を行うこととしている。	費省の回答では、対応時期が明確でなく、特区において先行的に実施できないか、具体的に検討し、回答されたい。	<p>大型車両に係る事故、とりわけ高さ制限に係る事故は後を絶たず、国際コンテナについても毎年事故が発生しており、国民の生命、身体の安全に関わる事柄に関し「実験」的措置を行うことについては、慎重でなければならないものと認識。</p> <p>—特区として先行的に実施することについては、車両種別、積載貨物、通行経路、要望する制度(許可対象の拡大を求めるものもあれば、許可の不要化を求めるものもある等)、要望する高さ(4.1m、4.2m、4.3m等)等について、多種多様な要望が寄せられているところであり、特定の車種、輸送貨物等に限定した特定の制度のみを取り上げる合理的理由がないものと思料。</p> <p>—仮に特定の車種、輸送貨物等に限定した制度の実施を特区において行うこととすれば、他の特定の車種、輸送貨物等に限定した他の異なる要望に対しても、これに対応したそれぞれの制度を用意し、特区において対応させるを得ず、結局、多種多様な要望に対応する多種多様な制度の並立を招くという不合理な結果が生じることとなる。また、射程範囲を限定した制度は、他の射程への影響の検証についての意味をあまりもたず、「実験」的效果も期待できないこととなる。さらに、多種多様な要望に対応する個別の制度を順次並立させ、順次、評価、検証することは、結局、一般的な包括的制度的設計時期を遅らせかねない懸念もある。これらの不合理は、一般的な制度設計の問題と、個別の要望に対する制度の個別適用との問題とを混同することにより生じる不合理である。そこで、多種多様な要望に対する合理的適用が可能な包括的、全国的な制度(安全性を担保した上で、より多くの要望主体が公平に利益する制度)を一括して検討する方針の下に、総合規制改革会議の答申を受け、現在、警察庁とともに、1.6年度中に結論を得るべく、積極的に検討しているものである。</p> <p>積載時の車高が3.8メートルを超える車両の通行に関し、安全性を確保しつつ物流を効率化するための車高規制の見直しについて、全国的・包括的見地から検討し、平成15年度中に措置する。</p>	C	B - 1					1121010	三重県地域再生特区協働プロジェクトグループ(三重県、四日市市、四日市港管理組合)	24000	技術集積活用型産業再生特区	9.6ft国際海上コンテナの陸上輸送に係る規制の緩和
											1121020	三重県地域再生特区協働プロジェクトグループ(三重県、四日市市、四日市港管理組合)	24000	技術集積活用型産業再生特区	車両の高さ制限の緩和(完成車積載トレーラー、9.6ftコンテナなど)及び特殊車両許可手続の緩和
											1059010	愛知県	23000	国際自動車特区	車両の高さ制限の緩和(完成車積載トレーラー、9.6ftコンテナなど)及び特殊車両許可手続の緩和
											1059020	愛知県	23000	国際自動車特区	車両の高さ制限の緩和(完成車積載トレーラー、9.6ftコンテナなど)及び特殊車両許可手続の緩和
											1380010	釜石市	3211	完成自動車物流効率化特区	特殊車両許可制度(高さ)の緩和
											1258030	名古屋港管理組合	2311 2312	産業ハブ特区	車両の高さ制限の緩和(完成車積載トレーラー、9.6ftコンテナなど)及び特殊車両許可手続の緩和
											1246060	茨城県	8000	国際物流特区	車両の高さ制限の緩和
コスト縮減工法による第二東名自動車道の建設	1205140	規制に関する提案ではない。									1413010	掛川市	22213	東西大動脈結節特区	コスト縮減工法による第二東名自動車道の建設
国道バイパスの有料区間の無料化	1205150	有料道路の無料化については規制が設けられていないため、提案事項とはならないものと考えられる。									1413030	掛川市	22213	東西大動脈結節特区	国道1号掛川バイパスの有料区間の無料化

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	提案事項コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	規制の特例事項(事項名)	
高速自動車国道活用施設(開放型)の連結許可手続きの緩和	1205160	<p>高速自動車国道活用施設(開放型)は、高速自動車国道と一般道路の車の出入りを可能とするものであるため、本線の構造・交通に与える影響や、周辺交通・地域社会に与える影響が大きいこと等から、事前に関係地方公共団体及び関係機関等と十分に調整を図り、国土交通省として、計画の熟度が十分であると判断した上で、整備計画の議案として国幹会議に付議することが必要である。</p> <p>議案については、有識者委員を含む第三者委員会である国幹会議において審議され、当該事業の必要性についてご判断を頂くこととしており、また、国幹会議の議を経ることで、その客観性及び透明性が確保されることとなるため、必要な手続きであると考えている。</p> <p>なお、北九州の案件においては、現時点ではまだ構想段階であると聞いており、今後連結許可にむけて、関係地方公共団体及び関係機関等と調整等検討すべき課題も多く、国幹会議が当該事業の進捗を妨げる要因では無いものと思料。</p>	<p>自治体の提案では「開放型の場合、整備計画に適合するものとされていることから、国土開発幹線自動車道建設会議の審議が必要であるが、その開催頻度が少ないことから、連結許可までに長期間を要する」という指摘がある。この点を踏まえ、手続の簡素化、期間短縮等ができないか、具体的に検討し、回答されたい。</p>	<p>当該事業は、インターチェンジと同様の機能を有することから、本線の構造・交通に与える影響や、周辺交通・地域社会に与える影響が大きく、事前に関係地方公共団体及び関係機関等との調整を必要とし、また、計画の熟度についての国土交通省として責任のある判断が必要な重要案件と認識している。</p> <p>このため、有識者委員を含む第三者委員会である国幹会議において、当該事業の必要性にかかると判断や、客観性及び透明性の確保が必要と考えており、整備計画の議案として付議しているところ。</p> <p>よって、手続上、国幹会議の審議は必要なものである。また、国幹会議は、全国の高速自動車国道の整備状況等を勘案した上で、必要に応じて開催するものである。なお、北九州の案件においては、現時点ではまだ構想段階であると聞いており、今後連結許可にむけて、関係地方公共団体及び関係機関等と調整等検討すべき課題も多く、国幹会議が当該事業の進捗を妨げる要因ではない。</p>	C							1197080	北九州市	40100	北九州市国際物流特区	高速自動車国道活用施設(開放型)の連結許可手続きの緩和
国道の夜間大型車の通行禁止に伴う高速道路料金の引き下げ	1205170	<p>高速自動車国道の料金は全国の路線を一体として考え、建設に要した総費用を利用者からの総料金収入により、金利・管理費を賄いながら料金徴収期間内に返済可能となるように設定しているものであり、規制ではない。</p> <p>なお、仮に料金を引き下げた場合には、採算性をどのように確保するのが重要な課題であり、減収が生じた場合には、地元自治体等による減収補填等の措置が必要になると思料。</p> <p>平成15年度政府予算原案では、一般道から高速道路への交通の転換を促進することにより、道路の有効利用を図るとともに、沿道環境改善や渋滞緩和、交通安全対策などを推進するための有料道路料金に係る社会実験に関する施策の創設が認められ、予算が計上されたところである。</p> <p>実施箇所や実験に伴い必要となる費用等については、今後、関係地方公共団体等と調整することとしたい。</p>	<p>自治体の提案の目的は、国道19号の沿線環境の改善等を図るため夜間大型車両の通行を禁止するものであり、その代替の方策として高速道路料金の引下げを求めるものである。このような場合に実現が可能か、具体的に検討し、回答されたい。</p>	<p>高速自動車国道の料金は全国の路線を一体として考え、建設に要した総費用を利用者からの総料金収入により、金利・管理費を賄いながら料金徴収期間内に返済可能となるように設定しているものであり、規制ではない。</p> <p>なお、高速道路の料金を引き下げた場合には、採算性をどのように確保するのが重要な課題であり、また、全国フル制を採用している高速道路においては、特定の区間における料金引下げによる減収は、結果的に他の区間の利用者の負担になるため、慎重に対応する必要がある。このため、仮に国道19号における夜間大型車両通行止めの代替措置として特定の区間で高速道路料金の引下げを実施するのであれば、原因者である地元自治体が応分の負担をすることが前提となるものである。</p> <p>本件については、県公安委員会による国道19号の大型車夜間通行止の規制及び地元自治体による減収補填の規模・内容が不明であり、今後、具体的な提案を頂ければ検討してまいりたい。</p>	E		<p>提案者からの意見では「国道19号沿線の環境改善等を図るため、夜間大型車両の通行を制限しようとするものであり、この場合、迂回路として高速道路を利用する車両が増加する。利用車両増加による高速道路料金収入の増加が見込まれることから、料金の引き下げが可能と考えられる。このような場合に料金の引き下げの実現が可能かどうか」とあり、これについて具体的に検討し、回答されたい。</p>	E			1433020	長野県	20000	高速道路改革特区	国道19号の夜間大型車等の通行禁止に伴う高速道路料金の引き下げ及び引き下げの容易なシステムの構築	
トンネル危険物積載車両の通行規制緩和	1205180	<p>水底トンネル等の危険物積載車両の通行の禁止又は制限については、道路管理者が必要に応じて行うこととなっており、通行規制の緩和は現行の規定において対応可能。</p> <p>したがって、恵那山トンネルを含む現在、規制が行われている全てのトンネルにおける通行の禁止又は制限の緩和については、各道路管理者において事故発生時のトンネルの構造の保全や交通の危険防止の観点から判断することになる。</p>	<p>費省からの回答では「危険物積載車両の通行の禁止又は制限については、道路管理者が必要に応じて行うこととなっており、通行規制の緩和は現行の規定において対応可能」とあるが、どのような場合にできるのか、基準を明確化されたい。</p>	<p>実際の規制にあたっては個々のトンネルについて、事故発生時のトンネルの構造の保全や交通の危険防止の確保及び当該道路の交通特性、代替路の状況等を総合的に勘案して実施しており、具体的には各道路管理者が学識経験者、関係行政機関により組織する委員会に諮り、その審議結果を踏まえて決定している。</p>	D-1						1433010	長野県	20000	高速道路改革特区	国道19号の夜間大型車等の通行禁止に伴う恵那山トンネル危険物積載車両の通行規制緩和	
高速自動車国道の特定区間において、特定の車種に対する料金の引き下げ	1205190	<p>高速自動車国道の料金は全国の路線を一体として考え、建設に要した総費用を利用者からの総料金収入により、金利・管理費を賄いながら料金徴収期間内に返済可能となるように設定しているものであり、規制ではない。</p> <p>なお、仮に料金を引き下げた場合には、採算性をどのように確保するのが重要な課題であり、減収が生じた場合には、地元自治体等による減収補填等の措置が必要になると思料。</p> <p>平成15年度政府予算原案では、一般道から高速道路への交通の転換を促進することにより、道路の有効利用を図るとともに、沿道環境改善や渋滞緩和、交通安全対策などを推進するための有料道路料金に係る社会実験に関する施策の創設が認められ、予算が計上されたところである。</p> <p>実施箇所や実験に伴い必要となる費用等については、今後、関係地方公共団体等と調整することとしたい。</p>								1246150	茨城県	8000	国際物流特区	高速道路の短区間特別低料金制		

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推定からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	提案事項コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
地域の実情に応じた道路整備	1205200	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在の交通運用においては車線数を奇数とし、中央線の変移として、中央の車線を中央以外とすることは、道路構造令の規定にかかわらず可能である。また、新設又は改築を行う場合においても、4車線以上の場合、交通の状況に応じて奇数の値(5・7・・・)を採用することは可能である。</li> <li>平面交差においては、4種の道路で屈折車線または変速車線を設ける場合、幅員を縮小することが可能である旨の規定が設けられているところであり、要望の内容への対応は可能と考える。</li> <li>自転車道、自転車歩行者道または歩道を設置する場合は、両側に設置することが原則であるが、道路構造令第10条第1項、第2項、第10条の2第1項、第11条第1項の例外規定を適用することにより、要望の片側は自歩道で、片側は歩道を設置すること等は可能であると考えられる。なお、3種又は4種4級の道路に設置する歩道について、片側みの設置も可能である。</li> </ul>									1190010	岐阜市	21201	地域の実情に応じた道路構造令適用特区	全国一律の道路構造規格適用の緩和
地域の実情に応じた道路整備	1205220	<ul style="list-style-type: none"> <li>既に決定されている都市計画道路であっても、一般的には道路構造令の規定に適合させて整備することが必要である。しかしながら、道路構造令の一般規定に適合できない場合であって、沿道に堅固な建築物が立地している等、道路構造令の一般規定をそのまま適用することが社会経済上多大な影響を及ぼすものと判断される場合には、住民の合意形成や技術、費用の面等特別の理由によりやむを得ない場合に限り、既決定の都市計画道路について道路構造令中の各例外規定を適用することが可能である。</li> </ul>									1412010	掛川市	22213	都市計画道路ローカルルール特区	改訂前道路構造令(H12.12月改訂前)の例外規定(特例)措置
駐車場利用料金変更手続の簡素化	1205210	<p>国土交通大臣の許可は、有料道路は道路無料公開の原則の例外であり、その濫用を避け、安易な運用がなされないよう道路行政を所管する主務大臣としての検討が不可欠。有料道路制度は、借入金等によって道路を整備し、料金収入によって償還するものであり、借入金等の債務が償還された場合には無料開放するものである。</p> <p>このため、借入金等の債務の確実な償還が確保されるかどうかといった観点からの審査も必要である。なお、国も有料道路駐車場に無利子貸付を行っているところ。</p> <p>また、有料道路制度は、借入金等の債務を利用者の負担でまかなうこと、営利を目的としていないことから、その利用状況の推計等に基づいて借入金等の債務の償還が図れる額を料金として決定しており、幅のある料金を設定することは制度の根幹に関わることとなる。</p>	<p>自治体の提案では「駐車場の料金に関しては、例えば単価を10円変更する場合でも、国の変更許可が必要」との指摘があり、このような事項について、地域の特性に応じ、特区として実現できないか、具体的に検討し、回答されたい。</p>	<p>許可を受けた基本料金(30分あるいは1時間ごとの料金)のもと、借入金の償還がなされる範囲内で、地域の特性やニーズに応えた回数券、夜間の一泊料金、1か月定期料金等の特別料金の設定については、個々に国の許可を要しないものとして取り扱うこととする。</p>	A		<p>提案者からの意見では「許可を受ける際、許可後の利用状況の変化や周辺駐車場の料金変動を加味して、一致程度の幅をもって料金を定め、その範囲内においては料金変更許可の手続きの簡略化を期待する」とあるが、この点についてはどうか。</p>	<p>幅のある料金の額とすることは、料金は一定の期間で償還すべき費用に基づいて決定するという料金決定原則に反する。ただし、特別料金の設定、変更については、借入金全体の償還への影響は少ないことから、借入金の償還がなされる範囲内で、地域の特性やニーズに応じ自由な料金設定が可能となるよう、特区に限り、国の許可は要しないものとして取扱うこととしたところ。これにより、「手続の簡略化」は図れることになる。</p>	A	1194010	岐阜市	21201	駐車場運営特区	駐車場利用料金変更手続の簡略化	

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	提案事項コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	規制の特例事項(事項名)	
公営住宅の入居者の募集における公募要件の緩和	1206010	・公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で賃貸するために国庫補助を行い整備・管理される住宅であり、自力で最低居住水準をみたく住宅を確保することが困難である低額所得者を施策対象とするものである。これらの者に公営住宅が的確に供給されるよう公営住宅法において入居者資格を規定するとともに、入居者資格をみたく者に公営住宅への入居機会が公平に確保されるよう公営住宅の入居者の募集方法について公募を原則としているものであるが、母子家庭・DV被害者等特に住宅に困窮していると公営住宅の事業主体である地方公共団体が認める場合には、それぞれの地域の住宅事情を総合的に勘案して、当該地方公共団体の判断により、公営住宅法第25条及び同法施行令第7条の規定に基づき入居者の選考において優先的な取扱いを行うことにより事実上対応することも可能であると考えられるところ。			D-1 B-1						1431020	長野県	20000	公営住宅の社会的弱者支援特区	公営住宅への入居に係る公募要件の緩和	
公営住宅の入居者資格要件の緩和(同居親族)	1206020	・公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で賃貸するために国庫補助を行い整備・管理される住宅であり、自力で最低居住水準をみたく住宅を確保することが困難である低額所得者を施策対象とするものである。住宅市場においてはファミリー向け賃貸住宅の供給が十分とはいえないことから、同居親族要件等を入居者資格として定めているところであるが、高齢者や身体障害者等特に居住の安定を図る必要のある者については、公営住宅法第23条及び同法施行令第6条の規定に基づき単身の公営住宅への入居が可能となっており、これらの者に対して公営住宅法第27条第5項及び同法施行規則第10条の規定に基づき公営住宅の事業主体である地方公共団体が同居承認を行うことにより、入居の際に同居した親族以外の者を同居させることも可能であると考えられるところ。		DV被害者の公営住宅の入居については、公営住宅の事業主体である地方公共団体が、それぞれの地域の住宅事情を総合的に勘案して、入居者の選考において優先的な取扱いを行うことにより事実上対応することも可能であると考えられることから、地方公共団体に対しこの旨を周知することとする。なお、公営住宅に空家があり本来入居者の入居を阻害せず、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない場合で、入居者資格を有さないDV被害者が、緊急避難場所として一時的に公営住宅を使用する必要があると認められるときには、目的外使用を行うことにより対応することも可能と考えられるので、この旨も併せて周知することとする。							1431010	長野県	20000	公営住宅の社会的弱者支援特区	公営住宅への入居に係る同居親族要件の緩和	
公営住宅の目的外使用の容認(留学生、外国人研究者)	1206030	・公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で賃貸するために国庫補助を行い整備・管理される住宅であり、自力で最低居住水準をみたく住宅を確保することが困難である低額所得者を施策対象とするものである。住宅市場においてはファミリー向け賃貸住宅の供給が十分とはいえないことから、同居親族要件等を入居者資格として定めているところ。従って、外国人研究者や留学生であることのみを理由として、同居親族要件を緩和することは公営住宅の制度趣旨に反することとなるが、公営住宅法第45条第2項の規定に基づき中堅所得者向けの住宅である特定優良賃貸住宅として公営住宅を使用することにより対応することも可能であると考えられるところ。	費省からの回答では「自力で最低居住水準をみたく住宅を確保することが困難である低額所得者を施策対象とする」のが原則とのことであるが、単身である場合が多い留学生について、低額所得者であれば、高齢者等と同様に、同居親族要件を除外することも可能と解してよいが。		D-1 A						1251030	福岡県・飯塚市	4001	福岡アジアビジネス特区(飯塚アジアIT地区)	公営住宅に係る外国人に対する入居者資格要件の緩和	
				公営住宅の目的外使用については、社会福祉法人等がグループホーム事業を行う場合や災害時において被災者が一時的に公営住宅を使用する場合等を除き、国土交通大臣が補助金適正化法第22条に基づき個別に承認しているところであるが、 構造改革特別区域計画に、留学生(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の上欄に定める「留学」の在留資格をもって本邦に在留する外国人。)向けの宿舍が不足しており、当該宿舍の確保を図る必要がある旨が明らかにされていること 公営住宅の本来入居者の入居を阻害せず、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のないこと のいずれの要件にも適合すると地方公共団体が判断し、内閣総理大臣に構造改革特別区域計画を申請しその認定を受けた場合には、公営住宅の目的外使用の手続きを簡素化する。  (簡素化の内容) 地方公共団体から、国土交通大臣に事後報告することにより国土交通大臣の承認があったもの								1274050	大分県	44000	留学生特区	留学生の公営住宅入居制限の緩和

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の 分類」の 見直し	「措置の 内容」の 見直し	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進 室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分 類」の見 直し	「措置の内 容」の見 直し	提案事項 コード	提案主体名	提案主体 コード	特区構想名	規制の特例事項（事項 名）
民間事業者が整備 する公営住宅への 補助制限の緩和	1206040	地方公共団体が直接建設する公営住宅及び民間事業者からの買取りによる公営住宅については、その所有権が地方公共団体に帰属し、行政財産として管理されるものであるのに対し、民間事業者等からの借上げによる公営住宅は所有権が民間事業者等に存するものであることから、補助率や補助対象において区分されているもの。これを同様に取り扱うことは、従来型の財政措置の基本的な方針の変更を行うものである。 なお、買取型公営住宅において、PFI法の規定を適用することは可能であり、実施事例も存する。									1463010	留萌市	1212	PFI推進特区	民間が実施する公共建築物への補助制限の緩和
特公賃の入居者資格の緩和及び公営住宅等への転用基準の緩和	1206050	特定公共賃貸住宅は、中堅所得者等に対する良質な賃貸住宅の供給促進を目的として整備・管理される住宅であることから、入居者世帯の収入分位が原則として25%～50%であることを入居者の資格として定めており、また、都道府県知事等の裁量で、収入分位を0～80%までの反映で緩和することを可能としている。また、公営住宅や高齢者向け優良賃貸住宅についても、それぞれの制度目的に鑑み、供給される住宅について、最小限度の整備基準を定めている。 従って、空き家となったことをもって、入居収入基準を限度を超えて緩和したり、特定公共賃貸住宅からの転用であることをもって、公営住宅又は高齢者向け優良賃貸住宅の整備基準を緩和することは、各制度の目的に反することとなる。なお、何らかの理由により、特定公共賃貸住宅本来の制度目的が達成出来ないことが明らかであれば、転用後の用途を限定せず、用途廃止を行うことは可能であり、特定公共賃貸住宅の用途廃止が、公営住宅若しくは高賃賃に転用する場合に限られているという指摘はあたらない。									1122010	前橋市	10201	特定公共賃貸住宅利活用促進特区	特公賃の入居者資格の緩和及び公営住宅等への転用基準の緩和
住宅金融公庫融資における木造住宅に対する返済期間の延長	1206060	住宅金融公庫の個人住宅融資に係る返済期間については、構造に関わらず原則35年以内としている。 また、超長期親子リレー返済制度を利用する場合には、一般の木造住宅については40年まで、耐久性能向上措置を実施した木造住宅については50年まで返済期間を延長することができる。									1264060	宮崎県 木材振興課	45000	地域材活用活性化特区	木造住宅に対する融資基準（返済期間）の延長
工場の許可	1206110	当該工場を建築しようとする場合に、その計画が建築基準関係規定に適合しているのであれば、建築確認を受け、建築することができることから、現行制度で対応可能である。									2005110	NPO法人 申請中 I・H・ H・Sグ ループ	50080	1,3億人の雇用と、100兆円/年の売り上げを実現する「プロジェク 名：tamy」	珠洲市内に3ヶ所の50階建てビルの造船所をつくるが、認可がほしい

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	提案事項コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
耐火性能検証法等におけるスプリンクラー設置による規制の緩和	1206120	スプリンクラー設備は、火災時の初期消火においては有効な手段であるが、例えば大地震後の火災で配管の損傷等が生じた場合や天井裏におけるケーブル火災等でスプリンクラーによる消火が期待できない場合には、初期消火に失敗するおそれもある。スプリンクラー設備を設置した建築物であっても、初期消火に失敗して火災が拡大した場合には、十分な耐火設計がされていなければ倒壊することとなり、逃げ送れた在館者の生命が危険にさらされることとなる。このため、耐火設計において、これらの基準を緩和することはできない。	スプリンクラーを一律に排除するのではなく、信頼のおけるスプリンクラー設備であればよいのではないかと。具体的に検討し、回答されたい。	初期消火に関して、建築物が地震によって被害を受けた場合の火災やケーブル火災等を想定したスプリンクラーの信頼性を確保することは現在の技術では困難である。	C		提案者からの意見では「建築基準法の中では、防火区画や内装制限でのスプリンクラーの効果を確認して制限を緩和している」「地震時の対応については配管の伸縮継ぎ手法や配管方法の検討により対応が可能」「倒壊については、耐火検証法では木材の被覆の規定がなく…木材の燃えしるによる断熱効果や、火災時の加熱に対しての耐力の低下を防止する規定等により被害を防止する可能性を否定していない」とあり、これらについて具体的に検討し、回答されたい。		C - 1		1264030	宮崎県 木材振興課	45000	地域材活用 活性化特区	特殊建築物(学校)の 木造化制限の緩和
		耐火性能検証法等におけるスプリンクラー設置による規制の緩和	スプリンクラーを一律に排除するのではなく、信頼のおけるスプリンクラー設備であればよいのではないかと。具体的に検討し、回答されたい。	初期消火に関して、建築物が地震によって被害を受けた場合の火災やケーブル火災等を想定したスプリンクラーの信頼性を確保することは現在の技術では困難である。	C		提案者からの意見では「建築基準法の中では、防火区画や内装制限でのスプリンクラーの効果を確認して制限を緩和している」「地震時の対応については配管の伸縮継ぎ手法や配管方法の検討により対応が可能」「倒壊については、耐火検証法では木材の被覆の規定がなく…木材の燃えしるによる断熱効果や、火災時の加熱に対しての耐力の低下を防止する規定等により被害を防止する可能性を否定していない」とあり、これらについて具体的に検討し、回答されたい。		C - 1		1264040	宮崎県 木材振興課	45000	地域材活用 活性化特区	特殊建築物(病院)の木 造化制限の緩和
建築確認制度の緩和	1206130	地方公共団体が指定する都市計画区域等以外の一定の区域の建築物等については、建築確認検査の対象からはずれている。	自治体の提案は「幹線道路沿い等において、一定規模までの農産物直売所と駐車場の設置」を簡易な手続で実現できるよう、要望するものである。この点について、具体的に検討し、回答されたい。	建築物は、その用途に応じた最低基準を満たすかどうかを確認するため、最低限の申請書を提出し、確認を受ける必要がある。	C						1119030	菫蒲町	11446	農産物直売 所設置特区	建築確認制度の緩和
建築基準法における、増改築の建築確認基準(100㎡)の緩和	1206140	一定規模以上の特殊建築物は、多数の者が利用することから、火災発生のおそれが大きいこと等の特性の観点から、防火等に関して最低限の性能を要求しており、一定の条件のものは増改築において建築確認を行わなければならない。	収容人員が少なく、増改築前後の防火性能が変化しないのであれば、よいのではないかと。具体的に検討し、回答されたい。	農家を農家民宿へ用途を変更する場合は、不特定多数の人が使用し、火災の発生のおそれが高くなるため、防火等に関してより高い性能が求められるが、用途変更後の建築物がこれらの防火性能を満たすかどうかを確認する必要がある。	C						1096030	石川県	17000	グリーン・ ツーリズム 促進特区	建築基準法における、 増改築の建築確認基準 (100㎡)の緩和
住宅への用途変更に関する申請・確認の簡素化	1206150	用途変更の手続きについては、民間の指定確認検査機関でも行っており、この場合には、建築主事への申請と同じ様式の申請書を使用しなくてもよいこととなっている。	提案は、確認検査を行う主体の別(官民)によらず、申請様式の簡素化を求めている。この観点から、具体的に検討し、回答されたい。	用途変更の場合でも、避難、採光等について確認と同様に最低基準を満たす建築物かどうかを確認するため、最低限の申請書を求めている。	D - 1						2056020	株式会社 竹中工務店	50020	都心活性 化・居住環 境整備特区	住宅への用途変更に関 する申請・確認の簡素 化
空き店舗を用途変更して再利用する場合の建築確認手続きの緩和	1206160	一定規模以上の特殊建築物は、多数の者が利用することから、火災発生のおそれが大きいこと等の特性の観点から、防火等に関して最低限の性能を要求しており、これらの用途に変更する場合は、その用途に応じた性能の確保が必要である。ただし、一定の用途の建築物等については、建築確認検査の対象からはずれている。	収容人員が少なく、増改築前後の防火性能が変化しないのであれば、よいのではないかと。具体的に検討し、回答されたい。	用途変更後の建築物が、事務所等多数の人が使用しないこと、火災の発生のおそれが低いこと等により、特殊建築物にあたりない用途である場合、又は、別の店舗や百貨店等の類似の用途である場合であれば、建築確認は必要ない。なお、より多数の者が利用する可能性がある劇場、集会場、病院等の特殊建築物とする場合は確認を受けることが必要であるが、避難、採光等について確認と同様に最低基準を満たす建築物かどうかを確認するため、最低限の申請書を求めている。	D - 1						1055010	千葉市	12100	中心市街地 活性化特区	空き店舗を用途変更し て再利用する場合の建 築確認手続きの緩和
「蔵の用途変更のための改装に関する建築基準法施行令の緩和」	1206170	一般的な蔵を店舗に用途変更する場合は、床面積が100㎡以下であること等の要件を満たせば、内装制限等の防火に関する規定の適用除外とすることが可能である。また、床面積が100㎡以上であっても、避難安全検証法等により一定の性能を有することが確認できれば、措置することが可能である。	自治体の提案は「150㎡以下の倉の改装については適用除外とする」ものである。この点について、具体的に検討し、回答されたい。	建築物の用途を変更して一定規模以上の特殊建築物や無窓居室等とするのであれば、不特定多数の人が使用し、火災の発生のおそれが高くなるため、防火等に関してより高い性能が求められる。なお、床面積が150㎡以下の蔵を店舗に用途変更する場合、安全性に関して、一定の検証等を行うことによりその性能を有することが確認できれば、適用除外とすることが可能である。	D - 1						1024010	二本松市	7210	蔵を生かした まちづくり 特区	「蔵の用途変更のため の改装に関する建築基 準法施行令の緩和」

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	提案事項コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
農業用施設に係る建築基準法の規制の緩和	1206180	建築基準法の仕様規定については、一定の構造計算による安全性が確認されれば、適用除外可能であり、安全なものであれば、対応可能である。									2186010	社団法人農村資源開発協会	50060	農村資源開発センター構想(農業先端技術集積特別区)	a.農地転用許可の追加 設範囲の拡大及び許可 不要面積の引き上げ 農振除外に關しても、a 同様、一定範囲まで不 要とする c.農業生産法人の事 業・構成員・業務執行 役員要件を緩和し、種 苗・園芸資材・食品・ 流通企業等が農業参入 しやすくする d.前記企業が農地を保有 できる様、農地の権利 移動要件を緩和する e.最低経営面積制限等 各種取得制限の緩和に より新規参入を容易に する f.認定農業者の農業融 資制度の審査基準緩和 g.事業上の利用制限の 緩和 h.農業用施設のための 開発にかかわる場合の 規制緩和
市民農園に併設する簡易宿泊施設や農家民宿に係る建築基準法の構造関係規定の緩和	1206190	建築物の構造基準に係る仕様規定は、構造計算による検証を行い一定の安全性が確保される場合には代替することができることから、現行規定の範囲においても措置可能である。									1405010	掛川市	22213	スローライフ ヒレッ掛川特区構想	市民農園に併設する簡易宿泊施設や農家民宿に係る建築基準法の緩和
使用期限の短いものについては、建築基準法で規定されている過剰な仕様の緩和。	1206200	建築物の構造基準に係る仕様規定は、構造計算による検証を行い一定の安全性が確保される場合には代替することができることから、現行規定の範囲においても措置可能である。	提案は、使用期間の短いものは、通常の建物の耐用年数を想定した外力は過剰である旨の指摘であり、貴省の「構造計算による検証を行い一定の安全性が確保される場合には代替することができることから、現行規定の範囲においても措置可能」との回答はあたらぬ。この観点から、再度具体的に検討し、回答されたい。	建築基準法で規定している外力は、建築物の使用期間中に想定される外力という趣旨ではなく、一定の確率で起こる地震等に対して全ての建築物が構造耐力上安全であるための最低限の水準として定められたものである。	C		提案者からの意見では「適正に建築された鉄筋コンクリート造の建築物では、60～100年間の耐用年数があると言われ、この耐用年数に対応した外力が、建築基準法上、設定されていることが『2001年版 建築物の構造関係技術基準解説』等に述べられています。一方、都市近郊では20～30年程度の定期借地権による住宅建設、10年程度の短期借地を利用した店舗・・・の建設が進められており、「外力の想定期間と建物に求められる供用期間に大きい差が生じている」ため、これを見直すことで建設コストの合理化・適正化を図ることが指摘されている。この点について、具体的に検討し、回答されたい。	建築基準法で規定している外力は、個々の建築物の耐用年数に応じて想定される外力という趣旨ではなく、一定の地震等に対して、主として国民の生命の保護の観点から、全ての建築物が構造耐力上安全であるための最低限の水準として定められたものである。例えば、現行規定においては、概ね震度6強程度の地震に対して倒壊、崩壊等しないことを要求性能としているが、10年程度の定期借地を利用した店舗だからといって、建設コストの合理化を実現するため、それよりも小規模の地震に対して倒壊、崩壊してよい(そのような建築物内にいる人が、他の建築物内にいる人と比べ、より大きな死亡リスクにさらされてもよい)ということにはならないと考えている。なお、ご指摘の「2001年版 建築物の構造関係技術基準解説」等の記述については、その出典が不明な部分があるが、要求される外力のレベルから換算した再現年数を参考に記載しているものであって、個々の建築物の耐用年数から外力レベルを設定したという趣旨ではない。	C - 1	2085010	(株)間組	50020	使用期限限定型建物の外力緩和特区	建築基準法の外力規定の緩和と適用	
福祉施設に併設する簡易宿泊施設に係る建築基準法の緩和(構造)	1206210	建築物の構造基準に係る仕様規定は、構造計算による検証を行い一定の安全性が確保される場合には代替することができることから、現行規定の範囲においても措置可能である。									1420020	掛川市	22213	ねむの木・花と緑の福祉村特区	福祉施設に併設する簡易宿泊施設に係る建築基準法の緩和
畜産生産建築物への建築基準法(単体規定)の適用除外	1206220	既に畜舎については、最低限の基準として、平14年国告474号で施設特性に応じた基準とする措置を講じているところである。									1385010	陸別町	1648	畜産業振興特区	畜産生産建築物への建築基準法(単体規定)適用除外
建築基準法の木造建築物(学校等公共建築物)に対する規制を緩和	1206230	一定規模以上の学校は、多数の者が利用すること、火災発生のおそれ大きいこと等の特性の観点から、防火等に関して一定以上の性能を要求しているため、面積制限をはずすことはできないが、一定の性能を有することが大臣認定等により確認できれば、一定規模以上の学校の木造建築物を建築することは可能である。	自治体からの提案では「耐火性能検証法又は大臣認定を受ければ可能となっているが、経費・期間等の問題から現実的には困難」とあり、この点について、具体的に検討し、回答されたい。	耐火建築物等に係る耐火性能検証法又は大臣認定については、これまでも実施してきた実績はあることから、これらの方法が現実的に困難とは考えられない。	D - 1					1430010	長野県	20000	ウッドイータウン推進特区	建築基準法の木造建築物(学校等公共建築物)に対する規制を緩和	

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	提案事項コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
特別史跡五稜郭跡の観光活用特区	1206240	建築物を新築する場合には、防火上の要求であれば、平成12年から使用する材料の制限によらない新しい建築基準が施行されており、木造の風合いを保ちながら所要の性能を確保することは可能であると考えられる。さらに、防火上の要求性能は、地方公共団体が都市計画で定める防火地域や準防火地域といった地域区分に応じて決まっていることから、地方公共団体においてこれらの地域区分を見直すことにより関連する規定を適用除外とし、必要に応じて、法第40条に基づく条例により代替措置を講じることも可能である。					提案者からの意見では「特別施設五稜郭跡内に復元を計画している函館奉行所庁舎建物について」「創建時には無い防火壁を設置せずに1000mを超える木造建築物の復元を行うには、建築基準法第3条の規定を適用する以外」にないが、「史跡指定時には現存していなかったため、現行の第3条の」適用はできず、伝統的工法による復元ができない、とあるので、この点について確認されたい。	建築基準法第3条第1項は、古くから存在する建築物等については、当該建築物を貴重な文化財として保存し後世に伝え、文化の発展に寄与していくことが重要であることから、限定的に現存する建築物を選び出し、建築基準法令を適用除外とするとした規定である。したがって、条例により現状変更の規制及び保存のための措置が講じられていない建築物については第3条第1項の対象とすることはできず、伝統的工法による復元はできない。	C - 1	1058030	函館市	1202	特別史跡五稜郭跡の観光活用特区	特別史跡五稜郭跡内における復元建物に関する建築基準法適用	
建築基準法の耐火条件の緩和	1206250	一定規模以上の集会場は、多数の者が利用すること、火災発生のおそれ大きいこと、延焼被害が大きいこと等の特性の観点から、防火等に関して一定以上の性能を要求しているが、大臣認定等により一定の性能を有することが確認できれば、工場の中に集会場を設けることは可能である。									1402030	掛川市	22213	滴水プロジェクト特区	建築基準法の耐火条件の緩和
学校の建築基準の適用除外について	1206260	学校は、多数の者が利用すること、火災発生のおそれ大きいこと、発育過程の子供・学生等が長時間利用する可能性が高いこと等の特性の観点から、当該用途に応じた安全性等の確保が必要である。	大学の教室については、構造改革特区において建築基準法施行令第21条第2項を適用除外とする。 なお、専修学校や各種学校については、現行規定でも建築基準法施行令第21条第2項は適用されないこととされている。	A							2151080	(株)東京リーガルマインド	50020	次世代大学特区	学校の建築基準の適用除外について
居室の採光規制の緩和	1206270	採光に関する規定については、住宅の居室に係る床面積に対する窓等の有効面積の算定方法を合理化するため、建築基準法令に基づく告示の整備を行う。(平成14年度中に措置予定)									2056010	株式会社竹中工務店	50020	都心活性化・居住環境整備特区	居室の採光規制の緩和
											1037010	上尾市	11219	居室の採光特区	居室の採光に関する規定の廃止
建築基準法の地下から出口への階段幅の規定に関する基準の緩和	1206280	地下街の末端は、当該地下道の幅以上の幅員の出入口で道に通ずることとしているが、階段幅までは規定していないものである。									1017010	松山市	38201	歩いて暮らせるまちづくり特区	公安委員会に対し、まちづくり交通規制計画を提案しその意見が尊重される特例、建築基準法の地下から出口への階段幅の規定に関する基準の緩和
下水道処理区域内における便所方式制限の緩和	1206290	下水道処理区域から除外すれば、水洗便所以外の便所の設置が可能である。	自治体の提案は、下水道処理区域から除外することではなく、「下水道処理区域内における便所方式制限の緩和」である。バイオトイレの性能を評価し、地域の実情に応じて水洗便所と同様の取扱いをすることができないか、具体的に検討し、回答されたい。	D - 1			下水道処理区域内については、建築基準法において建築物の所有者に水洗便所の設置義務を課すとともに、下水道法において建築物の所有者に水洗便所への改造義務を課すこと、悪臭・ハエ・蚊の発生等を防止し、周辺環境の改善及び保全の実効性を担保しているところであるとともに、下水道事業と清掃事業への二重投資の防止をも目的としている。ご提案の下水道処理区域内における既存便所のバイオトイレへの改造は、バイオトイレの定義自体が明確でなく、現時点では十分な性能評価手法がないこと、設置場所や管理状況によっては周辺環境に悪影響を与える可能性が否定できないこと、下水道事業と清掃事業への二重投資を招くことから、認めることはできない。なお、当初回答したように下水道処理区域から除外すれば、水洗便所以外の便所の設置が可能である。 今回提案されている汚水を放流しないバイオトイレは、建築基準法上くみ取り所に該当するものであり、以下のような基準を満たせば、バイオトイレを設置する場所について下水道処理区域から除外することにより設置が可能である。 ・尿原に接する部分から漏水しないものであること。 ・尿原の臭気(便器その他構造上やむを得ないものから漏れるものを除く。)が、建築物の他の部分(便所の床下を除く)又は屋外に漏れないものであること。 等 下水道処理区域は、建築基準法において区域内における建築物の所有者に一律に水洗便所の設置義務を課すとともに、下水道法においても一律に水洗便所への改造義務を課すこと、悪臭・ハエ・蚊の発生等を防止し、周辺環境の改善及び保全の実効性を担保するために公共下水道管理者である地方公共団体が自ら設定するものであり、下水道事業と清掃事業への二重投資の防止をも目的としている。 ご提案の下水道処理区域内における既存便所のバイオトイレへの改造は、バイオトイレの定義自体が明確でなく、現時点では十分な性能評価手法がないこと、設置場所や管理状況によっては周辺環境に悪影響を与える可能性が否定できないこと、下水道事業と清掃事業への二重投資を招くことから、認めることはできない。				1083010	旭川市	1204	積雪寒冷地バイオトイレ特区	「下水道処理区域内における便所方式制限の緩和」

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推定からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	提案事項コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
建築基準法第17条に規定する建築材料に係るISO基準の適用	1206300	平成12年建告第1446号で規定するJIS、JASに適合しないものについても、国土交通大臣の認定を取得することで使用することが可能である。	ISOの基準に適合していれば国土交通大臣の認定を取得することができ、提案は実現されると解してよいか。	建築基準法第37条に基づく国土交通大臣の認定の基準の建築材料の品質に関する基本的な部分はISOの基準と整合している。なお、建築基準法第37条は、平成12年建告第1446号に規定する指定建築材料以外には適用されないため、当該建築材料が指定建築材料でなければ、ご提案の問題は生じない。	D - 1						2095020	財団法人2005年日本国際博覧会協会	50060	愛・地球博外国出展促進特区	建築基準法第37条に規定する建築材料に係るISO基準の適用
市民農園に併設する簡易宿泊施設や農家民泊に係る建築基準法の緩和	1206310	接道義務は、道路のないところに建築物が相当の密度で立ち並ぶことは平時の利用に不便ばかりでなく、災害時の避難や消防活動にも大きな支障をきたすため、これら事態の発生を未然に防止するために設けられているものである。しかし、周囲に広い空地を有する等特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて個別に許可した場合には、敷地が建築基準法上の道路に2m以上接していなくてもよいものとされている。									1405010	掛川市	22213	スローライフ・ヒレッジ掛川特区構想	市民農園に併設する簡易宿泊施設や農家民泊に係る建築基準法の緩和
臨港道路についての道路位置指定手続きの緩和	1206320	臨港道路に関しては、建築基準法上の道路となるためには、特定行政庁から位置指定を受ける必要があり、当該指定により臨港道路に接して建築物を建築することが可能となっているところであるが、それ以外にも特定行政庁が認めて許可した場合には、臨港道路に接して建築物を建築することが可能となっている。									1213010	岡山県	3304	水島港国際物流・産業特区	建築確認時の臨港道路についての道路位置指定手続きの緩和
福祉施設に併設する簡易宿泊施設に係る建築基準法の緩和(接道)	1206330	接道義務は、道路のないところに建築物が相当の密度で立ち並ぶことは平時の利用に不便ばかりでなく、災害時の避難や消防活動にも大きな支障をきたすため、これら事態の発生を未然に防止するために設けられているものである。しかし、周囲に広い空地を有する等特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて個別に許可した場合には、敷地が建築基準法上の道路に2m以上接していなくてもよいものとされている。									1420020	掛川市	22213	ねむの木・花と緑の福祉村特区	福祉施設に併設する簡易宿泊施設に係る建築基準法の緩和
歩行者専用道路上への歩行者に支障のない範囲内での休憩施設やイベントスペース、オープンカフェ等の施設設置に係る関係法令の許可基準の緩和	1206340	道路は一般交通の用に供する空間としての他、日照、採光、通風等の確保、災害時の避難や消防活動の場等として安全で良好な市街地環境の確保をする上で極めて重要な役割を果たしていることから、建築基準法上の道路内建築制限を現行規定以上に緩和することは困難である。なお、建築物に該当しないものに関しては建築基準法上の道路内建築制限の適用はないものとされている。									1396040	東京都多摩市	13224	多摩センター地区経済活性化特区	歩行者専用道路上への施設設置に係る関係法令の許可基準の緩和
農業用施設に拘る建築基準を緩和	1206350	用途地域制度を補完するものとして特別用途地区が設けられており、当該地区においては地方公共団体の条例により建築物の用途制限の強化又は緩和を定めることが可能である。また、個別の建築物について当該用途地域の環境を害するおそれがないもの等として特定行政庁が認めて許可する場合には、当該用途地域において建築できることとされている。さらに、建築基準法等の一部を改正する法律(平成14年法律第85号)により、地区計画等において、用途地域における用途の制限を緩和することができることとしたところである。									2186010	社団法人農村資源開発協会	50060	農村資源開発センター構想(農業先端技術集積特別区)	<ul style="list-style-type: none"> <li>g. 農地転用許可不要施設範囲の拡大及び許可不要面積の引き上げ</li> <li>農振除外に関しても、a同様、一定範囲まで不要とする</li> <li>c. 農業生産法人の事業・構成員・業務執行役員要件を緩和し、種苗・園芸資材・食品・流通企業等が農業参入しやすくする</li> <li>d. 前記企業が農地を保有できる様、農地の権利移動要件を緩和する</li> <li>e. 最低経営面積制限等各種取得制限の緩和により新規参入を容易にする</li> <li>f. 認定農業者の農業融資制度の審査基準緩和</li> <li>g. 事業上の利用制限の緩和</li> <li>i. 農業用施設のための開発にかかわる場合の規制緩和</li> </ul>

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各省庁からの回答に対する構造改革特区推室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	提案事項コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
水素ステーションが設置できる用途地域の拡大	1206360	燃料電池自動車に係る規制に関しては、本年4月26日の総理指示により、政府全体として、2005年を目途に包括的な規制の再点検を実施することとしている。水素ステーションの用途地域に応じた貯蔵量制限についても、安全性の確保を前提としつつ、検討を進めることとしており、平成14年10月の燃料電池実用化に関する関係省庁連絡会議においてスケジュール等について既に決定しているところである。なお、地方公共団体の条例により建築物の用途制限の強化又は緩和を定めることが可能な特別用途地区制度又は個別の建築物について当該用途地域の環境を害するおそれがないもの等として特定行政庁が認めて許可する特例許可を活用することにより、現行制度下においても建築できることとされている。									1203010	足立区	13121	生活創造特区(環境・雇用分野)	水素ステーションが設置できる用途地域の拡大
建築基準法に関するリサイクル施設(中間処理施設、再生施設)設置要件の緩和	1206370	用途地域は都市計画によって定められており、当該用途地域における建築物の制限は、それぞれの用途に応じた十分な機能を発揮させるとともに、市街地を構成する各建築物、各用途相互の悪影響を防止するために設けられたものである。なお、建築基準法等の一部を改正する法律(平成14年法律第85号)により、地区計画等において、用途地域における用途の制限を強化だけではなく緩和することもできることとしたところである。また、用途地域制度を補完するものとして特別用途地区が設けられており、当該地区においては地方公共団体の条例により建築物の用途制限の強化又は緩和を定めることが可能である。さらに、個別の建築物について当該用途地域の環境を害するおそれがないもの等として特定行政庁が認めて許可する場合には、当該用途地域において建築できることとされている。									1101030	湧別町	1559	サロマ湖地域循環型社会特区	建築基準法に関するリサイクル施設(中間処理施設、再生施設)設置要件の緩和
第一種低層住居専用地域においてコンビニエンスストア等の小売業店舗の立地が認められるよう用途規制を緩和	1206380	用途地域を第2種低層住居専用地域に変更することにより、150mまでの一定の小売店舗の建築が可能となる。また、建築基準法等の一部を改正する法律(平成14年法律第85号)により創設された用途緩和型地区計画や地方公共団体の条例により建築物の用途制限の緩和を定めることができる特別用途地区を活用することで対応が可能である。さらに、都市計画で定める用途地域の制限に合致しない個別の建築物については、当該用途地域の環境を害するおそれがないもの等として特定行政庁が認めて許可することで対応が可能である。					提案者からの意見では、平成4年の用途地域の指定替えにおいて、国等から示された基本方針では旧来の第1種住居専用区域は原則として第1種低層住居専用地域とすることが示されており、第2種低層住居専用地域は国等の指導のもと限定的に指定替えが行われたため、鴻巣市では主要幹線道路沿いの1箇所を指定しているのみである旨が指摘されている。この点について確認されたい。	第一種低層住居専用地域において、高齢者の生活の利便性を重視し、生活必需品等の日用品を身近で購入できるよう、コンビニエンスストア等の小売業店舗の立地を図りたい、どのご要望についてだが、用途地域及び特別用途地区に関する都市計画の決定・運用について(平成5年6月25日建設省都計発第92号、建設省都市局長通知)においても、改正後の用途地域への移行方針として、 旧第一種住居専用地域の区域については、 低層住宅の専用地域としての住環境の保護を図る観点から、第一種低層住居専用地域を定めるものとする。ただし、住民の日常生活の利便から、 <u>小規模な日用品販売店舗等の立地もやむを得ない場合に限り第二種低層住居専用地域を定めるものとする。</u> としていたところである。 なお、当該通知については、都市計画運用指針の策定及び関連通達の廃止について(平成12年12月28日、建設省都市局長通知)により廃止されているところ。	D - 1	1345010	埼玉県鴻巣市	11217	高齢者にやさしいまちづくり特区	(用途地域の建築物の制限の緩和)	
新たに設置する(仮称)科学技術高等学校の用途地域の規制の緩和	1206390	建築基準法等の一部を改正する法律(平成14年法律第85号)により、地区計画等において、用途地域における用途の制限を強化だけではなく緩和することもできることとしたところである。また、用途地域制度を補完するものとして特別用途地区が設けられており、当該地区においては地方公共団体の条例により建築物の用途制限の強化又は緩和を定めることが可能である。									1324180	横浜市	14100	京浜臨海部再生特区	新たに設置する(仮称)科学技術高等学校の用途地域の規制の緩和
土地区画整理事業により移転する場合の既存不適格による制限緩和を受けられるようにする。	1206400	建築物の用途に関する特例許可、特別用途地区、用途緩和型地区計画等の制度を活用することにより、用途に関する制限を緩和することが可能である。なお、地域の実情に応じて適切な用途地域を地方公共団体の判断において選択することが都市計画の制度上可能となっている。									1038010	上尾市	11219	既存不適格建築物の更新特区1(区画整理地内)	

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推査からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各省庁からの回答に対する構造改革特区推査からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	提案事項コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
工業専用地域でのリサイクル施設建設に関する都市計画審議会における位置の許可の適用除外	1206410	建築基準法上産業廃棄物処理施設等は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているもの、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て許可したものは一定規模の範囲内において新築若しくは増築するものでなければ建築してはならないこととされている。これら手続については、関係部局間で緊密に連携し、円滑かつ効率的な事務処理を行うことにより対応が可能である。	自治体の提案は「工業専用地域におけるリサイクル施設建設」の場合に、都市計画審議会への付議などの手続を適用除外とし、リサイクル施設の円滑な立地を誘導しようとするものである。この観点から、具体的に検討し、回答されたい。	工業専用地域におけるリサイクル施設においても、当該施設が都市の中になくはならない重要な供給処理施設であり、周辺の環境に大きな影響を及ぼすおそれのあるものである以上、都市における供給処理計画の面からも、また、周辺地域の環境保全の面からも、都市内のどこにこれらの施設を配置すべきかは十分に検討されなければならない。 そのため、当該施設に關しても、敷地が都市計画決定されているか、若しくは都道府県都市計画審議会等の議を経て特定行政庁の許可を受ける必要があり、これら手続を適用除外とすることは困難である。 なお、要望元自治体は現状の問題点としてリサイクル施設建設の際に手続に時間がかかることを指摘しているが、当該問題点に関しては、関係部局間で緊密に連携し円滑かつ効率的な処理を行うことにより対応が可能である。	D - 1						1054020	千葉市	12100	環境リサイクル・スポーツ特区	工業専用地域でのリサイクル施設建設に関する都市計画審議会における位置の許可の適用除外
総合有機センターの設置に係る特殊建築物の規制緩和	1206420	建築基準法第2条第1項第2号に規定する特殊建築物に該当することと同法第51条の対象となる建築物に該当することは別の問題である。なお、有機肥料の製造施設であることをもってして同法第51条の対象となるものでもなく、製造過程において同法第51条の対象となる建築物が存在するか否かにより、同法第51条の対象となる施設であるか否かが判断される。なお、当該施設が仮に同法第51条の対象となる施設である場合においては、処理施設が都市の中になくはならない重要な施設であると同時に、周辺の環境に大きな影響を及ぼす恐れがあるものであるため、具体的施設の都市における処理計画等都市計画上の観点からの審査が必要となる。									1173030	豊川市	23207	環境保全型農業推進特区	総合有機センターの設置に係る特殊建築物の規制緩和
容積率の緩和	1206430	高度利用地区、総合設計、特定街区、再開発等促進区を定める地区計画等の制度を適用することにより、現行法令においても容積率の特例措置を講ずることが可能である。									1090020	東大阪市	27227	モノづくり経済特区	容積率の緩和
建築基準法第59条の2に規定する総合設計の適用要件の緩和による容積率の緩和	1206440	建築基準法第59条の2に規定する総合設計制度の運用方針については、地方公共団体が目指す各地域のまちづくりの方向に沿った開発を誘導するため、各地方公共団体が独自の判断で制定、運用を行っているものと認識している。					提案者からの意見では「総合設計制度の運用は建築基準法施行令第136条に定められており、その適用対象となる建築物は敷地面積が500㎡以上の場合に制限されており」、市の提案を実現するために、これを「200㎡程度に適用条件を緩和」する必要があり、このため同条の制限を「特定行政庁の権限で緩和できるよう認めていただきたい」とあり、この点について具体的に検討し、回答されたい。		D - 1		1191010	岐阜市	21201	街中緑いっぱい特区	建築基準法第59条の2に規定する総合設計の適用要件を緩和し、法第52条に規定する容積率を緩和
貯雪水庫に関する建築基準法上の建ぺい率および容積率の規制緩和	1206450	建築基準法第52条第1項により、機械室その他これに類する部分の床面積については、特定行政庁が許可した範囲内において容積率は緩和される。また、建ぺい率についても、地階で地盤面上1m以下に設けられる場合は算定の基礎となる建築面積に含まれない。					提案者からの意見では「貯雪水庫を機械室その他これに類する部分という解釈を特定行政庁が行う保証は無い。貯雪水庫は地階地盤面上1m以下に設けるとは限らない。もっと自由に設計するはずである」とあり、これについて確認されたい。		D - 1		2111010	大規模長期食糧備蓄基地構想推進協議会	50110	雪氷冷熱活用特区	貯雪水庫に関する建築基準法上の建ぺい率および容積率の規制緩和

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	提案事項コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
容積率既存不適格建築物の増改築・建て替えに係る容積率・斜線制限の緩和	1206460	総合設計制度を活用することにより、容積率制限及び高さ制限を緩和することが可能である。また、建築基準法等の一部を改正する法律(平成14年法律第85号)において、地域ごとのまちづくりの多様な課題に対応できるようにするための容積率制限等の選択肢の拡充、建築確認で一定の住宅系建築物について容積率制限を緩和する制度、斜線制限と同程度以上の採光等を確保する建築物に係る斜線制限の適用除外等を行ったところである。なお、地域の実情に応じて適切な容積率等を地方公共団体の判断において選択することが都市計画の制度上可能となっている。									1041010	上尾市	11219	既存不適格建築物の更新特区4(容積率・斜線制限の緩和)	容積率既存不適格建築物の増改築・建て替えにかかる容積率・斜線制限の緩和
建ぺい率の緩和	1206470	壁面線の指定等を受けた建築物については、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可した場合には許可の範囲内において建ぺい率を緩和する制度が設けられており、当該制度を活用することにより対応が可能である。					提案者からの意見では「本市のように敷地面積規模が小さい工場が多数立地するとともに他の建物用途が混在するような工業地域においては、壁面線の指定の際の公聴会での合意を得ることが困難」とあり、これについて具体的に検討し、回答されたい。	特定行政庁が壁面線を指定する場合に、利害関係者が壁面線の指定に同意することは、指定の要件となっていない。 なお、提案者の意見にあるような、用途の混在が進んだ工業地域等については、用途地域を準工業地域へ変更し、建ぺい率を80%と定めるとともに、特別用途地区又は地区計画による用途規制の緩和によりきめ細かく対応することができる。	D - 1		1090010	東大阪市	27227	モノづくり経済特区	建ぺい率の緩和
工業地域及び工業専用地域における建ぺい率の特例措置の適用	1206480	工業地域又は工業専用地域内にある建築物についても、街区の角にある敷地等で特定行政庁が指定するもの、壁面線の指定がある場合等において特定行政庁が許可したのもの等については建ぺい率の緩和規定が設けられており、これら規定を活用することにより対応が可能である。									1324070	横浜市	14100	京浜臨海部再生特区	建築物の建ぺい率の特例
第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域内において既存不適格建築物を増改築する場合の絶対高さ制限の緩和	1206490	総合設計制度を活用することにより、絶対高さ制限を緩和することが可能である。また、地区計画制度を活用することによる対応も可能である。なお、地域の実情に応じて適切な用途地域を地方公共団体の判断において選択することが都市計画の制度上可能となっている。									1040010	上尾市	11219	既存不適格建築物の更新特区3 (第1種・第2種低層住居専用地域内における建築物の高さの許可の緩和)	第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域内における建築物の高さの許可の緩和
既存不適格建築物を増改築する場合の日影規制の特例許可手続の緩和	1206500	建築基準法等の一部を改正する法律(平成14年法律第85号)により、第1種中高層住居専用地域等における日影測定面の高さとして6.5mを新たに追加し、より一層地域の特性に応じた日影測定面の高さを選択できることとしたところであり、当該制度を活用することにより対応は可能である。なお、既存不適格建築物の増改築について日影規制を一律に緩和することは困難であり、個別の建築計画や周辺地域の状況に応じ、日影規制の特例許可等を活用しつつ適切に対応することが大切である。									1039010	上尾市	11219	既存不適格建築物の更新特区2(日影による中高層の建築物の高さの許可の緩和)	日影による中高層の建築物の高さの許可の手続きの緩和
珠洲市内で、50階建てビル:200mが建てられるように、建築基準法の高さの制限:250mまでの緩和	1206510	建築基準法においては、一律に50階以上の建築物の建築を制限する規定を設けてはいない。									2005030	NPO法人申請中 I・H・H・Sグループ	50080	1.3億人の雇用と、100兆円/年の売り上げを実現する「プロジェクト名:t a m m y」	珠洲市内で、50階建てビル:200mが建てられるように、建築基準法の高さの制限:250mまでの緩和
準防火地域における防火構造技術基準の適用除外	1206520	準防火地域の指定は地方公共団体が定めるものであり、必要な場合には、地方公共団体が実状に応じて都市計画の変更等により区域を見直しして適用除外とすることが可能である。また、文化財保護法に基づく伝統的建造物群保存地区内においては、市町村は、国土交通大臣の承認を得て、条例で一定の条項に限って適用除外又は制限緩和をすることができる。	自治体の提案は、地域全体としては市街地の防火体制を維持しつつ、一部の建築物について規制の特例を設けるものである。この観点から、具体的に検討し、回答されたい。		D - 1		防火上の要求性能は、地方公共団体が都市計画で定める防火地域や準防火地域といった地域区分に応じて決まっていることから、地方公共団体においてこれらの地域区分を見直すことにより関連する規定を適用除外とし、必要に応じて、建築基準法第40条に基づく条例により代替措置を講じることも可能である。				1429030	長野県	20000	長野ルネッサンス特区	建築基準法における防火構造技術基準の適用除外

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推定からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各省庁からの回答に対する構造改革特区推定からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	提案事項コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
屋外でのイベント・ロケ等における仮設建築物の設置手続きの緩和	1206530	建築基準法において、一定の仮設建築物については、防火に関する関係規定を適用除外とすることができ、そのためには特定行政庁が、仮設建築物の状況について、防火、安全性の観点から、ハード面の対策のみではなく防火管理等のソフト面を総合的に審査し、防火上及び衛生上支障がないと認める必要があるが、この手続きについては特定行政庁において個別の建築物の状況に応じて簡略化して時間を短縮することが可能である。									1055020	千葉市	12100	中心市街地活性化特区	屋外でのイベント開催時における仮設建築物の設置手続きの緩和
屋外でのイベント・ロケ等における仮設建築物の設置手続きの緩和	1206540	建築基準法においては期限を限って建築されるものは一時的なものであっても、建築基準法の適用を受けるが、特定行政庁が、一定の仮設建築物について安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合は、一年以上の期間を定めて許可をし、防火等に関する規定を適用除外とすることができる。									1397020	小田原市	14206	フィルムコミッション特区	ロケ用仮設建築物の建築規制緩和
既存不適格建築物の増改築等の可能な範囲の拡大	1206550	既存不適格建築物について、一定の範囲内で増改築等する場合や一定の用途に変更する場合等においては、一定の建築基準法の規定の適用を受けない。	自治体の提案は、現行制度では「適及しない条件が限定的であるため」「建築確認申請上1棟となる増築について、既存建築物と構造的に切り離されている場合は、既存部分について現行法上、構造基準について適及しない」という特例を設けるものである。この点について、具体的に検討し、回答されたい。	建築基準法は建築物等に関する最低基準を定めており、本来全ての建築物に対して適用されるべきところを、既存建築物について増改築等を待たずに直ちに適及することとするのは厳しいため現行法上特例を設けているものである。したがって、増築等を行う場合は、一定の規定を除いて既存の部分も含めて建築物全体を適法な状態にすべきものであるが、構造基準は、人命に関わる重要な基準であることから適用除外としていないものである。	C						1324060	横浜市	14100	京浜臨海部再生特区	既存不適格建築物の増改築等の可能な範囲の拡大
スギ材を構造材として使用した大規模建築物を令第46条第2項に適合するものとする。	1206560	そもそも、令第46条第1項の規定に適合する釣り合い良い配置の軸組であれば、使用することが出来る。またこの規定は、令第62条の6に規定する限界耐力計算により安全性を確かめることで適用除外できるため、現行制度で対応可能である。	提案は、令第46条2項において1項を適用除外する場合に該当するからであり、この点について回答されたい。	建築基準法施行令第46条第2項に適合するものとして、壁量計算によらない木造建築物の構造耐力上主要な部分である柱及び横架材に使用可能な木材の種類に、一定の安全性が確保できる品質を有することが確かめられたスギ材を追加する。	D-1 B-1						1264020	宮崎県木材振興課	45000	地域材活用活性化特区	中層建築物の構造体としての木材使用制限の緩和
											1264050	宮崎県木材振興課	45000	地域材活用活性化特区	構造材としての丸太材の活用制限の緩和
											1264010	宮崎県木材振興課	45000	地域材活用活性化特区	低層建築物への軸組構造体としての板材制限の緩和
索道事業の受委託可能範囲の拡大	1207010	索道施設は、自治体が保有した上で、これを民間会社へ貸し付け、索道事業については、鉄道事業法第38条に基づき、民間会社へ譲渡を行うことにより、業務移譲は可能。	費省の回答では「索道事業について民間会社へ譲渡を行うことにより業務移譲は可能」とあるが、小平町の提案は事業者自らが行う業務についての委託の許可を要望するものである。当該提案をそのまま実現できないか、具体的に検討し、回答されたい。	索道事業の許可は、その事業の有する公益性を鑑み、許可申請者が事業を自ら適確に遂行するに足る能力を有するかという人的適格性についての審査を経た上で行うものである。従って、小平町の提案は事業の許可制の趣旨に反するものと考えられる。もっとも、索道施設は自治体が保有した上で、これを民間会社へ貸し付け、索道事業については、鉄道事業法第38条に基づき、民間会社へ譲渡を行うことにより、業務移譲は可能である。	D-1		提案者からの意見では「行政財産の財産区分を普通財産に変更した場合、賃貸契約による事業の実施は可能であると思われるが、当町の索道施設は起債の借入や補助金の交付を受けているため、賃貸事業による事業の実施は不可能と考えられる。このような条件を熟考し、当町にとって現在クリアできる環境にない、或いは財政状況にない判断した上で、財政的リスクを伴わない鉄道事業法に関する提案を行った」とあり、これについて具体的に検討し、回答されたい。	C-1		1004010	小平町	1482	鉄道事業法改正特区	索道事業の受委託可能範囲の拡大	

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	提案事項コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
鉄道財団の権利の開放及び上空利用の誘導	1207020	鉄道事業に一体不可分の施設等について抵当権を設定するため鉄道財団を組成した場合には、その一切については、賃借権・地上権等の第三者に対抗力のある物件を設定することを禁止している。これは、賃借権等が設定されると、抵当権が実行された際、鉄道施設の分断により鉄道事業に支障をきたすおそれがあるためである。しかしながら、駅周辺部の市街地開発、上空利用に関しては、鉄道事業を行う機能を損なうことのない範囲の資産について、これに係る資産を鉄道財団から分離し、鉄道部分に区分地上権等を設定して、その区分地上権等を鉄道財団に組成することで、第三者による所有権を設定し、市街地再開発、上空利用を行うことが可能である。(鉄道抵当法第3条第5号)	(株)間組の提案にある「鉄道財団の利用計画の無い、都市部の操車場部分」が、鉄道事業を行う機能を損なうことのない範囲の資産に該当するのかどうか回答されたい。	「鉄道事業を行う機能を損なうことのない範囲の資産」に該当するか否かにかかわらず、鉄道財団を組成する資産について、上空利用に係る資産を鉄道財団から分離し、鉄道部分に区分地上権等を設定して、その区分地上権等を鉄道財団に組成することで、第三者による所有権を設定し、市街地再開発、上空利用を行うことが可能である。	D - 1						2084010	(株)間組	50020	線路敷き上空使用促進特区	鉄道財団の権利の解放および上空利用の誘導
海岸線の地下100mに高速地下鉄を建設するための鉄道事業の許可	1207030	地下鉄を含む鉄道事業を行うためには、鉄道事業法上の許可等を受ける必要がある。なお、地下空間の利用については鉄道事業法による規制の対象外である。			D - 1						2005070	NPO法人申請中 I・H・H・Sグループ	50080	1.3億人の雇用と、100兆円/年の売り上げを実現する「プロジェクト名:tamy」	珠洲市内の海岸線の地下:100mに、高速地下鉄を建設出来るように、地下空間利用の緩和を実施してほしい
現在新幹線の計画のない常磐線と中央線への新幹線建設	1207040	高速鉄道の建設を行うためには、鉄道事業法上の許可を受ける必要がある。なお、特別無利子日銀引受の国債発行等については鉄道事業法による規制の対象外である。			D - 1						2028010	株式会社日本経営研究所	50020	常磐中央新幹線建設	現在新幹線の計画のない常磐線と中央線への新幹線建設
公道レースを行う為現行の法律の緩和及び改正	1208010	道路であっても交通が遮断されていれば、その間一般交通の用に供されているとはいえないので、その限りでは道路運送車両法上の「道路」に該当しないとして、ご提案のように一定期間車両、人の通行を規制して実施するのであれば、道路運送車両法は適用されない。			E						2078010	大阪夢づくり協議会	50110	大阪夢サーキット(公道サーキット誘致によるまちづくり)	公道レースを行う為現行の法律の緩和及び改正
珠洲市から能登空港経由で、金沢市まで30分で行ける、120kmの地下:100mに建設する地下高速道路の建設を認可してほしい	1208020	自動車道事業を行うためには、道路運送法上の許可等を受ける必要がある。なお、地下空間の利用については道路運送法による規制の対象外である。			D - 1						2005140	NPO法人申請中 I・H・H・Sグループ	50080	10万人のE・F・Aの学校の開校	珠洲市から能登空港経由で、金沢市まで30分で行ける、120kmの地下:100mに建設する地下高速道路の建設を認可してほしい

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	提案事項コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する規制の緩和	1208030	福祉タクシーも含め、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃等については、不当な競争を防止する必要があること等輸送の安全の確保及び利用者利便の確保の観点から、明確な認可基準に従った認可制をとっているものである。なお、例えば、利用ごとに運賃の一部を補助する等により実質的に利用者負担を軽減することについては道路運送法上問題はない。	障害者等移動に制約のある人々に利用しやすい移送サービスの提供としてタクシー事業者が低廉な運賃で福祉車両を運行することを容認するというのが、岡山県の提案の趣旨であり、この観点から、特区において要望が実現できないか、具体的に検討し、回答されたい。	現在福祉タクシーも含めた一般乗用旅客自動車運送事業の運賃については認可制を採用しているが、これは、事業者間での不当な競争等を防止すること等輸送の安全の確保及び利用者利便の確保の観点から、明確な認可基準を設けて行っているものである。その認可基準の1つとして、「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであること」というものがあり、現行制度上も、このことが客観的に説明でき、原価割れということが明らかであるような場合でなければ他の認可基準にも照らして認可を行うこととなっているところであることから、そのような要件を満たせば現行制度上でも「低廉な運賃で福祉車両を運行する」というご提案の内容は実現できるものと考えます。	D - 1						1215010	岡山県	33000	福祉移送特区	・一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する規制の緩和 また
自家用自動車の有償運送の禁止の規制の緩和	1208040	昨年の第一次提案を踏まえ、要望内容を実現することとしたところ。(構造改革特別区域基本方針別表第1 No.1206を参照のこと。)			D - 2						1215020	岡山県	33000	福祉移送特区	・自家用自動車の有償運送の禁止の規制の緩和
自家用自動車の有償運送の禁止の規制の緩和	1208080	昨年の第一次提案を踏まえ、要望内容を実現することとしたところ。(構造改革特別区域基本方針別表第1 No.1206を参照のこと。)			D - 2						1388010	輪島市	17204	高齢者通院移送関係	社会福祉法人等の所有する送迎車両を活用した移送サービスの提供
自家用自動車の有償運送の禁止の規制の緩和	1208160	昨年の第一次提案を踏まえ、要望内容の一部を実現することとしたところ。(構造改革特別区域基本方針別表第1 No.1207を参照のこと。)なお、自家用自動車による有償運送の許可は、旅客自動車運送事業について輸送の安全の確保及び利用者利便の確保を行う必要があるところ。その脱法行為として旅客自動車運送事業類似行為(いわゆる白バス・白タク行為)を防止する観点から行っているものであることから、国土交通大臣の許可を不要とすることは困難である。			D - 2						1409010	掛川市	22213	スロースペースバス特区	道路運送法に関する自家用自動車の有償運送禁止事項の規制緩和
自家用自動車の有償運送の禁止の規制の緩和	1208050	提案された運送が、公共の福祉を確保するためやむを得ないと判断される場合には、自家用自動車の有償運送の許可を行う。	上勝町の提案には「地方公共団体が一定の責任を有する体制とする」との代替措置が示されており、これを踏まえ、特区においては国土交通大臣の許可を要しないとする要望が実現できないか、具体的に検討し、回答されたい。	他人の貨物を有償で運送する事業、すなわち貨物自動車運送事業については、輸送の安全を確保し、高水準のサービスを安定的に供給する必要があることから、事業の開始を許可にかからしめ、経営能力や安全輸送能力を審査しているところであり、自治体が責任体制を有する場合といえども、当該運送主体が貨物自動車運送事業法において要請されている経営能力や安全輸送能力を有さない場合には、貨物自動車運送事業を行うことを認めることはできない。一方で、公共の福祉を確保するためやむを得ないと認められる場合に限り、国土交通大臣の許可を得て、例外的に自家用自動車による有償運送を認めることとしており、「自治体による一定の責任体制の確保」との要件は、運送主体に対し有償運送の許可を与え得るか否かを判断するに際し十分尊重すべきものであると考えている。	D - 1						1294010	上勝町	36302	過疎による公共交通機関空白地域における新交通システム確立事業	貨物自動車運送事業法第3条適用の撤廃
自家用自動車の有償運送の禁止の規制の緩和	1208230	一般乗用旅客自動車運送事業者が主体となって乗合バスを運行することについては道路運送法上何の問題もない。	社会福祉法人袖の木福祉会の提案は、道路運送車両法第80条第1項に規定する国土交通大臣の許可に際して、「社会福祉法人と民間バス企業が安全運行を協議し、協同して管理・運営することを義務付ける」というものであり、この趣旨を踏まえ、特区において要望が実現できないか、具体的に検討し、回答されたい。	道路運送法第80条第1項の許可は自家用自動車の有償運送に係るものであるが、本件ご提案については道路運送法第80条第1項の許可の問題ではなく、道路運送法第4条の許可を受けた一般乗用旅客自動車運送事業者が社会福祉法人からの委託を受けてバスを運行することにも、実質的に安全運行についての協議等について共同で行うことについては現行制度のもとでも可能であり、ご提案の内容は実現できるものと考えます。	D - 1						2162020	社会福祉法人 袖の木福祉会	50050	福祉バス特区	公共交通機関の福祉施設への巡回バス運営緩和

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	提案事項コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
自家用自動車の有償運送に係る国土交通大臣の許可を市町村長の判断とする特例	1208160	<p>昨年の第一次提案を踏まえ、要望内容の一部を実現することとしたところ。(構造改革特別区域基本方針別表第1No.1207を参照のこと。)なお、自家用自動車による有償運送の許可は、旅客自動車運送事業について輸送の安全の確保及び利用者利便の確保を行う必要があるところ、その脱法行為として旅客自動車運送事業類似行為(いわゆる白バス・白タク行為)を防止する観点から行っているものであることから、国土交通大臣の許可を不要とすることは困難である。</p>	<p>貴省からの回答では「輸送の安全の確保及び利用者利便の確保を行う必要がある」とあるが、市町村長による安全の確保と利用者の利便性の向上に関する適切な代替措置が講じられることを条件として、特区において要望を実現できないか、具体的に検討し、回答されたい。</p>	<p>自家用自動車による有償運送の許可は、旅客自動車運送事業について輸送の安全の確保及び利用者利便の確保を行う必要があるところ、その脱法行為として旅客自動車運送事業類似行為(いわゆる白バス・白タク行為)を防止する観点から行っているものである。上記のとおり、旅客自動車運送事業に係る許可等は輸送の安全の確保及び利用者利便の確保の観点から行っているものであり、これらを担保するためには許可等参入・退出面での規制のみならず、自動車の保安行政等とも整合性を確保しつつ一体的に実施することが必要であることから国土交通大臣が行っているものである。したがって、市町村長による安全の確保と利用者の利便の向上に関する代替措置を講ずることを国土交通大臣の許可を不要とすることは困難であるが、交通機関空白地域における住民輸送の確保については、構造改革特区基本方針別表1No.1207にあるように地方公共団体が主体的に関与する制度を構造改革特区において実現することとしたところであり、ご提案の趣旨は生かされているものと考えます。</p>	D - 2						1409010	掛川市	22213	スローライフバス特区	道路運送法に関する自家用自動車の有償運行禁止事項の規制緩和
輸出入自動車の回送運行許可期間の延長・申請料の低減	1208060	<p>次期通常国会に道路運送車両法改正案を提出し、現在6月を超えてはならないとされている回送運行許可証の有効期間を1年まで延長できるように改正するとともに、道路運送車両法関係手数料令を改正し許可期間1年の場合の手数料を設定する。 なお、回送運行許可期間の延長に伴い自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償責任共済の契約期間も延長する必要があるが、商品自動車の現行最大保険期間は6月であることから「自動車損害賠償責任保険料率(金融庁告示)」もあわせて改正する必要がある。</p>			B - 1						1267010	千葉県	12000	国際空港・港湾特区	輸出入自動車の回送運行許可期間の延長・申請料の低減
公共ふ頭(指定保税地域)内専用車輛の自動車登録不要化	1208070	<p>ご提案のように公道を走行せず、関係者以外の立ち入り規制されている不特定の人や車が自由に通行できない状態になっている場所のみを走行する場合は、当該場所は道路運送車両法上の「道路」に該当しないことから、道路運送車両法は適用されない。</p>	<p>横浜市港湾局の提案にある「関係者以外の通行を制限(関税法上、指定保税地域内は、関係者以外の立ち入りが規制されている)しているふ頭内の専用荷役車輛」は、道路運送車両法の適用対象外となるのかどうか、明確に示されたい。</p>	<p>ご提案のように公道を走行せず、関係者以外の通行を制限(関税法上、指定保税地域内は、関係者以外の立ち入りが規制されている)しているふ頭内のみを走行する専用荷役車輛は、道路運送車両法は適用されない。</p>	E						1323150	横浜市港湾局	14100	国際物流特区	公共ふ頭(指定保税地域)内専用車輛の自動車登録不要化
検査対象外軽自動車の使用の廃止で返納証明書の交付を伴わない業務に関する地方運輸局長への届出を市町村長への届出に改正	1208090	<p>提案者が実施を希望している業務は、道路運送車両法施行規則第63条の6第1項第3号の使用を廃止したときの届出のうち軽自動車届出済証返納証明書を交付しないもののみであるとのことであるが、当該届出に伴い必要となる届出原簿との照合は、届出原簿が運輸支局に保管されているため市町村で行うことはできないものであるため、ご提案は事実誤認によるものである。</p>			E						1174010	熊本県八代市	43202	交通・環境特区	検査対象外軽自動車の使用に関する地方運輸局長への届出の撤廃

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	提案事項コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
コミュニティバス運行に関する運賃設定の緩和	1208100	一般乗合旅客自動車運送事業の運賃等については、地域的独占という事業特性を有していることに鑑みて、不当に高額な運賃等の設定を防止するために上限認可制をとっているものであるが、事業者の創意工夫により自主的な判断で、認可を受けた上限の範囲内で運賃等を定め、届出によることとなっているところである。	貴省の回答では「事業者の創意工夫により自主的な判断で、認可を受けた上限の範囲内で運賃等を定め、届出によることができる」とあるが、藤市の提案は認可によらない届出による運賃設定を要望するものである。当該提案をそのまま実現できないか、具体的に検討し、回答されたい。	一般乗合旅客自動車運送事業の運賃等について上限認可制をとっているのは、地域的独占という事業特性を有していることに鑑みて、不当に高額な運賃等の設定を防止し、もって利用者の利益を保護することを目的としているものである。利用者の利便を確保するために運行されている乗合バスはいわゆるコミュニティバスだけではなく、利用者の利益を保護するという必要性自体には変わりはないため、運賃の設定・変更を届出のみで行うことは困難であるが、事業者の創意工夫により自主的な判断で、認可を受けた上限の範囲内で運賃等を定め、届出によることとされており、ご提案の内容は実現できるものと考えます。	D - 1	B - 1					1309010	埼玉県藤市	11223	コミュニティバス特区	コミュニティバス運行に関する運賃設定の緩和
特区における貸切バス事業者の道路運送法20条の適用除外制度	1208110	一般貸切旅客自動車事業の輸送の安全の確保のためには、運行管理の拠点となる営業所が営業区域内において設置され、そこで適切な運行管理が行われる必要がある。発地及び発着いずれもその営業区域を離れて運送行為が反復継続して行われると、適正な運行管理が行われないこととなり、輸送の安全を確保することが困難になることから、運送の発地及び発着のいずれも営業区域外にある運送を禁止しているものである。	貴省の回答では「発地及び発着いずれもその営業区域を離れて運送行為が反復継続して行われると、輸送の安全を確保することが困難」とあるが、その運送行為を受け入れる地方自治体が必要で適切な代替措置を講ずることにより、特区において実現できないか、具体的に検討し、回答されたい。	一般貸切旅客自動車事業の輸送の安全の確保のためには、運行管理の拠点となる営業所が営業区域内において設置され、そこで適切な運行管理が行われる必要がある。発地及び発着いずれもその営業区域を離れて運送行為が反復継続して行われると、適正な運行管理が行われないこととなり、輸送の安全を確保することが困難になることから、運送の発地及び発着のいずれも営業区域外にある運送を禁止しているものである。輸送の安全に係る最終的な責任を負うのは当該事業者であり、地方公共団体が代替措置を講ずることをもって営業区域規制を撤廃することは困難である。	C						2119010	個人	50010	貸切バス事業の道路運送法20条の適用除外特区	特区における貸切バス事業者の道路運送法20条の適用除外制度
市街地循環バス運行に係る道路運送法の規制緩和	1208120	要望内容に係るものについては、以下のような場合に実現可能であり、すでに地域の実情に応じた柔軟な運用がすでに行われているところである。 ・路線を定めて定期に運行するものうち、公共的な主体の要請により運行する場合であって、一般貸切旅客自動車運送事業者による運行について、一部利用者への負担を求めつつ、当該公共的な主体が委託又は補助等による参画を行うことにより、借り上げ又は借り上げと同等の形態で行われているものであること、 ・一般乗合旅客自動車運送事業の路線と競合することにより当該路線の維持が困難となり、公衆の利便が著しく阻害されるおそれのないものであること、 ・当該許可を受ける一般貸切旅客自動車運送事業者において、通常の一般乗合旅客自動車運送事業とは異なる運行であることを利用者に対して明らかにしていること、 ・のすべてを満たしているものについては、「一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合」として、道路運送法第21条第2号の許可の対象となっている。 ・地域協議会の協議結果に基づくものとして地方公共団体が乗合旅客を運送する場合には、運送の範囲について包括的に道路運送法第80条第1項の許可が行われることとなっている。			D - 1						1409020	掛川市	22213	スローライフバス特区	道路運送法の一般乗合旅客運送事業の許可基準の規制緩和

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推定からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	提案事項コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
一般乗合旅客自動車運送事業に関する道路運送法第21条第1項2号の緩和	1208220	一般乗合旅客自動車運送事業については、輸送の安全の確保及び利用者利便の確保が必要なため、道路運送法第4条の許可が必要となっているところであるが、平成14年2月から施行された改正道路運送法により需給調整規制が撤廃されたことから、一般乗合旅客自動車運送事業に必要な要件を満たしていれば許可が取得できるものであり、定時定路線の運行を行う際に当該許可が必要なことについて、それが一般乗合旅客自動車運送事業者の保護になっているというのことは事実誤認である。なお、路線を定めて定期に運行するものうち、公共的な主体の要請により運行する場合であって、一般貸切旅客自動車運送事業者による運行について、一部利用者への負担を求めつつ、当該公共的な主体が委託又は補助等による参画を行うことにより、借り上げ又は借り上げと同等の形態で行われているものであること、一般乗合旅客自動車運送事業の路線と競合することにより当該路線の維持が困難となり、公衆の利便が著しく阻害されるおそれのないものであること、当該許可を受ける一般貸切旅客自動車運送事業者において、通常の一般乗合旅客自動車運送事業とは異なる運行であることを利用者に対して明らかにしていること、のすべてを満たしているものについては、「一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合」として、道路運送法第21条第2号の許可の対象となっている。	費省の回答では「一般乗合旅客自動車運送事業に必要な要件を満たしていれば許可が取得できる」とあるが、東村山市の提案は「自治体が事業主体となり単独の行政区域内で実施する場合に限定」した場合、道路運送法第21条第2号の許可の要件にかかわらず、一般乗合旅客自動車運送事業の許可を行うこととするというものであり、この趣旨を踏まえ、特区において要望を実現できないか、具体的に検討し、回答されたい。	そもそも、いわゆるコミュニティバスは地方公共団体が事業主体となっているものではなく、道路運送法第4条又は第21条の許可を受けている事業者が事業主体であり、地方公共団体は一部利用者への負担を求めつつ、事業者に対して委託又は補助等による参画を行っているものであることから、輸送の安全の確保及び利用者利便の確保について最終的な責任を負うのは旅客自動車運送事業者である。一般旅客自動車運送事業は乗合、貸切、乗用の3形態があり、それぞれの事業を行うときはそれぞれの許可が必要とされているが、これはそれぞれの事業の特性が異なることから、その特性に応じた要件を満たすことにより輸送の安全の確保及び利用者利便の確保を行うことが必要であることによるものである。その必要性はいわゆるコミュニティバスでも変わるのではなく、単独の行政区域内で実施する場合であるからと言って必要性が変わるわけではない。他方、路線を定めて定期に運行するものうち、公共的な主体の要請により運行する場合であって、一般貸切旅客自動車運送事業者による運行について、一部利用者への負担を求めつつ、当該公共的な主体が委託又は補助等による参画を行うことにより、借り上げ又は借り上げと同等の形態で行われているものであること、一般乗合旅客自動車運送事業の路線と競合することにより当該路線の維持が困難となり、公衆の利便が著しく阻害されるおそれのないものであること、当該許可を受ける一般貸切旅客自動車運送事業者において、通常の一般乗合旅客自動車運送事業とは異なる運行であることを利用者に対して明らかにしていること、のすべてを満たしているものについては、「一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合」として、道路運送法第21条第2号の許可の対象となっており、すでに地域の实情に応じた柔軟な運用が行われているところである。従ってご提案の内容は実現できるものと考える。	D - 1		費省の回答では「すでに地域の实情に応じた柔軟な運用が行われており、提案の内容は実現できる」とあるが、同一エリアに一般乗合旅客自動車運送事業者と一般貸切旅客自動車運送事業者が存在する場合に、それぞれの事業の特性に応じた許可要件の違いに着目し、エリアを限定したコミュニティバスについては、道路運送法第4条第1項の許可を受けるにあたり、許可基準を緩和することができないか、具体的に検討し、回答されたい。	同一エリアに一般乗合旅客自動車運送事業者がすでに存在する場合において、いわゆるコミュニティバスについてのみ道路運送法第4条第1項の許可基準を特例的に緩和することは、通常、コミュニティバスが市町村等からの支援を前提に運行されるものであることを勘案すると、当該エリアにおいて、一般乗合旅客自動車運送事業者を徒に競争上不利な地位に置くこととなり、民業を圧迫して民間事業者のビジネスチャンスを奪うとともに、既存路線の減便や廃止といった形で住民の利便を低下させる結果をもたらしかねない。このため、ただちに許可基準のみをとらえて緩和することは適当でないと考えている。なお、いわゆるコミュニティバスに関しては、その定義や政策上の位置付けについて必ずしも共通の理解が形成されておらず、今後とも、政策的に対象とすべき範囲、費用負担、安全確保、利用者利便のあり方等の諸課題について、関係者による議論を深めていく必要があるものと認識している。	C - 1		1291010	東村山市	13213	地域コミュニティ交通の整備を自治体が行い、単独の行政区域内で実施する場合に限り道路運送法第4条許可を受ける全ての事業者が定時定路線型の乗合運行ができる特区	一般乗合旅客運送事業に関する道路運送法第21条第1項2号の緩和
宿泊客の有償送迎への道路運送法の適用除外	1208130	昨年第一次提案を踏まえ、宿泊者を対象に行う送迎のための輸送について、宿泊者に対するサービス向上の一環として行うものであって、旅客自動車運送事業類似行為(いわゆる白バス・白タク行為)とならない限りにおいて可能であるような運用の明確化を平成14年度中に行うこととしているところである。(構造改革特区推進のためのプログラム別表2 No. 1 2.0.2参照のこと。)			B - 2						1439010	長野県	20000	グリーン・ツーリズム推進特区(白バス特区)	道路運送法の一般旅客自動車運送事業の許可の緩和(都市と農村の交流を目的とする場合に、白バス営業を可能とする。)
宿泊客の有償送迎への道路運送法の適用除外	1208140	昨年第一次提案を踏まえ、宿泊者を対象に行う送迎のための輸送について、宿泊者に対するサービス向上の一環として行うものであって、旅客自動車運送事業類似行為(いわゆる白バス・白タク行為)とならない限りにおいて可能であるような運用の明確化を平成14年度中に行うこととしているところである。(構造改革特区推進のためのプログラム別表2 No. 1 2.0.2参照のこと。)			B - 2						1096050	石川県	17000	グリーン・ツーリズム促進特区	宿泊客の有償送迎への道路運送法の適用除外
宿泊客の有償送迎への道路運送法の適用除外	1208150	昨年第一次提案を踏まえ、宿泊者を対象に行う送迎のための輸送について、宿泊者に対するサービス向上の一環として行うものであって、旅客自動車運送事業類似行為(いわゆる白バス・白タク行為)とならない限りにおいて可能であるような運用の明確化を平成14年度中に行うこととしているところである。(構造改革特区推進のためのプログラム別表2 No. 1 2.0.2参照のこと。)			B - 2						1262030	宮崎県	45000	神話・伝説のふるさと特区	農漁家民宿が実施する旅客運送に係る道路運送法上の規制緩和

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	提案事項コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
一般旅客自動車運送業以外の観光客への観光施設送迎の緩和	1208170	有償で旅客を運送する旅客自動車運送事業については、旅客輸送の安全確保、一般の利用者保護といった社会的要請から所要の規定を設けている一方、その脱法行為を防止する観点から自家用自動車による有償運送は、災害緊急時や、路線バスが廃止された場合に地方公共団体が代替バスを運行するとき等公共性が高い輸送に限って認められるべきものである。しかしながら、観光目的で自家用自動車により有料で旅客運送を行うことは、その行為自体について通常の旅客自動車運送事業における運送行為となら変わるところはなく、また安全確保及び利用者保護について通常の旅客自動車運送事業と差を設けるべき公共性も見いだせない。			C						1365010	酒田市	6204	冬の観光振興のためのマイクロバス運行特区	一般旅客自動車運送業以外の観光客への観光施設送迎の緩和
道路運送法と貨物自動車運送事業法双方とも旅客貨物の輸送の容認	1208180	車両を旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業の双方の用に供することは、当該車両が各々の事業の用に供するために必要な基準を満たしていれば、可能である。			D - 1						1352010	赤来町	32385	地域内複合輸送特区	道路運送法と貨物自動車運送事業法双方とも旅客貨物の輸送の容認
産業用搬送車両の運行規制の緩和	1208190	現状により対応可能のため、特に無し。自動車の幅・高さ・車両総重量等について道路運送車両の保安基準の限度を超える車両であっても、道路運送車両の保安基準第55条の規定により、車両の構造により若しくはその使用の様態が特殊であることにより保安上及び公害防止上支障がないと認定した車両にあっては最小限の条件を付して例外的に保安基準の適用を緩和している。			D - 1						1054040	千葉市	12100	環境リサイクル・スポーツ特区	産業用搬送車両の運行規制の緩和
電気自動車等低公害車の開発における、走行実験車両の臨時運行許可基準の緩和	1208200	電気自動車等低公害車を開発し、当該自動車を登録することを前提に試験データを収集するための当該臨時運行は、道路運送車両法第35条第3項ただし書きの「長期間を要する回送の場合」に該当するため、走行実験計画書の提出により当該走行実験が5日をこえることが見込まれる場合にあっては5日をこえて許可しても差し支えないものと考えられるが、許可申請受付窓口において5日間の許可しか与えていない状況も見受けられるので、地方運輸局を通じ臨時運行許可事務を行っている全国の市町村に周知を図ることとする。			D - 1 B - 1						1326030	横浜市	14100	環境特区	電気自動車等低公害車の開発における、走行実験車両の臨時運行許可基準の緩和
電気自動車等低公害車の開発における、新規登録基準の緩和	1208210	道路運送車両の保安基準には、ガソリン車、電気自動車等について必要な基準が定められており、電気自動車であるがために手続きが煩雑になることはない。 なお、燃料電池自動車については、2004年度までに保安基準等の策定を行い、型式指定等の取得が可能となるように措置する予定。	費省の回答では「電気自動車であるがために手続きが煩雑になることはない」とあるが、横浜市の提案では、新たに登録するために厚さにして5センチメートルにおよぶ提出資料が必要で、所要期間も長いとの指摘がされているところである。この観点から、特区において要望を実現できないか、具体的に検討し、回答された。	新規登録の際に必要な現状の提出資料の分量、審査期間等は道路運送車両の保安基準適合性確認のための必要最低限のものとなっていることから、これ以上の簡素化は困難である(なお、横浜市からの要望内容にある提出資料の分量については事実誤認である)。 しかしながら、自動車関係業務に携わっていない大学研究者等からの申請が今後増加すると想定されることから、こうした申請手続きに不慣れた研究者からの申請には申請前の事前相談に積極的に応じるなど、新規登録の審査がスムーズに行われるよう配慮していきたいと考えている。	D - 1 B - 1					1326030	横浜市	14100	環境特区	電気自動車等低公害車の開発における、新規登録基準の緩和	

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推定からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各省庁からの回答に対する構造改革特区推定からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	提案事項コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
いわゆる「セグウェイ」の歩道通行の容認	1208240	「セグウェイ」は、原動機により陸上を移動させることを目的として製作された用具で軌条若しくは架線を用いないものであるため、道路運送車両法上、原動機の定格出力の大小に応じて、自動車又は原動機付自転車に当たり、道路運送車両法に基づく技術基準に適合するものではない、道路を運行することはできない。提案書では、「セグウェイ」の道路交通法上の位置付けについて、「道路交通法により自転車や原動機付自転車とみなせない」、「道路交通法の下では、自転車や原動機付自転車に近いものと考えられる」等とされているが、道路交通法では「原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車」である以上、原動機の定格出力の大小に応じて、自動車又は原動機付自転車に当たると規定しており、道路交通法上、自動車又は原動機付自転車に当たるとは法文上明らかである。(原動機が内燃機関(エンジン)でなく、電動機であっても自動車又は原動機付自転車に当たるとは、電気自動車とする電気自動車が自動車に当たると同様である。))	「セグウェイ」の最高速度によっては歩道での使用が可能とならないか、具体的に検討し、回答されたい。	身体障害者用車いす等の身体の障害により歩行が困難な者の身体の一部と考えることが妥当である事例を除き、原動機により陸上を移動することができるものについては、道路運送車両法上の原動機付自転車と解することが適当であると考えている。(「セグウェイ」は健康者が陸上を移動させることを目的とした原動機付の用具であり、身体の一部と考えることはできないことから、「原動機付自転車」と解することが適当であると考えられる。)平成13年の交通事故死傷者数は約119万人と厳しい交通情勢の下にあり、交通事故死傷者数の低減のために車両の安全対策の観点から規制は不可欠なものである。仮に一部地域を対象とした特例措置であっても、セグウェイの運行により交通事故が発生した場合、運転者自身の生命、身体のみでなく、第三者の生命、身体にも影響を与える危険性を内包しており、事故発生後の特例措置の停止等の事後的な対応では十分でなく、対応困難である。	C		提案者によれば、セグウェイについては、最高速度の制御が可能であり、歩行速度の範囲において限定的に認められないか。また、海外では既に歩道での走行が認められているケースも多いとのことであり、本邦においても特区において実験的に認めることができないか、検討の上、回答されたい。	身体障害者用車いす等の身体の障害により歩行が困難な者の身体の一部と考えることが妥当である事例を除き、原動機により陸上を移動することができるものについては、道路運送車両法上の原動機付自転車と解することが適当であると考えている。「セグウェイ」は健康者が陸上を移動させることを目的とした原動機付の用具であり、最高速度によらず身体の一部と考えることはできないことから、「原動機付自転車」と解することが適当であると考えられる。平成13年の交通事故死傷者数は約119万人と厳しい交通情勢の下にあり、交通事故死傷者数の低減のために車両の安全対策の観点から規制は不可欠なものである。また、平成14年1月から9月までに「電動キックボード」による交通事故が23件発生しておりいずれの事故においても道路運送車両の保安基準が不適切な状態であった。仮に一部地域を対象とした特例措置であっても、セグウェイの運行により交通事故が発生した場合、運転者自身の生命、身体のみでなく、第三者の生命、身体にも影響を与える危険性を内包しており、事故発生後の特例措置の停止等の事後的な対応では十分でなく、対応困難である。	C - 1		2143010	株式会社ネオテニー	50020	セグウェイ特区	道路交通法に関する歩行者規定の緩和
車両検査の簡略化	1208250	強度検討書の提出の趣旨は、原動機が置き換えられた事によりその出力が大きくなった時に、駆動系の強度は十分かを審査するものである。ご提案のようなフルセット交換(自動車製造会社が型式指定取得した状態の原動機と駆動系のセット交換)であれば、強度は何ら問題ないことから、道路運送車両の保安基準に適合しなくなるおそれはないため、既に強度検討書の提出を省略している。			D - 1						1361060	神奈川県	1403	先進的工コ産業創出特区	車両検査の簡略化
5トン未満の船舶に関する規定の緩和	1209010	1.平成12年10月施行の改正海上運送法においては、規制緩和の一環として需給調整規制を廃止し、事業者の航路事業への参入・撤退を自由化したところ。 2.ただし、船舶を用いて旅客運送をするに当たっては、安全確保・利用者保護については、公共交通機関として必要不可欠なものであり、市場原理のみに委ねては達成し得ないものであることから、海上、湖、沼、河川を問わず、しかも船舶の大小にかかわらず安全を確保し、利用者を保護するための施策が必要と考える。 3.なお、安全規制、利用者保護規制については、必要最小限のものとし、事業者にとって過大な負担とならないようにしている。	貴省からの回答では「船舶の大小にかかわらず安全を確保し、利用者を保護するための施策が必要」とあるが、地方公共団体が適切な代替措置を講じたことにより、特区において要望を実現できないか、具体的に検討し、回答されたい。		C		1.航路許可の審査基準である輸送施設等の安全性、船舶交通の安全性等、旅客輸送にあたっての安全審査は、地域によって考慮すべき事項が異なるわけではなく、専門的知識を有する国が公平・公正の見地から審査することが適当である。さらに、今回のケースも含め、地方自治体等が自ら経営する旅客船事業が約3割存在するため、審査をする側と受ける側が同一主体となり、公平性が担保されない恐れがあることから権限の委譲は望ましくない。 2.ただし、本要望について、提案者に確認したところ、提案者の運営する旅客不定期航路事業において、新たな船着場への着岸、及び新たな観覧航行ルート増設について、素早い対応を可能にすることを目的としており、これらの事項については、事前に予想される船着場及び航行ルートを盛り込んで運輸局へ申請し、許可を受けておけば解決可能。本件のような事例に関する運用の明確化を図るため、地方運輸局旅客船担当課長会議において、全国の旅客船担当課長へ周知することとした。				1187010	岐阜市	21201	伝統文化ふれあい観光特区	5トン未満の船舶に関する規定の緩和
海上運送法の運用の緩和	1209020	1.平成12年10月施行の改正海上運送法においては、規制緩和の一環として需給調整規制を廃止し、事業者の航路事業への参入・撤退を自由化したところ。 2.しかしながら、一般旅客定期航路事業者の航路に旅客不定期航路事業者が自由に参入し競争を行うと、時刻表に縛られず季節運航も可能な旅客不定期航路事業者によるクリームスキミング(いいとこどり)が生じ、一般旅客定期航路事業者の経営に悪影響を及ぼし航路が維持できなくなり、結果として、利用者利便が確保できなくなる恐れが生ずる。 3.従って、海上運送法では、定期航路事業の公益性に鑑み、利用者利便を確保するため、一定のダイヤで運送する義務を負う定期航路事業者が不定期航路事業者に比べて不利な条件に置かれることのないよう、旅客不定期航路事業の乗合運送を原則禁止しているところ。	貴省からの回答では「一般旅客定期航路事業者の経営に悪影響を及ぼし航路が維持できなくなる」とあるが、定期航路がなくクリームスキミングが生じない地域では提案を実現することは可能と考えられる。この観点から、特区において要望を実現できないか、具体的に検討し、回答されたい。		C		1.海上運送法においては、乗合旅客運送を行う一般旅客定期航路事業に対して、運航ダイヤを定めた船舶運航計画の届出(第6条)、「天災その他やむを得ない事由のある場合のほか、船舶運航計画に定める運航を怠ってはならない。」(第14条)と定時運航を義務付けている。これは乗合旅客に対する利用者利便を確保する観点から設けられている規定である。乗合運送についてはダイヤの定められていない旅客不定期航路事業では利用者利便を損なう恐れがあるため、一般旅客定期航路事業によるサービスの提供を求めているところである。 2.なお、イベント期間中の団体客や観光団等の輸送は、旅客不定期航路事業によっても可能である。 また、旅客定員12名以下の非旅客船で行う不定期航路事業によっても可能である。				2067010	個人	50010	離島経済特区	海上運送法の運用の緩和

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	提案事項コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	規制の特例事項(事項名)	
カボタージュ(国内輸送)に係る規制(自国運送業者への留保)の緩和	1209030	<p>外国籍船によるカボタージュ規制については、国民の生活物資の安定輸送の確保、国家安全保障等の観点から緩和することは考えていない。なお、本規制は国家安全保障の観点から、欧米など世界的にも広く行われているところである。</p>	<p>貴省からの回答では「国民の生活物資の安定輸送の確保と国家安全保障等の観点から緩和することは考えていない」とあるが、例えば、航路や船舶、輸送貨物などを限定するなどの適切な代替措置を講じることを条件とするなど、どうすれば要望を実現できるかという観点から、具体的に検討し、回答されたい。</p> <p>また、地方自治体からの要望が多く、川崎市や福岡県・福岡市からの提案では再提案の理由として「外国籍船舶による定期コンテナ貨物の沿岸輸送は、割高な陸上輸送の代替として環境にやさしい物流体系(モーダルシフト)を推進する」、「現在の規制が実質的効用をほとんど有さない部分にまで形式的に適用され、我が国の港湾の強化を図る上で隘路になっている」とされており、これらの提案の趣旨を踏まえ、特区において要望を実現できないか、具体的に検討し、回答されたい。</p>	<p>航路や船舶、輸送貨物などを限定したとしても、カボタージュ規制の緩和が安全保障の問題や国家間における相互主義等の問題に影響を与えることは同様である。港湾の利便性を高めること等により、モーダルシフトを推進することが重要であるにしても、安全保障の問題は最優先の事項と考えている。また、たとえ外国籍船で行ったとしても、ドア・ツー・ドアのきめ細かいサービスを提供でき、積み替えが便利であることなどに起因して、トラック輸送が優位性を有すると考えられる。従って、たとえ外国籍船の沿岸輸送を認めたととしても、ご指摘のような効果は見込まれないと料される。</p>		C		<p>貴省の回答のとおり安全保障の問題は重要であるとしても、無限定に認めるということではなく、大型コンテナ船など、限定される場合や内航で適当な船がない場合など、コストダウンの観点から外国船を使用できる機会がないかどうか、具体的に検討し、回答されたい。</p>		C - 1		1323050	横浜市港湾局	14100	国際物流特区	外国籍船の母船同士による海上コンテナの国内積替輸送の実現(カボタージュに係る規制の緩和)
		<p>外国籍船によるカボタージュ規制については、国民の生活物資の安定輸送の確保、国家安全保障等の観点から緩和することは考えていない。また、最近の内外の情勢に鑑み、本条に関しては、安全保障は経済よりも優先すべきと考えている。なお、「スーパー中核港湾」は、「わが国経済の活性化に向けたスーパー中核港湾のあり方」に述べられているとおり、日本籍船による内航フィーダー輸送ネットワークの促進を目指すものであり、外国籍船によるフィーダー輸送は想定されていない。</p>	<p>貴省からの回答では「国民の生活物資の安定輸送の確保と国家安全保障等の観点から緩和することは考えていない」とあるが、例えば、航路や船舶、輸送貨物などを限定するなどの適切な代替措置を講じることを条件とするなど、どうすれば要望を実現できるかという観点から、具体的に検討し、回答されたい。</p> <p>地方自治体からの要望が多く、東京都からの提案では再提案の理由として「現に、一部外船社に対し、『通し船荷証券』を具備した貨物について、限定的に規制を解除している以上、他の外船社にも同様の措置を講じることは可能ではないか」とされており、提案の趣旨を踏まえ、特区において要望を実現できないか、具体的に検討し、回答されたい。</p>						<p>航路や船舶、輸送貨物などを限定したとしても、カボタージュ規制の緩和が安全保障の問題や国家間における相互主義等の問題に影響を与えることは同様である。</p>			1181050	川崎市	1302	国際物流特区	カボタージュ(国内輸送に係る規制-自国運送業者へ留保)の緩和
											1246050	茨城県	8000	国際物流特区	カボタージュ(国内輸送の自国運送業者への留保)に係る規制の緩和	
											1249150	福岡県・福岡市	4001	福岡アジアビジネス特区(福岡アジアビジネス地区)	国際海上コンテナの外国籍による国内二次輸送の容認	
											1306050	神戸市	2806	国際みなと経済特区	神戸港発着の外国籍クルーズ船の日本各港間クルーズへの参入	
											1379050	東京都	13000	国際港湾特区	カボタージュ(国内輸送の自国運送業者へ留保)に係る規制の緩和	

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推定からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	提案事項コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
内航海運組合法に基づき日本内航海運組合総連合会が実施している内航海運暫定措置事業により、実態として行われている船腹量調整の撤廃。	1209050	過去に最高限度量が設定されたのは昭和39年～44年、58年～61年であるが、その後現在まで、設定しておらず、今後設定の見直しもないため、対応の必要はない。 内航海運暫定措置事業は、船舶を解撤等した者に対し交付金を交付し、船舶を建造する者に納付金を納付させるものであり、船腹量を調整するものではない。			E						1323060	横浜市港湾局	14100	国際物流特区	内航海運に係る船舶の船腹量調整の緩和
強制水先の必要な船舶(外国籍船)の見直し	1209060	日本籍船については、船長以外にも、我が国の海事法令や日本語などに精通した船員が、我が国の法制度に則って、確実に乗組み、定められた方法・体制で航海当直を実施している。このため、日本籍船については、こうした我が国の法制度に基づく船舶全体の安全運航体制を基礎とした上で、一定の経験を有する船長が乗組んでいる場合には強制水先の免除を認めている。 一方、外国籍船(我が国船社が期間備船したものを含む。)については、船員の配乗・管理等、全て我が国の法制対象外である。このため、日本籍船と異なり、我が国の海事法令や日本語などに精通した船員が確実に乗組んでいるとは言えず、船舶に乗組む船員全体による安全確保に制度的保証がない。(我が国船社が期間備船したものについても、船長以下船員全体が外国人であるものが大半である。)また、外国籍船に我が国の法制度を適用させるといったような、船舶に乗組む船員全体による安全確保のための代替措置も実現不可能である。 さらに、大型タンカー、LNG船等の危険物船、旅客船・遊漁船、漁労中の漁船やプレジャーボートなど様々な船舶が輻輳する水域においては、常に、安全航行の支障となる対向船舶や併走船舶、横切船舶などの動静に応じ、船舶相互で無線通信により連絡調整を図りつつ、直ちに船舶間の優先航行順位を整理し、回避動作等を行わなければならない。このため、見張りや船舶の操作に携わる船舶職員の全員が我が国の海事法令や日本語に精通している日本籍船と異なり、我が国の法制度の対象外である外国籍船については、水先人の支援なく、輻輳水域で各船舶間でのコミュニケーションを図りつつ安全航行を確保することは困難である。  従って、外国籍船に対し、船長の経験による強制水先の免除を認めることは困難であり、国際的にも例はない。 そもそも水先制度は、自治体の区域でない公有水面の上、しかも複数の自治体沿岸に接する広域的な水域において、様々な国籍等の多種多様な船舶の、広域的な船舶交通の安全を確保するために実施されているものである。例えば、狭水域で船舶交通が輻輳している東京湾については、湾全体を強制水先区として指定し、必要な安全規制を講じている。 従って、特定自治体に入出港する外国籍船舶のみを取り出して強制水先の免除を認め、安全レベルを低下させることは適当ではなく、特区としても、実現することは困難である。 いずれにせよ、各自治体のご要望の趣旨は、いずれも港湾コストの低減を目的としたものであるが、水先料金については、現在、全国的に各強制水先区の料金の見直し作業を進めており、本年1月には見直しの第一次分を措置(船舶の大きさ、船種により効果は異なるが、トータルで概ね1割から2割程度の料金低減効果がある。)したところである。引き続き、料金のベースとなるきょう導距離等の再検証を進め、15年度内に必要な見直しを行うこととしている。	地方自治体からの要望が多く、東京都や下関市からの提案では再提案の理由として「水先法は1949年に制定されたものであり、今日に至るまで船舶機能、航行技術、航路監視システムが著しい進歩を遂げている実情に鑑み、邦船社・外船社を問わず、強制水先の必要な船舶の見直しを求める」、「水域特性を熟知している船舶であっても外国籍であるという理由のみで高額なコスト負担を強いられ、不合理なコスト負担を取り除くべきである」とされており、下関市からは「国土交通省令で定める一定回数(現行規定とは異なる回数でも可)以上の航海従事経験として地方運輸局長(運輸管理部長を含む)が認定した外国籍船の船長であること」等の条件を備えた外国籍船は、水先法第13条第1項本文ただし書きの対象とするといった具体的な代替措置が示されているので、これを踏まえ、特区において要望を実現できないか、具体的に検討し、回答されたい。	小型船も含めた全船舶を対象とした交通管制や航空機で行われているようなレーダー誘導システムなどが存在しない海上交通システムの現状を踏まえれば、狭水域で、様々な船舶が輻輳する海上交通の難所において、気象・海象・風潮流など操船に与える様々な外部的影響を考慮しながら大型船舶を安全に航行させるためには、当該水域事情に熟知した高度な操船能力を有する水先人が乗り込んで船舶の操船指示を行う以外に方法はなく、国際的にも、水先業務のより一層の安全レベルの向上を図る取組みが続けられているところである。さらに、諸外国における強制水先の対象船舶の範囲(注:400トン以上～1500トン以上の船舶を対象とする国が多く、米国では原則として全船舶を対象としている。)と比較しても、既に、我が国の対象船舶は緩和された水準となっている。 さらに、外国籍船については、船員の配乗・管理等が全て我が国の法制対象外であるため、船長をはじめとする船舶職員全員が我が国の海事法令等を熟知し、我が国の法令に基づく安全体制の下で組織的に運航される日本籍船と異なり、安全レベルの確保に制度的な保証がない。従って、下関市のご提案のように、船長が一定回数以上の航海従事経験があったとしても、そもそも外国籍船と日本籍船では、乗組員全体の安全レベルや、船長が有する我が国の海事法令等に関する知識レベルなどについての制度的保証がなく、水先人に替わる安全レベルは確保できない。また、内航貨物船、旅客船、タンカーなど様々な船舶が輻輳する水域では、船舶の操船指示にあたる船長(又は水先人)自らが、対向船舶や併走船舶、横切船舶などの動静に応じ、船舶相互で無線通信により連絡調整を図りつつ、直ちに船舶間の優先順位を判断・整理し、回避動作等を行わなければならない。単に日本語の会話能力のある者が乗組んでいたとしても、水先人に替わる安全レベルは確保できない。さらに、下関市からご提案のあったSOLAS条約に基づくISMコードの趣旨は、船舶・陸上を含めた全社的な「安全管理システム」の構築であり、輻輳水域での安全操船能力の確保とは無関係である。  また、我が国の水先料金は、距離当たりで見るとアジア諸国並であり、総額で見ても欧米諸国と比べて高い水準にはない。我が国港湾における港湾諸料金の大半は、ターミナル使用料や貨物取扱コスト等で占められており、港湾の利用促進を図る上で水先料金がネックとなっている事実はない。 いずれにせよ、各自治体のご要望の趣旨は、いずれも港湾コストの低減を目的としたものであるが、水先料金については、現在、全国的に各強制水先区の料金の見直し作業を進めており、本年1月には見直しの第一次分を措置(船舶の大きさ、船種により効果は異なるが、トータルで概ね1割から2割程度の料金低減効果がある。)したところである。引き続き、料金のベースとなるきょう導距離等の再検証を進め、15年度内に必要な見直しを行うこととしている。	C	提案者からの意見では「現在は日本の航路について十分な知識を有する日本人船長が乗船する外国籍船舶(便宜置船舶)を期間備船して運航することが主流となっている」、「日本の法人が備船する期間備船が除外されているため、大半の定期コンテナ船が当該制度の対象とならない」という実態から、「(期間備船を除く。)」との規定を削除すべきである」とあり、これについて具体的に検討し、回答されたい。			日本籍船については、船長以外にも、我が国の海事法令や日本語などに精通した船員が、我が国の法制度に則って、確実に乗組み、定められた方法・体制で航海当直を実施している。このため、日本籍船については、こうした我が国の法制度に基づく船舶全体の安全運航体制を基礎とした上で、一定の経験を有する船長が乗組んでいる場合には強制水先の免除を認めている。 一方、近年においては、我が国の船社が、外国籍船を、当該外国で船員を配乗した上で用船する場合(注:こうした用船形態を「期間用船」という。)が多いが、期間用船された船舶の船内運航体制は、当該外国の法令に基づくものであり、我が国の法制の対象外である。 実態としても、このような期間用船の場合、外国で船員配乗を行うため、船員全員が外国人というものが殆どであり、日本人船長が乗船する外国籍船舶を期間用船して運航することが主流となっているという東京都の指摘は事実誤認である。 このように、当該期間用船された外国籍船舶については、日本籍船と異なり、我が国の海事法令や日本語などに精通した船員が確実に乗組んでいるとは言えず、船舶に乗組む船員全体による安全確保に制度的保証がない。また、外国籍船舶に我が国の法制度を適用させるといったような、船舶に乗組む船員全体による安全確保のための代替措置も実現不可能である。 いずれにせよ、各自治体のご要望の趣旨は、いずれも港湾コストの低減を目的としたものであり、水先料金については、現在、全国的に各強制水先区の料金の見直しを進めており、本年1月には見直しの第一次分を措置(注:船舶の大きさ、船種により効果は異なるが、トータルで概ね1割から2割程度の料金低減効果がある。)したところである。引き続き、15年度内に必要な見直しを行うこととしている。	1379030	東京都	13000	国際港湾特区	強制水先の必要な船舶(外国籍船)の見直し	
									C-1		1323040	横浜市港湾局	14100	国際物流特区	強制水先の必要な船舶の範囲(外国籍船)の見直し
											1056010	下関市	35201	東アジアロジスティックス特区	強制水先の必要な船舶の範囲の見直し

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	提案事項コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
強制水先の必要な区域の範囲の見直し	1209070	<p>水先制度は、自治体の区域でない公有水面上の、しかも、複数の自治体沿岸に接する広域的な水域において、様々な国籍等の多種多様な船舶の交通の安全を確保するために実施されているものであり、特定自治体に入出港する船舶のみを取り出して強制水先の必要な区域の範囲を見直し、安全レベルを低下させることは不適切であるとともに、安全確保のための代替措置も実現不可能である。</p> <p>特に、東京湾入口から横浜港に至る経路は、狭水域であり、かつ、我が国有数の船舶交通の輻輳水域であることから、これを強制水先区域から除外することは不可能である。</p> <p>なお、横浜港入港に際しては、東京湾入口から横浜港入口までを東京湾水先人が、横浜港入口からパース着岸までを横浜川崎区水先人が実施しているが、これは、安全上の観点からそれぞれの水域に精通した水先人が専門的に水先業務を担当する必要があるためである。そして、両水先区に係る水先料に重複はなく、2つの水先区を通過することが、コストの増加につながっているという事実はない。</p> <p>いずれにせよ、ご要望の趣旨は、港湾コストの低減を目的としたものであるが、水先料金については、現在、全国的に各強制水先区の料金の見直し作業を進めており、本年1月には見直しの第一次分を措置(船舶の大きさ、船種により効果は異なるが、トータルで概ね1割から2割程度の料金低減効果がある。)したところである。引き続き、料金のベースとなるきょう導距離等の再検証を進め、15年度内に必要な見直しを行うこととしている。</p>			E						1323020	横浜市港湾局	14100	国際物流特区	強制水先の必要な区域の範囲の見直し
強制水先の必要な船舶の範囲(対象船舶の大きさ)の見直し	1209080	<p>強制水先の対象となる船舶の範囲の緩和については、各水先区の水域特性の変化を踏まえ、操船シミュレータ実験等による安全面の十分な技術的検証を行った上で見直しを適時適切に行ってきたところである。平成10年には神戸区、平成11年には横浜川崎区、平成14年には関門区について、それぞれ水先対象船舶の範囲を緩和した。</p> <p>引き続き、特区の自治体に接する水域であるか否かに関わらず、合理的な安全規制の確保のため、必要な見直しに適時適切に取り組むこととしている。</p> <p>また、横浜川崎区については、平成11年の見直しにおいて、3000トンから3000トンへの緩和が適当であるとされたところであるが、現在、横浜港で港湾計画に基づいた整備が推進されており、今後、船舶交通の状況等が大きく変化することが予想されることから、この整備の進捗状況等にあわせ、現港湾計画の最終年度である概ね平成17年までに、再度1万トンへの緩和について検討することとしている。</p> <p>このため、昨年6月、関係港湾管理者を含めた船舶交通流モニタリング委員会を設置したところである。</p> <p>いずれにせよ、各自治体のご要望の趣旨は、いずれも港湾コストの低減を目的としたものであるが、水先料金については、現在、全国的に各強制水先区の料金の見直し作業を進めており、本年1月には見直しの第一次分を措置(船舶の大きさ、船種により効果は異なるが、トータルで概ね1割から2割程度の料金低減効果がある。)したところである。引き続き、料金のベースとなるきょう導距離等の再検証を進め、15年度内に必要な見直しを行うこととしている。</p>	<p>川崎市の提案は、平成17年度までに強制水先対象船舶を再度1万トン以上へ緩和を検討することとしていることについて、検討期間の短縮と早期実現を要望するものであり、特区において先行的にできる限り早期に実現できないが、具体的に検討し、回答されたい。</p>	<p>横浜川崎区における強制水先の対象となる船舶の範囲については、平成11年に操船シミュレータ実験等による安全面の十分な技術的検証の結果に基づいて、従来3000トン以上の船舶から、3000トン以上の船舶へと規制の緩和を実施したところであり、現時点においては、当該水域における港湾整備の状況等に大きな変化はなく、10000トン以上への緩和は困難である。</p> <p>しかしながら、横浜港では、平成17年度を最終年度とする港湾計画に基づいた港湾整備が推進されているところであり、当該整備の完成により船舶交通の状況等に大きな変化があることも予想されることから、この港湾計画の最終年度である概ね平成17年までに、再度1万トンへの緩和について検討することとしており、このため、昨年6月、関係港湾管理者を含めた船舶交通流モニタリング委員会を設置したところである。</p> <p>従って、当該水域が特区となったとしても、同計画に基づく港湾整備が前倒しで実現するものではない。強制水先対象船舶の範囲の見直しは、特区であるか否かに関わらず、港湾整備等による当該水域における船舶交通の状況変化に関する分析や新たな交通状況下での操船シミュレータ実験等による安全面の十分な技術的検証に基づいて実施されるものであることから、当該水域が特区となったとしても、前述の検討スケジュールの前倒しや、こうした安全面の検証を無視した規制の緩和を行うことは困難である。</p> <p>いずれにせよ、各自治体のご要望の趣旨は、いずれも港湾コストの低減を目的としたものであるが、水先料金については、現在、全国的に各強制水先区の料金の見直し作業を進めており、本年1月には見直しの第一次分を措置(船舶の大きさ、船種により効果は異なるが、トータルで概ね1割から2割程度の料金低減効果がある。)したところである。引き続き、料金のベースとなるきょう導距離等の再検証を進め、15年度内に必要な見直しを行うこととしている。</p>	C	<p>提案者からの意見では「横浜川崎区における強制水先対象船舶の平成17年度までの1万トン以上への緩和の検討について、検討期間の短縮と早期実現」を要望しており、これについて具体的に検討し、回答されたい。</p>	C - 1			1323030	横浜市港湾局	14100	国際物流特区	強制水先の必要な船舶の範囲(対象船舶の大きさ)の見直し	
											1181040	川崎市	1408	国際物流特区	強制水先の必要な船舶の範囲の見直し
水先料金の見直しの早期実施	1209090	<p>水先料金については、現在、全国的に各強制水先区の料金の見直し作業を進めており、本年1月には見直しの第一次分を措置(船舶の大きさ、船種により効果は異なるが、トータルで概ね1割から2割程度の料金低減効果がある。)したところである。引き続き、料金のベースとなるきょう導距離等の再検証を進め、15年度内に必要な見直しを行うこととしている。</p> <p>なお、夜間の割増料金については、夜間の船舶のきょう導は視界が悪く昼間に比して著しく困難なこと及び水先業務は労働集約的な事業であることから、これを廃止することは困難であるが(他の労働集約的な事業である港湾運送事業、タグ事業なども夜間の割増料金を設けているところである。)、いずれにせよ、ご要望の趣旨は、港湾コストの低減であり、水先料金については、上記のとおり適切な見直しに取り組むこととしている。</p>			B - 2						1323010	横浜市港湾局	14100	国際物流特区	水先料金制度の見直しの早期前倒し実施(水先料金制度の弾力的・効率的運用)
											1181030	川崎市	1302	国際物流特区	水先料金制度の弾力的・効率的運用

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	提案事項コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	規制の特例事項(事項名)	
石川県珠洲市全域の海岸線の一部埋め立て利用の緩和	1210010	公有水面の埋立てについては、都道府県知事又は港湾管理者の免許手続きに係らしめており、免許をとれば可能となっているところである。			D - 1						2005020	NPO法人申請中 I・H・H・Sグループ	50080	1. 3億人の雇用と、100兆円/年の売り上げを実現する「プロジェクト名:tammy」	石川県珠洲市全域の海岸線の一部埋め立て利用の緩和	
公有水面埋立地の権利設定及び用途変更の制限期間(10年)の短縮化及び撤廃	1210020	公有水面の埋立てについては、国民共有の資産である貴重な公有水面を埋立てて、特定の者に土地の造成を認め所有権を与えるものであることから都道府県知事又は港湾管理者の免許手続きに係らしめ、公衆への告示・縦覧、地元市町村長への意見徴取、関係都道府県知事への通知等の手続きを経て行われている。また、埋立造成後の土地利用が特定された場合に限り免許が与えられる。 したがって、埋立地は、免許どおりの処分がなされるよう担保する必要があり、安易な権利の移転・設定は認められるべきものではなく、造成後にやむを得ず権利の移転・設定を行う場合、利権化及び乱開発の防止の観点から埋立地の適正な利用を確保するため、新住宅市街地開発法を始めとする土地利用の制限に関する他法令の例を踏まえ、権利の移転・設定の制限期間を10年間と定め、免許権者の許可に係らしめている。 このため、権利の移転・設定の許可手続きに係る制限期間の短縮を行うことは、公有水面埋立制度の根幹に係る問題であり、困難である。	竣工認可前は何ら制限がないのに対し、竣工認可後は権利の移転・設定の許可が必要とするのは不合理であり、横浜市港湾局の提案を踏まえ、特区において要望を実現できないかを、具体的に検討し、回答されたい。								1323190	横浜市港湾局	14100	国際物流特区	公有水面埋立地の権利設定の制限期間(10年)の短縮化	
		公有水面の埋立てについては、国民共有の資産である貴重な公有水面を埋立てて、特定の者に土地の造成を認め所有権を与えるものであることから都道府県知事又は港湾管理者の免許手続きに係らしめ、公衆への告示・縦覧、地元市町村長への意見徴取、関係都道府県知事への通知等の手続きを経て行われている。また、埋立造成後の土地利用が特定された場合に限り免許が与えられる。 したがって、埋立地は、免許どおりの土地利用、処分がなされるよう担保する必要があり、安易な用途変更、権利の移転・設定は認められるべきものではなく、造成後にやむを得ず用途変更、権利の移転・設定を行う場合、利権化及び乱開発の防止の観点から埋立地の適正な利用を確保するため、新住宅市街地開発法を始めとする土地利用の制限に関する他法令の例を踏まえ、用途変更、権利の移転・設定の制限期間を10年間と定め、免許権者の許可に係らしめている。 このため、用途変更、権利の移転・設定の許可手続きに係る制限期間の短縮・撤廃を行うことは、公有水面埋立制度の根幹に係る問題であり、困難である。	竣工認可前は何ら制限がないのに対し、竣工認可後は権利の用途変更の許可が必要とするのは不合理であり、兵庫県提案を踏まえ、特区において要望を実現できないかを、具体的に検討し、回答されたい。	「竣工認可前は何ら制限がない」とは、事実誤認である。権利の移転・設定については、竣工認可前において、土地はなく所有権も存在しないことから、論理的にありえない。また、用途変更については、竣工認可前において、国民に周知し、意見徴取をするために行われる告示・縦覧、地元市町村の議決等、厳格な手続きを経なければ用途変更の許可ができないことになっている。 国民の環境問題への関心が高まり、埋立てに対する批判が厳しい中で、制限期間の撤廃・短縮をすることは、竣工後において、何の制限もなく権利の移転・設定ができることであり、免許に当たり、告示・縦覧を行い国民に周知していることを考えれば、国民の埋立行政に対する信用を失墜させるとともに、免許制度の本質を失わせ、安易な開発を惹起し、時代の流れに逆行するもので、国民の理解を得られない。 また、竣工後の権利の移転・設定、又は用途変更については、許可基準の運用を緩和する特例措置を実施することとしており、これにより、個別の許可の運用で対応できることから、不要とも考える。	C- A							1220070	兵庫県	2801	国際経済特区	公有水面埋立地の用途変更の制限期間(10年)の短縮化、撤廃
		公有水面の埋立てについては、国民共有の資産である貴重な公有水面を埋立てて、特定の者に土地の造成を認め所有権を与えるものであることから都道府県知事又は港湾管理者の免許手続きに係らしめ、公衆への告示・縦覧、地元市町村長への意見徴取、関係都道府県知事への通知等の手続きを経て行われている。また、埋立造成後の土地利用が特定された場合に限り免許が与えられる。 したがって、埋立地は、免許どおりの土地利用がなされるよう担保する必要があり、安易な用途変更は認められるべきものではなく、造成後にやむを得ず用途変更を行う場合、利権化及び乱開発の防止の観点から埋立地の適正な利用を確保するため、新住宅市街地開発法を始めとする土地利用の制限に関する他法令の例を踏まえ、用途変更の制限期間を10年間と定め、免許権者の許可に係らしめている。 このため、用途変更の許可手続きに係る制限期間の短縮を行うことは、公有水面埋立制度の根幹に係る問題であり、困難である。	竣工認可前は何ら制限がないのに対し、竣工認可後は権利の用途変更の許可が必要とするのは不合理であり、横浜市港湾局の提案を踏まえ、特区において要望を実現できないかを、具体的に検討し、回答されたい。	港湾区域内の埋立地について、用途変更等の制限期間の短縮を図る。 なお、「竣工認可前は何ら制限がない」とは、事実誤認である。権利の移転・設定については、竣工認可前において、土地はなく所有権も存在しないことから、論理的にありえない。また、用途変更については、竣工認可前において、国民に周知し、意見徴取をするために行われる告示・縦覧、地元市町村の議決等、厳格な手続きを経なければ用途変更の許可ができないことになっている。								1323180	横浜市港湾局	14100	国際物流特区	公有水面埋立地の用途変更の制限期間(10年)の短縮化

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	提案事項コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
公有水面埋立地の権利設定・用途変更の許可手続きの簡素化	1210030	大臣協議を報告とすることは、既に処分がなされた後となり、許可処分は是正をすべき場合においても経済的、物理的な面からは是正が不可能な場合もあり困難である。			C						1323170	横浜市港湾局	14100	国際物流特区	公有水面埋立地の権利設定の承認手続きの簡素化
	1210070										1323160	横浜市港湾局	14100	国際物流特区	公有水面埋立地の用途変更の承認手続きの簡素化
公有水面埋立に係る用途変更等手続きの簡素化及び許可権限の地方公共団体への委譲並びに埋立背後地の無償譲与	1210050	<p>公有水面の埋立てについては、国民共有の資産である貴重な公有水面を埋立てて、特定の者に土地の造成を認め所有権を与えるものであることから都道府県知事又は港湾管理者の免許手続きに係らしめ、公衆への告示・縦覧、地元市町村長への意見徴取、関係都道府県知事への通知等の手続きを経て行われている。また、埋立造成後の土地利用が特定された場合に限り免許が与えられる。したがって、埋立地は、免許どおりの土地利用、処分がなされるよう担保する必要があり、安易な用途変更、権利の移転・設定は認められるべきものではなく、造成後にやむを得ず用途変更、権利の移転・設定を行う場合、利権化及び乱開発の防止の観点から埋立地の適正な利用を確保するため、新住宅市街地開発法を始めとする土地利用の制限に関する他法令の例を踏まえ、用途変更、権利の移転・設定の制限期間を10年間と定め、免許権者の許可に係らしめている。また、国の立場から見ても重要又はもたらす影響が大きい埋立については、その適切性を国も判断する必要があることから、都道府県知事又は港湾管理者の免許に際して、大臣認可に係らしめているところであり、埋立地の用途変更、権利の移転・設定に係る免許権者の許可に際しても、同様に国がその適切性を判断する必要があることから、大臣協議に係らしめている。このため、用途変更、権利の移転・設定の許可手続きの簡素化、または地方公共団体への権限委譲を行うことは、公有水面埋立制度の根幹に係る問題であり、困難である。</p> <p>次に、埋立背後地の無償譲与については、免許を受けた者が埋立工事において、その埋立地背後の国有地に設置されている施設と同一又は同種の代替施設を設置し、これを無償で国に帰属した場合に限り、免許権者が免許を受けた者に埋立背後地を無償で下附することができるものであって、これ以外は、無償で下附することは困難である。</p>			C					1386010	輪島市	17204	輪島港リソウカ特区	公有水面埋立に係る用途変更手続きの簡素化及び埋立背後地の無償譲与	
特定重要港湾における一定規模以下の面積のものの埋立免許の大臣認可からの除外	1210080	<p>特定重要港湾は、国際海上輸送網の拠点として国の利害に特に重要な関係を有する港湾であり、当該港湾に係る埋立免許は、国の立場から見ても重要であり、また、もたらす影響が大きいことから、より慎重な取扱いをする必要がある。このため、免許権者のみの判断にゆだねることなく、大臣がその埋立ての内容、目的、利害関係の調整、環境保全上の配慮等について、客観的、広域的な見地から総合的に検討し、判断することが必要であり、たとえ小規模な埋立であっても、全て大臣認可に係らしめることが必要であり、認可対象を縮小することは、困難である。</p>	<p>費省からの回答では「特定重要港湾について埋立免許の認可対象を縮小することは困難」とあるが、横浜市の提案にあるように、重要港湾並みに、例えば1ha以下の埋立など一定規模以下の埋立について大臣認可を不要とすることができないか、具体的に検討し、回答されたい。</p>		C		<p>提案者からの意見では「横浜港のような特定重要港湾では、規模の例外規定がないため、他の港湾に比べて手続きに要する期間が長くなることから、埋立事業者の事業計画等が立案しにくく、特定重要港湾での埋立てを避けるなど、臨海部の産業活性化を図る上で支障となっている」とあり、これについて具体的に検討し、回答されたい。</p>		C - 1		1324100	横浜市	14100	京浜臨海部再生特区	特定重要港湾における一定規模以下の面積のものの埋立免許の大臣認可からの除外
											1323200	横浜市港湾局	14100	国際物流特区	特定重要港湾における一定規模以下の面積のものの埋立免許の大臣認可からの除外

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	提案事項コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
民間事業者のシステム間で物流情報を共有化するためには、港湾物流情報プラットフォームの構築を推進する必要がある。また港湾諸手続きに係るシステムのシングルウィンドウと接続することにより、手続きの迅速な対応ができるようにするため関係省庁、港湾管理者及び民間事業者による新しく必要なシステム構築について推進する。	1210110	現行法令上は規制はない。現状では、全ての関係者が利用できるシステムが無い。港湾物流の効率化の妨げとなっている。自治体からの要望については、国としても、民間事業者間の港湾物流情報の共有化は重要であると認識しており、国・港湾管理者・民間事業者による検討会を設置し、検討を始めたところである。			E						1181020	川崎市	2302	国際物流特区	輸出入、港湾関係の手続きの合理化(ワンストップサービス・シングルウィンドウ化等)
国有地(普通財産、国有港湾施設)の賃貸にかかる業種規制の緩和	1210120	本件は左記通達に該当せず、普通財産として処分することを原則としている。ただし、港湾区域等に所在し処分が困難な財産については、一時的な貸付けを行うこともやむを得ないと考えられるが、その場合にも業種規制はない。			E						1306010	神戸市	2806	国際みなと経済特区	国有地(普通財産、国有港湾施設)の賃貸にかかる業種規制の緩和
臨港地区における構築物規制の弾力化	1210140	港湾法第40条に基づき、港湾管理者の属する地方公共団体が定める条例により、臨港地区内において分区分を指定し構築物の建築規制を行うことができるとされている。本件については、地方自治法第245条の4に規定する技術的助言として、「指定されている分区分が二以上の混合的性格を有することもありうることから当該分区分の性格や当該港湾の事情を考慮して、実情に応じた条例が定められるよう配慮すること」等の内容の運用指針を住宅局長通知)、例えば、リサイクル施設を臨港地区の分区分内に建設するにあたっての運用については、本通知の趣旨を踏まえて、港湾管理者である地方公共団体の判断により対応されるべきものであると考える。各港湾管理者の長あてに既に通知しているところであり(平成12年12月28日運輸省港湾局長・建設省都市局長・建設省			D - 1						1323210	横浜市港湾局	14100	国際物流特区	臨港地区における構築物規制の弾力化

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	提案事項コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
臨港地区における構築物規制の弾力化	1210150	港湾法第40条に基づき、港湾管理者の属する地方公共団体が定める条例により、臨港地区内において区分を指定し構築物の建築規制を行うことができるとされている。本件に関連して、地方自治法第245条の4に規定する技術的助言として、「指定されている区分が二以上の混合的性格を有することもありうることから当該区分の性格や当該港湾の事情を考慮して、実情に応じた条例が定められるよう配慮すること」等の内容の運用指針を各港湾管理者の長あてに既に通知しているところであるが(平成12年12月28日運輸省港湾局長・建設省都市局長・建設省都市局長・建設省住宅局長通知)、港湾管理者である地方公共団体の中には、本運用指針に沿った条例の改正等を行わず、単一的機能しか認めていない例が散見されるところである。したがって、複合的土地利用の促進のための臨港地区における構築物規制の弾力化を図るため、本通知の趣旨を改めて各港湾管理者に対し周知徹底する予定。			D - 1						1110010	新潟県 柏崎市	15205	海洋空間活性化特区	臨港地区内においての目的外建築物建設要件の弾力化
空港滑走路の進入表面の制限高さに関する規制緩和	1211010	制限表面による物件の制限等は、空港に離着陸する航空機の安全を確保し、乗客、乗員、空港周辺住民等の生命、財産を守るための重要な不可欠の安全規制であり、国際標準に基づき、全国的に同一の基準により実施されているものである。 総合規制改革会議の「第2次答申」(平成14年12月12日)において、「航空法による建築物等の高さ制限の合理化」については、「我が国の各空港が置かれている気象・地形などの自然的・地理的条件、稠密な市街地や船舶の輻輳する港湾等と近接しているといった立地条件や航空機の運航実態を踏まえた運航の安全性の確保と環境面の配慮の必要性を十分に考慮に入れて、最近の我が国の就航機材の実情、諸外国の類似例等を踏まえ専門的・技術的観点から現行の制限表面の合理性について再検証を行い、都心の高度利用のニーズも踏まえ、制限表面の見直しの検討をすべき」であり、「平成14年度検討開始、平成15年度中目処に一定の結論」との指摘がなされているところである。 国土交通省としては、平成14年12月に外部有識者による検討委員会「制限表面の見直しに関する調査検討委員会」を設け、全国的基準のあり方全体について、専門的・技術的観点からの見直しを開始したところであるが、現時点において、見直しの可否、内容等は定まっておらず、特区において先行的に実施できるか判断できる段階ではない。			C						1360010	神奈川県	空港滑走路の進入表面の制限高さに関する規制緩和	国際臨空産業特区	空港滑走路の進入表面の制限高さに関する規制緩和
本邦内で発着する旅客等の運送の許可申請に係る申請期間の緩和	1211020	ご指摘の申請に関しては、必要最低限の日数となっている。 なお、申請者の不備により補正を要する場合が多数みられ、発着予定日の離着陸を着実に実現させるためにも、これ以上の日数の短縮は適切ではない。			C						1197120	北九州市	40100	北九州市国際物流特区	外国航空機の国内使用の許可申請の緩和
建築物上における航空機の離着陸を認めてほしい。	1211030	建築物上であっても、設置基準に適合する場合には飛行場の設置を許可している。例えば、新聞社等の屋上についてヘリポートの設置を許可している。			D - 1						2005040	NPO法人 申請中 I・H・H・Sグループ	50080	1.3億人の雇用と、100兆円/年の売り上げを実現する「プロジェクト名:tammy」	50階建てビルの屋上に、垂直離陸機が直接、離着陸できる許可がほしい
老朽化護岸を改修するための公有水面埋立法の運用緩和	1210090	護岸等の前出し整備に係る埋立免許の要否については、春分及び秋分満潮位で埋立地と公有水面の境界を判断しており、その取扱いの緩和は、困難である。なお、当該事務連絡は、あくまでも、埋立地と公有水面の境界をわかりやすく示したものである。	貴省からの回答では「護岸等の前出し整備に係る埋立免許の取扱いの緩和は困難」とあるが、改修目的により行われる必要最小限のものについて免許が必要であるとするのは過重負担であり、この観点から免許を要しないこととできないか、具体的に検討し、回答されたい。	本要望は、横浜港湾管理者(横浜市)による水域の占用許可の可否で判断されるべきものと考える。	E		提案者からの意見では「護岸補修工事における構造上、最低限必要な張り出し行為については、公有水面埋立法に基づく埋立行為とならないよう、取扱いを改めたい」とあり、運用改善、解釈の明確化等の観点から誤解のないように周知を図る必要があるのではないか。これについて具体的に検討し、回答されたい。	既設護岸と機能上一体不可分の範囲において、補修する構造上必要最小限の前出しについては、基本的には、免許権者(港湾管理者)により判断されるべきと考えるが、本件については、埋立免許取得まで要しないと考えられる。	D - 1		1324110	横浜市	14100	京浜臨海部再生特区	老朽化護岸を改修するための公有水面埋立法の運用緩和

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推定からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各省庁からの回答に対する構造改革特区推定からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	提案事項コード	提案主体名	提案主体コード	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
危険物荷役・運送許可申請の休日受付の実施	1214010	土、日、祝日に危険物荷役許可等の申請を受け付けるためには、休日においても担当者を配置しなくてはならないが、国家財政の厳しい状況下、国家公務員の削減を求められている中で、新たな予算、定員の確保は困難な状況である。	貴省からの回答では「土、日、祝日に危険物荷役許可等の申請受け付けは困難な状況」とあるが、需要が恒常的であると見込まれる場合には、要望を実現できないか、具体的に検討し、回答されたい。	木更津港、千葉港及び大分港においては、地元港湾関係者の幅広い意見要望を聴取し、行政に反映させるための「港長との意見交換会」を開催しているが、土、日、祝日における危険物荷役許可等の申請受付について、民間からの要望は聞いていない。なお、土、日、祝日に危険物荷役許可等の申請を受け付けるためには、休日においても担当者を配置しなくてはならないが、現行の定員下では対応困難であり、また、国家財政の厳しい状況下、国家公務員の削減を求められている中で新たな予算、定員の確保も困難な状況である。	F		貴省からの回答では「土、日、祝日に危険物荷役許可等の申請受け付けは困難な状況」とあるが、需要が恒常的であると見込まれる場合には要望を実現できないか、再度具体的に検討し、回答されたい。	木更津港、千葉港及び大分港においては、行政の内容を常に見直していくために、地元港湾関係者から幅広く意見・要望を聴取する場として「港長との意見交換会」を開催しているが、土、日、祝日における危険物荷役許可等の申請受付について、民間からの要望は聞いていない。なお、土、日、祝日に危険物荷役許可等の申請を受け付けるためには、休日においても危険物荷役に精通した担当者を配置しなくてはならないが、現行の定員下では対応困難であり、また、国家財政の厳しい状況下、国家公務員の削減を求められている中で新たな予算、定員の確保も困難な状況である。今後引き続き「港長との意見交換会」において地元港湾関係者から幅広く意見・要望を聴取して参りたい。	C - 1		1273080	大分県	44000	大分港環境・産業活性化・物流特区	危険物荷役新規申請が土、日、祝日できるようなくみ
	1267060	千葉県	12000	国際空港・港湾特区	危険物荷役・運送許可申請の休日受付の実施										
夜間入出港制限の緩和	1214020	釜石港については、港則法第6条に基づく夜間入港制限の対象港ではない。			E						1381010	釜石市	3211	夜間入出港自由化特区	夜間入出港制限の緩和
	1214040	包括許可制度については、個別申請と比べて追加的な要件はなく簡素化が図られているものである。	川崎市の提案では「現行の包括許可制度を活用するとしても、継続的な適正要件などがあり、手続きが簡素化されていない」との指摘があり、これを踏まえて、港長の許可を要する入港船舶の総トン数の下限を1000トンまで引き上げられないか、具体的に検討し、回答されたい。	包括許可制度は、手続きの簡素化を図るため海事関係者等を交えた検討の上、平成13年度から導入された制度であり、船舶の総トン数の如何にかかわらず同制度の適用がある。同制度には、川崎市の指摘する「継続的な適正要件」は設けられておらず、川崎市提案の対象となっている船舶であっても、同制度により入港毎の許可は不要となることから手続きの簡素化は図られており、川崎市の提案は事実誤認に基づくものである。 なお、京浜港川崎区は、多数の運河で構成されており、見通しの悪い箇所や可航幅が制限されている箇所が多数存在することから、入港着岸にあたっては相当に注意を要する港である。さらに、川崎区内には危険物基地が多数存在し、危険物積載船舶が多数航行していることから、一旦、事故が発生した場合には、単に当該船舶だけでなく、港内に着岸している船舶や港内の危険物施設を巻き込む重大な災害に発展するおそれもある。このため、夜間入航の基準を緩和し、航行安全上の要件を満たさないおそれのある船舶が増加することは、港内における安全確保上、問題があると考えている。	E						1181090	川崎市	1408	国際物流特区	夜間入港制限の緩和
危険物積載タンカーの船間距離基準の緩和	1214030	船間保安距離については、荷役船舶の大きさ、付近停泊船舶及び航行船舶の種類、大きさ、輻そう状況等を踏まえ、一定の安全対策を講じることで、距離を短くすることは可能である。			D - 1						1273090	大分県	44000	大分港環境・産業活性化・物流特区	危険物積載タンカーの船間距離基準の緩和

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推進からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の 分類」の 見直し	「措置の 内容」の 見直し	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進 室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分 類」の見 直し	「措置の内 容」の見 直し	提案事項 コード	提案主体名	提案主体 コード	特区構想名	規制の特例事項(事項 名)
水島航路における 巨大船通過時の待 機船の長さの緩和	1214050	水島航路については、その航路幅が狭い(600~700m)ことに鑑み、学識経験者、海事関係者、漁業関係者等を交えた検討結果に基づいて、巨大船と行き会うことが危険と認められる船舶の長さを定めたものである。	水島航路における待機船の長さが定められたのはいつか。時間の経過により船舶の航行技術が進歩しているのであれば、これを踏まえ要望を実現できないか、具体的に検討し、回答されたい。	水島航路における待機船の長さが定められたのは、昭和48年3月(海上交通安全法施行規則制定時)である。水島航路は、狭い航行水域であり、複雑な海潮流が存在する上に、航行船舶、操業漁船が輻輳している。このような交通環境の海域において大型船同士が行き会う場合、避航水域が制限されていること、保針性等の運動性能が低下することなどから、衝突、乗り揚げ海難を防止するため行き会い対象船を制限したものであり、現在の航行技術を以ても航路幅の拡幅等の航行環境の改善が認められない現状において緩和は困難である。	C						1213030	岡山県	3304	水島港国際物流・産業特区	水島航路における巨大船通過時の待機船の長さの緩和
宅地建物取引主任 者も法律相談業務 を行えるようにす るため、宅地建物 取引業法で規定さ れている業務に加 え、特例法により 法律相談業務も行 えるようにする。	1220010	弁護士法第72条に基づき、弁護士において宅地建物取引主任者を位置付けることが前提となると考える。	提案者の要望は弁護士の大都市偏在による地域における法律相談の需要に十分な対応がなされていない現状に対し他の資格者を活用することで対応することを目的とするものである。提案の主旨に鑑み、地域を限定し資格に応じて行うことができる非弁護士活動(法律相談)法律相談業務の内容、地域要件を特定することにより、特区において実現できないか具体的に検討し、対応されたい。		C						2146040	(株)東京リーガルマインド	50020	法律相談自由化特区	宅地建物取引主任者の業務範囲の拡大
不動産鑑定士も法 律相談業務を行 えるようにする ため、不動産の鑑 定評価に関する法 律で規定されてい る業務に加え、特 例法により法律相 談業務も行えるよ うにする。	1220020	弁護士法第72条に基づき、弁護士において不動産鑑定士を位置付けることが前提となると考える。	提案者の要望は弁護士の大都市偏在による地域における法律相談の需要に十分な対応がなされていない現状に対し他の資格者を活用することで対応することを目的とするものである。提案の主旨に鑑み、地域を限定し資格に応じて行うことができる非弁護士活動(法律相談)法律相談業務の内容、地域要件を特定することにより、特区において実現できないか具体的に検討し、対応されたい。	弁護士法第72条に基づき、弁護士において宅地建物取引主任者、不動産鑑定士、マンション管理士を位置付けることが前提となると考える。	C						2146020	(株)東京リーガルマインド	50020	法律相談自由化特区	不動産鑑定士の業務範囲の拡大
マンション管理士 も法律相談業務 を行えるようにす るため、マンション の管理の適正化の 推進に関する法律 で規定されている 業務に加え、特例 法により法律相談 業務も行えるよ うにする。	1220030	弁護士法第72条に基づき、弁護士においてマンション管理士を位置付けることが前提となると考える。	提案者の要望は弁護士の大都市偏在による地域における法律相談の需要に十分な対応がなされていない現状に対し他の資格者を活用することで対応することを目的とするものである。提案の主旨に鑑み、地域を限定し資格に応じて行うことができる非弁護士活動(法律相談)法律相談業務の内容、地域要件を特定することにより、特区において実現できないか具体的に検討し、対応されたい。		C						2146030	(株)東京リーガルマインド	50020	法律相談自由化特区	マンション管理士の業務範囲の拡大

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の 分類」の 見直し	「措置の 内容」の 見直し	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進 室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分 類」の見 直し	「措置の内 容」の見 直し	提案事項 コード	提案主体名	提案主体 コード	特区構想名	規制の特例事項(事項 名)
映画等のロケーション開催時等の道路使用の規制緩和	1205230	道路占用許可は、映画、テレビ等のロケーションの活動自体を許可の対象としているものではなく、これに伴う歩行者誘導案内板、見物人を遮る防護策等の道路上への設置を対象としているところ、個別の案件に対する道路占用許可の可否に関しては、実施予定場所の道路環境や、当該ロケーションにおいて設置が予定される個別の物件の内容等を踏まえつつ、道路の構造又は交通の円滑に支障を及ぼすおそれを勘案して、各道路管理者により個別に判断されるべきことであり、占用許可の際に附される許可条件の内容や、手続における書類内容等についても、法令に違反しない限り、道路管理者に委ねられている。			D1						1397010	小田原市	14206	フィルムコミッション特区	道路使用の規制緩和
里道・水路などの法定外公共物が開発エリアに含まれる開発事業において、事業スケジュールの短縮・事業コストの低減を図り、民間開発事業者の事業意欲を増進させるため用途廃止の処理期間を定めたり、又用途廃止の同意の手続は行政が行う。	1220040	里道、水路等の国土交通省所管の国有財産は国有財産法上の行政財産（公共用財産）である。行政財産は法律上処分が禁止されており、売払い等に際しては、法定受託事務として都道府県が用途廃止を行い普通財産とした上で財務省に引き継ぐ。用途廃止に係る同意書については都道府県の規則等により定められているのが一般的で法律事項ではないが、用途廃止する国有地と隣接土地所有者が開発等において紛争が生じていない証として、また将来の紛争防止の目的から用途廃止の申請に関係者の用途廃止の同意書の添付を求めているのが通例となっている。なお、用途廃止については個別具体的な状況により処理されるため、処理期間を定めるのは現実になじまないケースがあると思われる。			E						2128010	(株)大林組	50020	法定外公共物払下げ特区	里道・水路等の法定外公共物の公用用途廃止・払下げ手続の簡素化・迅速化
行政財産（補助金を使用したもの）の使用許可基準の緩和	1220050	補助金により取得された財産の処分等の制限は、補助金が国民の税金等貴重な財源により特定の用途に充てるものとして支出されていることに鑑み、補助目的どおりに使用され、補助目的が達成できるように設けられているものである。			C	財務省からの回答では「適正化法上、処分等を禁止する財産は比較的財産価値の高い一定の財産に限定され、耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合には、自由に処分できることとされている。また、処分等を禁止している財産であっても、各省各庁の長の承認を受けることにより処分できることとされている」とされていることから、一概にできないとするのではなく、目的外使用がどのような場合であれば認められるのか、具体的に検討し、回答されたい。		交付した補助金については、目的内で使用する場合には当然承認手続き等を必要としない。補助目的以外で使用する場合（目的外使用）については、財務省の回答にもあるように各省各庁の長の承認が必要となる（補助金適正化法第22条「財産の処分の制限」）。補助目的以外に使用することは認められないとしているのではなく、補助金適正化法第22条に規定される承認手続きを経れば使用することは可能である（承認なしの目的外使用は適正化法違反となる）。今回の川口市の提案は「街路事業として取得した用地を駐輪場等有料の施設として利用したいが、この場合に各省各庁の長の承認手続きを経るのではなく、補助事業者（市町村長等）の判断で可能とするよう緩和されたい」との要望であるが、駐輪場等として使用することは街路事業の補助目的から外れるため、上記で述べたように各省各庁の長の承認が必要となる。	C - 1		1052010	川口市		行政財産の使用許可基準の緩和の特区	行政財産（補助金を使用したもの）の使用許可基準の緩和
就学生への通学定期発行に関する規制の撤廃	1220060	通学定期の発行対象については、基本的に公共交通事業者の判断に委ねられている。また、その発行対象を規制する法令はない。なお、公共交通機関は、学校教育法の学校等に該当するか否かを一般的に基準としているため、当該教育機関の文教政策上の位置付けを明確にすること等が必要であると考えられる。			E						2099040	個人	50010	教育特区	《学生の身分保障》

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革 特区推室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の 分類」の 見直し	「措置の 内容」の 見直し	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進 室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分 類」の見 直し	「措置の内 容」の見 直し	提案事項 コード	提案主体名	提案主体 コード	特区構想名	規制の特例事項(事項 名)
第一種市街地再開 発事業において、 やむをえない事情 による転出に係る 補償金についての 5,000万円特別控 除又は代替資産取 得の特例の要件の 緩和	1203700	御提案において示された通知においては、特例 の具体的要望事項に関する規制は行っていない。			E						2181010	大成建設 株式会社	50020	段階型再開 発特区	やむを得ない転出事項 の拡大
神戸港を起終点と する観光船への外 国人乗組員(運航 要員を除く)の採 用	1209100	「人文知識・国際業務」の在留資格が与えられ た者については、客船においても就業すること が現行制度上可能である。また、「留学」等の 在留資格者であって資格外活動許可を受けたも のについても、許可の範囲内で客船においてア ルバイト活動を行うことができる旨運用の明確 化を図る。			B - 1						1306060	神戸市	2806	国際みなと 経済特区	神戸港を起終点とする観 光船への外国人乗組員 (運航要員を除く)の採用